

令和 7 年度

高知学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	25
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	38
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	38
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	49
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	59
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	64
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	74
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	85
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	90
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	93
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	98
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	98
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	100
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	103
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	104
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1~20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 3 月 23 日

理事長

高瀬 久志

学長

山下 文一

ALO

岸 康人

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更 城東学園附属幼稚園設立
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置

高知学園短期大学

平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可

<短期大学の沿革>

昭和 42 年	1 月 3 月 4 月	高知学園短期大学食物栄養科設置認可 食物栄養科を栄養士養成課程として指定 高知学園短期大学開学
昭和 43 年	2 月 3 月	衛生技術科設置認可 食物栄養科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許状（保健・家庭） 衛生技術科を衛生検査技師養成学校として指定
昭和 44 年	2 月	幼児教育科設置認可 幼児教育科を保育士養成学校として指定 幼児教育科を幼稚園教諭二級普通免許状を得させるための課程として認定
昭和 45 年	1 月 2 月 4 月	保健科設置認可 保健科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許 保健科を歯科衛生士学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき歯科衛生士養成学校として指定
昭和 46 年	4 月	衛生技術科を臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき臨床検査技師養成学校として指定
昭和 53 年	12 月	高知学園短期大学専攻科幼児教育専攻設置
昭和 62 年	12 月	保健科に保健専攻、歯科衛生専攻設置
昭和 63 年	1 月	保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許 保健科歯科衛生専攻を歯科衛生士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき歯科衛生士学校として指定
平成 2 年	3 月	食物栄養科、幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 食物栄養科：中学校教諭二種免許状（家庭） 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻：中学校教諭二種免許状（保健）、養護教諭二種免許状

高知学園短期大学

平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 12 年 2 月	幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻保健コース：中学校教諭二種免許状（保健） 同専攻 養護コース：養護教諭二種免許状
平成 13 年 3 月	専攻科幼児教育専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻設置
平成 17 年 4 月	食物栄養科を生活科学学科に、幼児教育科を幼児保育学科に科名変更
平成 18 年 3 月 4 月	第三者評価「適格」認定 保健科保健専攻廃止 医療衛生学科設置 医療衛生学科医療検査専攻、歯科衛生専攻を臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 項、歯科衛生士法第 12 条第 1 号に定める学校として指定
平成 19 年 10 月 12 月	看護学科を保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項に定める学校として指定 看護学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭二種免許状
平成 20 年 3 月 4 月	衛生技術科及び保健科歯科衛生専攻廃止 看護学科設置
平成 22 年 8 月	専攻科地域看護学専攻を保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に定める学校として指定
平成 23 年 2 月 4 月	専攻科地域看護学専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭一種免許状 専攻科地域看護学専攻設置
平成 25 年 3 月	第三者評価「適格」認定
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
令和 2 年 3 月 4 月	認証評価「適格」認定 医療衛生学科歯科衛生専攻を歯科衛生学科に科名変更
令和 4 年 3 月	生活科学学科廃止
令和 5 年 3 月	医療衛生学科医療検査専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

高知学園短期大学

- 令和7（2025）年5月1日現在

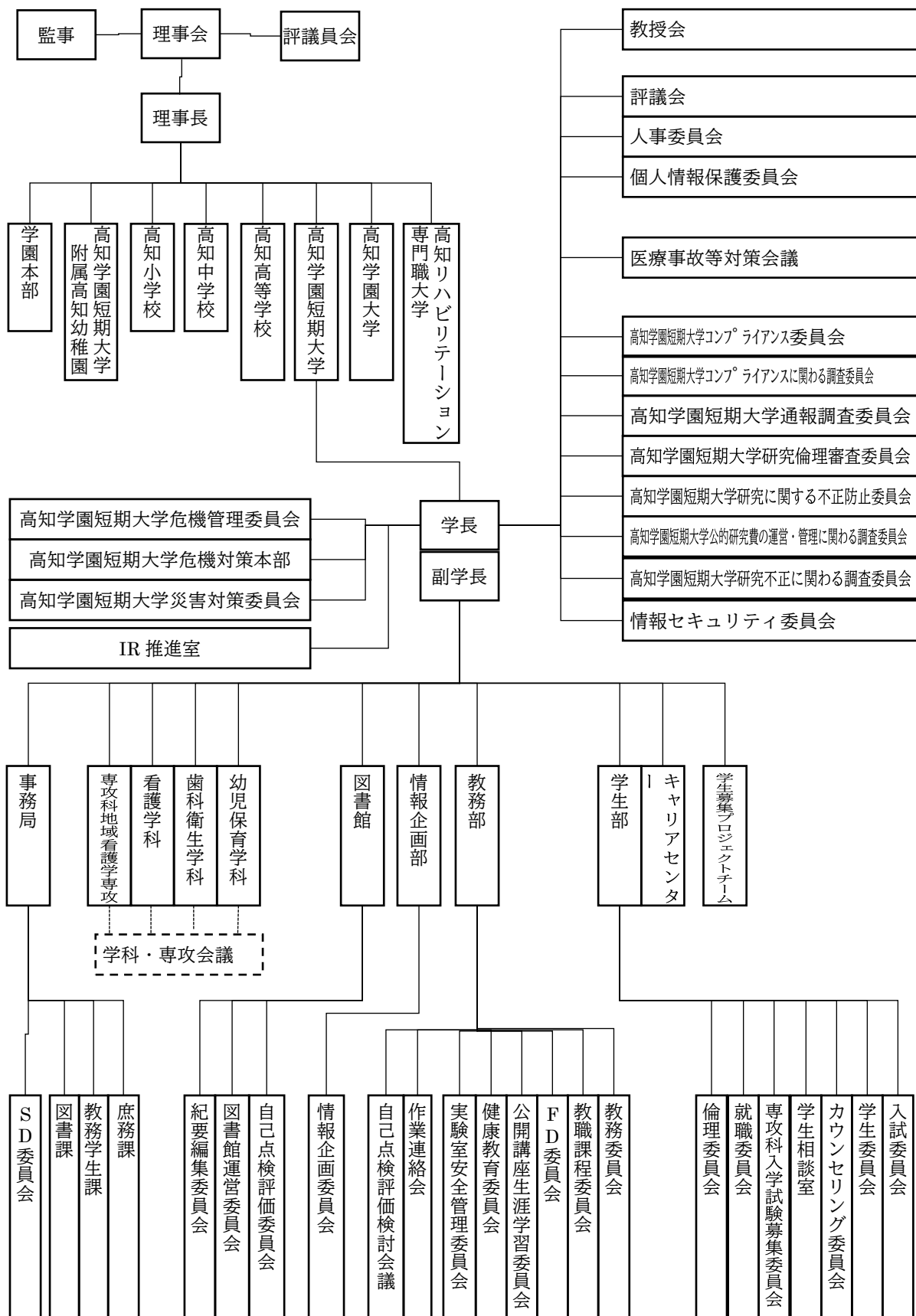
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園短期大学	高知市旭天神町292-26	205 (25)	485 (25)	407 (25)
高知学園大学	高知市旭天神町292-26	130	520	325
高知リハビリテーション 専門職大学	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	395
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	580
高知中学校	高知市北端町100	330	990	328
高知小学校	高知市北端町100	80	480	348
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	77

() はうち、専攻科の人数

高知学園短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在



高知学園短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高知学園短期大学は高知市に立地している。高知市における令和7年3月1日の推計人口は312,105人である。第3期評価受審の令和元年5月1日における推計人口が331,790人であることから、高知市の人口は減少傾向にある。本学は、JR高知駅から西方約3キロの旭天神町に所在する。高知市は国から中核市に指定されている高知県中部の中心都市であり、県内最大の商業地を持つと同時に県内の人口の40%を占めるプライメイトシティ（一極集中型都市）でもある。旭天神町を含む旭地区は、JR旭駅前を中心に新旧の住宅地が広がり、その一部では道路拡張を中心に再開発が進んでいる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
高知県	184	98.9	184	98.9	155	98.1	150	96.2	152	99.3
愛媛県	2	0.7	0	0	1	0.6	2	1.3	1	0.7
香川県	0	0	0	0	1	0.6	0	0	0	0
徳島県	2	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0
中国地方	3	1.0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
九州地方	1	0.3	0	0	0	0	2	1.3	0	0
近畿地方	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
その他	2	0.7	2	1.1	1	0.6	0	0	0	0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和6（2024）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

高知県は、著しい少子高齢化の状況を受けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んでいる。そのため、食・教育・医療各分野の果たす役割は大きい。老後を健康に過ごすためには食と医療の専門的職業人に寄せられるニーズが高い。また、核家族化や地域及び家庭の教育力の低下が問題視される中で、幼児期の教育・保育は人間形成の基盤となるものである。その重要性は高く、保育の責任も非常に大きい。新型コロナウイルス感染

高知学園短期大学

予防対策に当たっても、現在養成している歯科衛生士、看護師、保健師等に加え、かつて本学で養成してきた栄養士や臨床検査技師による医療体制や衛生管理への貢献、そして親が安心して働くことのできる環境を構築する保育者の役割は社会・経済を支える上で不可欠である。このように、高知県内の各専門分野では本学卒業生が職責を果たしており、これらに関する専門的職業人の養成については地域からのニーズも高い。さらに、令和7年5月1日現在、高知県には国立大学1校と公立大学2校があるものの、私立大学は本法人が設置する高知学園大学と高知りハビリテーション専門職大学に加え、リハビリテーションを専門とする大学が令和6年4月に開学したばかりである。そのため、地域で多様な分野の高等教育を受ける機関として短期大学に対するニーズも高い。

■ 地域社会の産業の状況

高知県の産業は、第一次産業が盛んな一方で第二次産業の集積度が低い点の特徴であり、大規模な工業地帯等はない。郊外には大手ショッピングセンターやコンビニエンスストアが立地し、中心市街地においては公立博物館や公立図書館、複合施設等が整備され、中心街を軸に新たな街づくりが進められている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

(b) 対策
令和4年度より、シラバスに「卒業認定・学位授与の方針との対応」の項目を追加して、その関与を記すようにしている。
(c) 成果
各科目で卒業認定・学位授与の方針に基づく授業内容の具体化と工夫が進んでいる。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし。
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が

高知学園短期大学

付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体制やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。具体的には、公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、この計画に則って対応することとしている。教職員には高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会等では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。教員に対しては e-learning による研究倫理教育を履修することを指示している。交付された公的研究費については、毎年度1回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園短期大学研究倫理指針
- ・高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

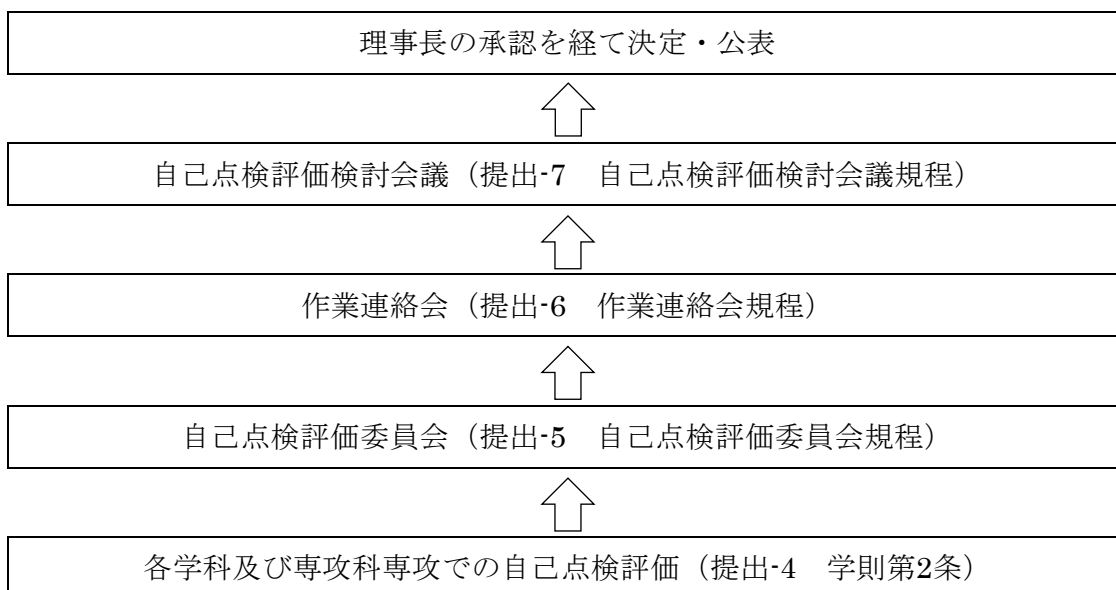
高知学園短期大学は、自己点検・評価委員会を平成7年に設置して以降、現在は自己点検評価委員会として定期的に自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、学長が指名する者を委員長とし、各学科及び専攻科専攻教員とその他学長が指名する者をもって構成している。令和7年5月1日現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の12名から構成されており、その事務は教務学生課が行っている。

委員長	学長が指名する者
委員	幼児保育学科教員
	歯科衛生学科教員
	看護学科教員
	専攻科地域看護学専攻教員
	事務局長
	庶務課長
	学生支援担当課長
	教務担当課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

本学では、まず各学科・各部署で自己点検・評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科及び専攻科、事務局各課等、各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、前年度からの本学における取り組み状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

令和6年	
4月5日	令和6年度第1回自己点検評価委員会：令和5年度のふり返り、令和6年度自己点検・評価報告書案作成について
7月30日	第2回自己点検評価委員会：令和6年度報告書案の確認
8月13日	第3回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
8月21日	第4回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
8月26日	第5回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
	第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会（オンライン）：ALO（学生部長）、事務局長出席
9月24日	第6回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
10月11日	第1回作業連絡会：報告書案の検討
11月5日	第7回自己点検評価委員会：令和6年度報告書案の確認、令和7年度に向けた活動の検討
11月12日	第9回評議会：令和7年度評価校マニュアルの主な変更点の報告
12月12日	第2回作業連絡会：報告書案の検討
12月17日	第10回評議会：令和6年度自己点検・評価活動の動向の報告
令和7年	
1月7日	令和6年度第1回自己点検評価検討会議：報告書案の検討
	理事長の承認
3月21日	第8回自己点検評価委員会：令和6年度のふり返り、令和7年度自己点検・評価報告書案作成について
(令和7年度)	
8月13日	令和7年度第1回自己点検評価委員会：認証評価受審、スケジュール、令和7年度自己点検評価報告書作成について
8月26日	令和8年度短期大学認証評価ALO対象説明会：ALO、事務局長出席

メール会議の日付は決議した日を示す。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 学生生活と履修の手引き
2 大学案内 2025
3 ウェブサイト「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」
- 提出資料- 3 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
規程集 4 学則
32 公開講座生涯学習委員会規程
115 「看護学科会議」と「専攻科地域看護専攻会議」との合同会議に関する内規
- 備付資料 1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌
2 式典等の次第 : ①入学式次第、②卒業式次第、③幼児保育学科・出発式次第、④歯科衛生学科・継承式次第、⑤看護学科・戴灯式次第
3 協定に関する資料: ①災害時の歯科医療救護に関する協定書、②歯科保健医療対策に関する協定書、③協定書(一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門の知識の修学)、④北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書、⑤高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書、⑥「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書、⑦高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、⑨産学連携包括推進協定書、⑩ 高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書
4 本学が開催した行事に関する資料 ①近隣清掃参加者、②リフレッシュフェア
5 本学が参加した学外行事に関する資料 ①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2023 参加者、②令和 5 (2023) 年度高知県在宅歯科医療推進事業、③令和 5 (2023) 年度歯科衛生士復職支援研修会、④歯科口腔健康指導、⑦リフレッシュフェア in 大月
6 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 ③ボランティア活動
100 各学科会議議事録

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

高知学園短期大学では、令和 6 年度末に学園本部において過去の文献等を再検討した結果、建学の精神を「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」に変更した。この新しい建学の精神は、本学が目指す教育の根幹をなすものである。

本学の教育の象徴である「世界の鐘」は、昭和 32 年 3 月に世界の「平和と友愛」の願いを込めて制作され、その銘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがや

き、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれている（以下、旧建学の精神を「平和と友愛」と表記）。この「平和と友愛」の精神は、本学の教育理念の柱として継承されてきたが、令和 6 年度末の建学の精神変更に伴い、今後は新しい精神の下で教育活動を展開する。

この「**至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成**」という精神に基づき、本学の教育目的を学則（提出-4）第 1 条で定めるとともに、同条第 2 項に基づき、本学の教育理念・理想としてこの精神を柱とした教育基本方針を高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出-規程集 2）第 2 条で定めている。

新しい建学の精神である「**至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成**」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献や「世界の鐘」に込められた「平和と友愛」を願う精神に通じるものである。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠である。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第 1 条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

「世界の鐘」は、歴史的な教育の象徴として、現在も学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して 1 日に朝夕の 2 回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して**本学の教育理念に込められた精神**を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は**教育の歴史と理念を象徴するシンボル**としても位置付けられている。特に本学の入学式（備付-2①）や卒業式（備付-2②）では、配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で**本学の教育理念の変遷と、現在の建学の精神に込められた使命**を開式前に説明することも通して学内外に表明している。また、保護者に対しては大学と保護者の懇談会を毎年開催し、**建学の精神**を説明することとしている。さらに、大学案内（提出-2、p.5～6）やウェブサイト（提出-3「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」）等も通じて学内外に表明している。とくにオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して**建学の精神**を説明して理解を求めるとともに、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。

在学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-1）で**建学の精神**を明示し、オリエンテーション時にはこの**精神**に基づいた学習成果と教育課程を示しながら、理解を深めるよう取り組んでいる。授業においても、看護学科では「平和と友愛論」を必修科目として開講しており、重要な教養として 1 年次に受講して理解を深めている。その他の学科においても、授業や課外活動等、日常の学生生活を通して「**至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される専門職者**」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第 172 条 2 に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内では、**建学の精神**を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で**建学の精神**に基づいた教育活動であることを常に点検している。学修の節目として開催する幼児保育学科の出発式（備付-2③）、歯科衛生学科の継承式（備付-2④）、看護学科の戴灯式（備付-2⑤）においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も**本学の教育理念**を自覚し共有することとしている。これらの取り組みも通して、教職員及び学生は建学の精神について考え、日々の取り組みや教育研究活動との関連を確認している。

高知学園短期大学

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

私学である本学にとって、建学の精神は本学の存在意義を示すものである。したがって、教育や研究、行事等で展開される活動の目的と、建学の精神がどのように関連するのかを明白にすることが求められる。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程において、教職員自らが建学の精神と学習成果獲得との関連をその都度考察して意味づけを行い、学生に伝えながら発展させていくことが今後の課題である。新しい建学の精神についても、学生・教職員に周知し、教育目的や方針との関連を丁寧に説明することが必要である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料** 1 学生生活と履修の手引き
2 履修要項（専攻科地域看護学専攻）
3 大学案内 2025 [令和 7（2025）年度]
4 ウェブサイト「教育目的」「学習成果」
6 学生募集要項 [令和 7（2025）年度]
10 シラバス
17-19 教授会議事録
- 提出資料-** 5 学則
- 規程集** 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
- 備付資料** 7 ポリシー・マップ ②幼児保育学科、③歯科衛生学科、④看護学科、⑤専攻科地域看護学専攻
8 シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領、②シラバス確認について
15 アセスメントプラン ③歯科衛生学科
30 卒業生アンケート調査結果 ①幼児保育学科
100 各学科会議議事録
96-98 評議会議事録
101 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2025 p.60～84

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I -B-1 の現状>

高知学園短期大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-学則）第 1 条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出資料-規程集）第 2 条に定めて

高知学園短期大学

いる。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出・学生生活と履修の手引き）や公式サイト（提出・「教育目的」）、学生募集要項（提出・学生募集要項）等で表明している。さらに、教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条に定め、学生生活と履修の手引きや履修要項に明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても、大学案内（提出）や公式サイトで表明して広く認識してもらうよう説明している。

このように、本学は「教育研究上の目的」を短期大学設置基準第2条に基づいて学則に定め、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて学内外に表明している。各学科では進路決定状況や学外実習における評価、ボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見、卒業時アンケート（備付・ファクトブック）などを参考に、教育目的の達成状況や人材養成の状況を把握・評価し、学科会議、専攻科専攻会議で点検している。評議会では、これらの評価をもとに、年度前半に各学科での教育目的の見直しを検討するよう依頼している（備付・評議会議事録（第3回））。なお、本年度末には、建学の精神の変更に伴い、大学全体で再度教育目的の見直しを行い、次年度施行となるよう改正を行った（備付・評議会議事録）。このように、本学では各学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、建学の精神に基づき、教育・保育を通して「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を養成するための教育目的を確立し（規程 提出-1、p.3）、学内外に表明している（大学案内 提出-3、p.1、ウェブサイト 提出-4「教育基本方針」）。進路決定状況、就職先及び学外実習における評価やボランティア活動訪問先からの意見等をもとに地域や社会からの意見を参考にしながら、学科における教育目的の達成状況を把握・評価している。学科会議では教育目的に基づく人材育成の状況と教育課程との整合性を協議して、令和6年度のカリキュラム改正検討において初年次の教養教育科目に「平和と友愛論」を必修科目として新設し、本学の建学の精神や教育目的を十分に理解したうえで学びをスタートするよう学習内容の見直しに取り組んだ（備付-100「幼児保育学科」）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、建学の精神に基づき、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条(2)に定め、学内外に表明している（提出-1、p.1；提出-3「教育基本方針」）。教育目的である「世界の平和と友愛の精神」に基づいて本学の教育目的を入学時のオリエンテーションで周知し、日常の学生生活から豊かな人間性と医療人としての倫理観と平和と友愛の精神、さらにグローバルな視点を培い講義・実習および臨床・臨地実習を通して専門的知識や技術を習得している。また、生涯にわたり自己研鑽に努めるという職業的使命感を有する人材を目指している。また、「就職フェア」の機会を利用し、社会等の要請に役立っているか歯科医師等に意見を聴取し、学科会議を通してその意見も踏まえ教育目的・目標に関しての定期的な点検を行っている（備付-100「歯科衛生学科」）。

高知学園短期大学

【看護学科】

看護学科では、建学の精神に基づき、人々の健康と生活の質の向上に貢献できる看護専門職者を養成するために教育目的（高知学園短期大学の教育目的に関する規定）を定め、ウェブサイト（高知学園短期大学看護学科の教育方針・ポリシー）等で学内外に公表している。年度初めの学科・専攻科会議では看護学科全教員が事業計画とともに教育目的を確認し、各自が授業や実習に反映するよう定期的な点検を行っている。

また令和6年度は、看護学科の教育目的・目標に基づく人材育成が、地域・社会の要請に込れているかを点検し、次のカリキュラム改正に向けて「カリキュラム検討ワーキンググループ」を立ち上げ、検討を開始した（看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告「カリキュラム検討プロジェクト活動報告」）。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神に基づき、公衆衛生看護学の知識体系を基盤に地域社会全体の健康レベルと生活の質の向上に貢献でき、さらに研究活動や看護実践を通して看護学の発展に寄与できる看護専門職を養成することを目的として定めている（提出-規程集2）。

令和6年度は看護学科と専攻科地域看護学専攻の教員で構成されるカリキュラム検討ワーキンググループにおいて、本専攻との教育の連続性を意識して令和8年度入学生から適用される看護学科のカリキュラム改正案を検討した。本専攻では令和5年度のカリキュラムでの学生の学びの状況や学習成果の到達度、科目間の学びの関連性等を検討し、学生の学びの質を保証するため、前期開講科目と後期開講科目の開設時期について見直しを行った。

令和6年度は保健師教育課程のカリキュラム改正に基づく、教育目的・目標が適用されて3年目となる。そのため専攻科内で内容を再度見直し、教員間で共有した教育目的・目標をウェブサイト（提出「教育目的」）等で学内外に表明している。また、学生に対してはオリエンテーションで履修要項（提出、p.1）に明記している教育目的について、保健師教育課程のカリキュラム改正の意図をふまえて明確に説明をしている。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】

<区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園短期大学では、教育基本方針に基づき、建学の精神である「平和と友愛」の精神を柱とした専門的職業人を育成するための学習成果を定めている。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げ、各専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-学生生活と履修の手引き）や履修要項（提出-履修要項）にて学生が認識できるよう表明している。また、学外に対しても公式サイト（提出-「学習成果」）や学生募集要項（提出-学生募集要項）にて表明している。

学習成果については、年度前半に各学科での教育目的と共に学習成果の見直しを検討するよう依頼している（備付-評議会議事録（第3回））。本年度末には、建学の精神の改正に伴い、各学科で検討された新学習成果をもとに評議会点検し、教授会で周知理解を深めた。このように、学校教育法第109条および学校教育法施行規則第172条の2に基づき、

高知学園短期大学

専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検し、公表している。

高知学園短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性における知識や技能」を身につける専門的能力として「必要な知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」こと、「キャリア形成基礎力」を身につける汎用的能力として「社会の状況を柔軟に受け入れ最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと、また「専門的知識と技能を活用する実践力」を身につけるための汎用的能力として「考え抜き、自ら行動する」こと、さらに「多様な人々と協働し学び続ける」ために身につける総合的能力として「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ことを示している（提出-学生生活と履修の手引き）。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、建学の精神と本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人となるための学習成果として四つの能力を定めている。すなわち、「問題を発見し、理論的な洞察力で解決することができる」こと（以下、「問題解決」と表記）や、「子どもの心身の発達を支援すること（以下、「発達支援」と表記）、「健やかな成長に適した環境を構成すること（以下、「環境構成」と表記）、「最新の教育・保育理論を備えた保育の指導計画を立案し実践する能力を獲得することで、保育に関する指導を行う」こと（以下、「保育指導」と表記）という学習成果を、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.10）、大学案内（提出-3、p.43）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明している。また、オープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等においても説明している。

学科会議では、学生の学習成果達成状況を共有し、定期的に点検している（備付-100「幼児保育学科」）。特に学外実習前には、「実習の手引き」に明記している学外実習に関する内規に基づき、各学生が学外実習の条件を満たす学習成果を獲得していることを確認した上で実習参加のための諸手続きを行っている。このように、本学科では、学校教育法第108条に基づき、深く専門（乳幼児教育・保育）の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する目的の達成を目指し点検を行っている。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科は、学習成果を建学の精神及び教育目的に基づき、専門的知識・技能、思考力・判断力を高め、コミュニケーション力等を身に付け、他職種と協働・連携できる人間性、表現力、倫理観を兼ね備えた歯科衛生士の育成を掲げている。このことは、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.39）やウェブサイト等に明記し、入学時及び在学生オリエンテーションで説明し周知徹底を図るように努め、学内外にも表明している。また、シラバスは教員間で内容について調整し改善を図っている。学習成果についてはアセスメントプラン（提出1、p.110）に基づいて検証している。必要な能力が身につけているか査定するために定期試験と授業ごと的小テストや課題・レポート、実技テストなどを定量化し各期の終了後、成績等を学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

高知学園短期大学

看護学科では、建学の精神に基づいた教育目的を定め、その目的に沿った学習成果として専門的知識と技術を用いて根拠に基づいた看護を展開する能力、適切な援助関係を築き人々の尊厳と権利を尊重した看護を提供する能力、他者との協働関係を築き自己の役割を果たす能力、主体的・継続的に学習の取り組む能力の獲得を挙げている。これらは、令和3年度のカリキュラム改正に伴い、教育目的に基づく人材育成と三つの方針・学習成果とカリキュラムの整合性について検討を重ね、新たな教育目的・三つの方針・学習成果とカリキュラムとして定めたものであり、令和6年度も、引き続きオープンキャンパスや進学ガイダンス等で大学案内を用いて積極的に説明を行っている。また、学生生活と履修の手引き（学生生活と履修の手引き）やウェブサイト（高知学園短期大学看護学科の教育方針・ポリシー）等で学内外に公表し、学生にはオリエンテーションの機会を利用し周知している。そして令和6年度より立ち上げた「カリキュラム検討ワーキンググループ」にて学習成果の見直しを行った（看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告「カリキュラム検討プロジェクト活動報告」）。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神と教育目的に基づいた学習成果を示している。本専攻では、看護学を基盤に公衆衛生看護を実践する保健師に必要な専門的能力と汎用的能力の獲得を目指しており、このことは学習成果としてウェブサイト（提出-「学習成果」）等で学内外に表明している。本専攻は、保健師教育課程のカリキュラム改正及び学校教育法に則り、保健師に必要な専門的能力と汎用的能力の獲得に向け、学科・専攻科会議において、定期的に学習成果の点検を行っている（備付-「看護学科」「地域看護学専攻」）。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

高知学園短期大学では、三つの方針及び学習成果について毎年議論がなされ、学習成果と方針間で整合性を含め、評議会等で検証している。また、現代社会のニーズや各分野の発展に必要な能力と教育目的、三つの方針等との整合性を確認することで、一体的な方針となるよう点検している。

この取り組みを通して、三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-10）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いのか、獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領（備付-8①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-8②）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p. 10～13）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対してもウェブサイト（提出-4「教育目的」）等で表明して広く認識してもらうよう説明している。また、入学

者受入れの方針は学生募集要項（提出-6、p. 26～31）にも記載して表明している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、学科会議において議論を重ね（備付-100「幼児保育学科」、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、各方針の内容を公表し（提出-1 学生生活と履修の手引き、提出-3 大学案内、提出-4 ウェブサイト）、オープンキャンパスや進学ガイダンス、在学生オリエンテーション等で説明している。それらの整合性はポリシー・マップで確認し、明示している（備付-7②）。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学習成果で掲げた「問題解決」「発達支援」「環境構成」「保育指導」の専門的能力に対応している。まず、「問題解決」のために「保育者に必要な専門的知識及び基本的技能を身につける」方針を示している。また、「発達支援」のために「人命を預かる責任感を身につける」方針を、「環境構成」という汎用的能力の獲得のために「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性を身につける」方針を示している。さらに、これらの能力を総合した「保育指導」のために「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」方針も示している。このように、本方針と学習成果は対応し、習得した知識や技能を適切に活用し実践できる保育者を養成している。卒業認定・学位授与の方針に適うための卒業要件は、学則（提出-5）に規定している。また、学則第 27 条及び高知学園短期大学学位規程（提出-規程集-52）において、本学卒業時に短期大学士（幼児保育学）を授与することを、学則第 28 条第 4～5 項において、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格（指定保育士養成施設卒業証明書）の取得要件を定めている。これらの免許・資格は法令に定められた専門的職業に従事するための必須条件であり、本方針は社会的・国際的に通用性がある。幼児保育学科では、毎年、学科会議において、卒業認定・学位授与の方針を点検している（備付-100「幼児保育学科」）。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。第一に、「専門的知識及び基本的技能」に関する方針を達成するため、「教育・保育における応用的・実践的な理論・技能への発展性と一貫性を理解する」総合的な教育課程を編成し、専門性の向上を図っている。第二に、「責任感」に関する方針を達成するため、「授業で学習する内容と授業以外で学習する内容を結びつけて理解を深める」教育課程を編成し、主体的な学びと振り返りができるようにしている。第三に、「人間性」に関する方針を達成するため、「倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育の意義を考え実践する」教養教育を「芸術と文化」「社会と自然」「運動と健康」の三分野を編成して実施している。第四に、「考え・表現し・行動する」に関する方針を達成するため、「幼児保育の観点から積極的な問題解決を図る意欲と姿勢を持った専門的職業人を養成する」教育課程を「基礎から応用・実践へと段階的に発展する」ように編成し、「学生自ら目標を立てて主体的に取り組む」教育を実施している。教育課程編成・実施の方針は、現代社会の保育ニーズに照らし合わせて、令和 6 年度のカリキュラム改正検討をふまえて点検するなど見直しを行っている（備付-100「幼児保育学科」）。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学習成果と対応している。学習成果に示した「問題解決」の能力を獲得するため、入学前には「全般的な基礎学力を有する」ことを求めている。次に「発達支援」の能力を獲得するためには「常に模範的な行動と態度を

高知学園短期大学

心がける」ことが必要であり、入学前から「規律を守る」ことを求めている。また「環境構成」の能力を獲得するためには、豊かな人間性と共に「絶対にあきらめない」取り組みが不可欠であり、その基盤となる「大学生活を最優先に考えた基本的生活習慣を確立する」意識を求めている。さらに「保育指導」の能力を獲得するためには、保育現場で「人々と協力しあいながら自分自身と仲間の成長を志す」ことが必要であり、入学前より「多様な人々とのコミュニケーションを大切にする」ことを求めている。以上の方針は学生募集要項（提出-6、p.27）等で示している。入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価も示しており、多様な入学者選抜制度を実施している。提出書類と個人面談による把握・評価は全ての選抜制度で実施しており、いずれも入学者受入れの方針に示した「全般的な基礎学力」「規律を守る」「基本的生活習慣」「コミュニケーションを大切にする」といった学習成果の状況を把握・評価する。その上で、学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、幼児保育学を強く志し実践しうる人物であることを推薦の条件とし、面接で意欲的かつ継続的な努力の可能性を評価している。総合型選抜入学試験 A・B では、大学入学希望理由書や面接を通して、意欲や目標等を評価している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）では、学習習慣の確立や表現基礎力を把握・評価するために、国語の基礎学力検査と音楽実技試験を課している。一般選抜入学試験 A では、保育に必要な一定の学力と豊かな表現基礎力を評価するために、国語の学力試験と音楽実技試験を実施している。一般選抜入学試験 B では、論理力や幼児保育への応用力を評価するために小論文を課し、入学前の学習成果を評価している。入学者受入れの方針は、入試説明会、高校訪問、進学ガイダンス、オープンキャンパス等で聴取された高等学校等関係者の意見を参考に、学科会議で点検している（備付-100「幼児保育学科」）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、三つの方針と学習成果査定の方針に定めている（提出-1、p.39）。また、学習成果との関連づけ整合性を示すようポリシー・マップで示している（備付-7③）。

学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針について、具体的に授業科目の目標、内容、教育方法と各科目間の関係をカリキュラム・マップで示している（提出-1、p.46）。また、シラバスには授業内容、評価基準、評価方法を記載しており、教員間でも三つの方針の一貫性を踏まえた PDCA サイクルの共有化を図っている。また、三つの方針を踏まえた教育活動は、地域のニーズに対してどのように貢献していくかまた、卒業時の教育の質保証（学修成果）についても学科において議論を重ねて点検・策定している（備付-100「歯科衛生学科」）。この三つの方針等については、学内外にオープンキャンパスや学生募集要項（提出-9、p.28～29）等で公表している。

【看護学科】

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）及び学習成果と 2016 年に検討した「育てたい学生像」を関連づけ、整合性を保つよう配慮しながら組織的議論を重ねて定めている。そして三つの方針は、オープンキャンパスや進学ガイダンス、在学生オリエンテーション等で説明し、大学案内（令和 7

高知学園短期大学

年度大学案内)やウェブサイト(高知学園短期大学看護学科の教育方針・ポリシー)等で学内外に公表している。

本学科では、教育目的に基づいた教育課程における学習成果の獲得により、四つの要件を満たすと認められる者に短期大学士(看護学)の学位を授与することを学生生活と履修の手引き(令和6年度学生生活と履修の手引き)等で示している。卒業認定・学位授与の方針中の「看護の専門的知識・技術を習得し、対象を包括的に捉え、根拠に基づいた看護を実践する能力を有する」ためには「専門的知識・技術を用いて対象の全体像を捉え、根拠に基づいた看護の展開」に関する学習成果の獲得が必要である。また「豊かな人間性と倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」に関する方針を達成するためには、「看護の対象と適切な援助関係を築き、人々の尊厳と権利を尊重した看護の提供」に関する学習成果が、「対象の健康課題解決のために、他者との協働関係を構築し、チームの中で自己の役割を果たすことができる能力」に関する方針を達成するためには「他者との協働関係を築き、自己の役割を果たす」ことに関する学習成果の獲得が必要である。さらに「より良い看護を実践するために深く思考し、探究し続ける能力」に関する方針を達成するためには「広く社会の情勢を知り、主体的・継続的に学習に取り組むこと」が必要である。よって、本学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果には整合性がある。そして本学科の卒業認定・学位授与の方針に適用するために必要な卒業要件は学則第25条に規定しており、学則第27条に基づき卒業した者には短期大学士(看護学)の学位が授与され、看護師国家試験受験資格が同時に取得できる。また、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた単位を修得した者は、養護教諭二種免許状が取得できる。

本学科で取得可能な免許・資格は、法令に定められた免許等であり、本学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

しかしながら、学生の論理的思考及びコミュニケーション能力の獲得、専門職としての倫理的感受性や責任感の醸成を目指すことが困難な現状を分析し、令和6年度は、「カリキュラム検討WG」にて卒業認定・学位授与の方針の見直しを行っている(看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告「カリキュラム検討PT活動報告」)。

次に本学科では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて教育課程編成・実施の方針を編成している(令和6年度学生生活と履修の手引き)。卒業認定・学位授与の方針に示した「看護の専門的知識・技術を習得し、対象を包括的に捉え、根拠に基づいた看護を実践する能力」獲得のため、教養教育科目と専門教育科目で基礎から応用へと段階的に教育課程を編成している。次に「豊かな人間性と倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得のため、段階的に看護倫理の基礎から各領域に特有の倫理を学び、3年次は「総合看護実習」の中で深めていく構成としている。そして「対象の健康課題解決のために、他者との協働関係を構築し、チームの中で自己の役割を果たすことができる能力」獲得のためには、臨地実習での学びが重要であることから、各実習科目を段階的に置き、能力を徐々に高めるようにしている。さらに「より良い看護を実践するために深く思考し、探究し続ける能力」獲得のため、3年次はより広い視点で物事を捉えられるよう、また実習での体験と講義を関連付けて学びを深める教育課程を編成している。統合分野には既習の知識・技術を土台として学ぶことができる科目も設定している。

また、卒業認定・学位授与の方針に対応した看護師や養護教諭を養成するための法令に則

高知学園短期大学

った教育課程を基本とし、人間、健康、生活、環境、看護を主要概念として位置付け、学習成果に示す四つの能力を有する看護専門職者の育成を目指して体系的に教育課程の編成を行っている。これらの概要は、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーとして学生生活と履修の手引き（令和6年度学生生活と履修の手引き）に明示し、学生にはオリエンテーションなどで説明している。

現行の教育課程編成・実施の方針については、「カリキュラム検討WG」にて卒業認定・学位授与の方針や学習成果の見直しを行った後に順次検討することとしている。

本学科では、令和3年度より、新たに策定した学習成果に対応した入学者受入れの方針を、学生募集要項（令和7年度学生募集要項）やウェブサイト（看護学科のアドミッション・ポリシー）等で示している。本学科の教育課程は、人間を対象として心身の健康の視点から生活を支えるという職責を果たすために必要な内容である。そのため、他者や社会に広く関心を持ち、国語力をもとに専門書を読み込み理解できる力、自分の意見を伝える力、また人の心身の状態を理解するための科学的な思考力等が求められる。そして、他者と協働しながら取り組むためには、多様な人々とのコミュニケーション力も必要となる。変化の激しい医療の中で、その職責を果たすためには、社会の一員である自覚を持ち、積極的に自己研鑽でき自分を高めていく人物が求められる。このように、本学科の入学者受入れの方針に示される入学者像は、看護専門職者として職責を果たす資質を持つことを意味しており、学習成果とも対応している。

現行の入学者受け入れの方針についても、「カリキュラム検討PT」にて卒業認定・学位授与の方針や学習成果の見直しを行った後に順次検討することとしている。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、大学の教育目的及び教育基本方針に基づいて、三つの方針を示し、大学案内（提出）やウェブサイト（提出-「教育目的」）等で学内外に表明している。卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、修了までに学生が身につける知識・技能とそれを達成するための教育課程の内容や方法であり、これらは学習成果や教育活動を評価するための基本的な方針となる。入学者受入れの方針は、受け入れる学生に求められる知識や態度を示している。本専攻では、これら三つの方針と学習成果の整合性を保てるよう、ポリシー・マップで定期的に検証を行っている（備付）。令和6年度は、看護学科の学習成果および三つの方針の見直しをもとに、本専攻においても保健師教育課程のカリキュラム改正に基づき、令和4年度から新たに適用している教育目的及び学習成果との整合性を検討した三つの方針を学生の個々の力量に応じた教育活動をもとに見直しを行った。新たに作成した学習成果および三つの方針は学生や学校内外に公表するとともに、日々の教育活動での学生とのかかわりをもとに、学科・専攻科会議において、定期的に三つの方針に基づく教育活動の点検を行っている（備付-「看護学科」「地域看護学専攻」）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和6年度末の建学の精神の変更に伴い、全学的な教育理念の再定義が行われたものの、各学科の教育目的や学習成果の記述において、依然として旧精神である「平和と友愛」を主軸とした表現が混在している点は喫緊の課題である。大学全体の基本方針と各学科の個別

高知学園短期大学

方針との間で、用語の定義や理念の継承関係が必ずしも一貫しておらず、新精神である「至誠」が具体的な教育課程や学習成果のどの部分に反映されているのかを、学内外のステークホルダーに対してより論理的かつ明示的に説明する余地がある。

学習成果の点検・評価については、各学科において達成状況の把握は行われているものの、全学共通の指標を用いた客観的な測定手法が十分に確立されていない。特に、汎用的能力の獲得状況を定量的に示すアセスメント・ツールの運用や、ルーブリックを用いた到達度の可視化については、学科間での取り組みに濃淡が見られる。内部質保証の実効性を高めるためには、これら学習成果の測定結果を単なる現状把握に留めず、具体的な教育内容の改善やカリキュラムの見直しに直結させる組織的なフィードバック・メカニズムを、全学レベルで再構築する必要がある。

三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一体的な運用に関しては、高等学校等学外関係者からの意見聴取を形式的な実施に留めず、その内容をどのように入学者選抜方法や入学前教育の改善に活用したかという、改善のプロセスの蓄積が不十分である。また、シラバスと学位授与方針（DP）との関連付けについても、教員個々の判断に依存している部分があり、学生が卒業までに身に付けるべき能力を体系的に自覚できるような、より精緻な学修支援体制の整備が求められる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

提出資料- 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程

規程集 16 公開講座生涯学習委員会規程

55 高知学園短期大学科目等履修生規程

56 高知学園短期大学卒業後研修生規程

備付資料 96-98 評議会議事録

100 各委員会議事録（公開講座生涯学習委員会議事録）

10 協定に関する資料

- ・災害時の歯科医療救護に関する協定書
- ・歯科保健医療対策に関する協定書
- ・協定書（一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門的知識の修学）
- ・北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書
- ・高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書

高知学園短期大学

- ・産学連携包括推進協定書
 - ・高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書
 - ・「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書
 - ・高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書
 - ・大阪総合保育大学と高知学園短期大学の編入学に関する協定書
- 本学が参加した学外行事に関する資料
- ・令和6年度ボランティア活動参加者一覧
 - ・リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2024参加者
 - ・リフレッシュフェア in 木村会館（これはHPのトピックスに掲載中）
 - ・看護学科キャリア形成教育のための活動報告書
 - ・令和6年度生涯学習講座資料
 - ・保育研究会のボランティア活動資料

〔区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

高知学園短期大学では学則第1条に、広い教養を授け、専門の職業教育を施すと共により社会人を育成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与することを教育目的として掲げ、社会への貢献についての取組に関する方向性を示している（提出-学則、提出-規程集）。

本学では、各学科の特徴を生かした地域社会への貢献のため、公開講座生涯学習委員会規程（提出-規程集）に基づき、公開講座や生涯学習を定期的実施している。本学の公開講座は高知学園大学と連携して全学共通テーマを掲げ、そのテーマに関連する講座を各学科で企画し、生涯学習は各学科の専門領域において必要な内容を検討し企画している。令和6年度は新型コロナウイルス感染症の第11波の影響が心配されたが、状況を見ながら開催する方向で進めていくこととなり、「身体にイイことワルイこと、見つめなおそう健康を！！」を共通テーマに、高知学園大学と合同で5講座を企画した。また、生涯学習についても5講座を企画した。実施後は、次年度の企画立案につながるよう、各学科にアンケート結果をフィードバックし取組みを点検している（備付-公開講座生涯学習委員会議事録）。

本学における正課授業の開放に関しては高知学園短期大学科目等履修生規程（提出-規程集）や高知学園短期大学卒業研修生規程（提出-規程集）に基づき、必要に応じて開放している。

本学及び各学科では、それぞれの専門性や教育に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と交流活動を行っている。歯科衛生学科を中心に締結した一般社団法人高知県歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定」（備付）では、災害時の歯科医療救護を支援することとしている。また、一般社団法人高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、高知県と締結した「歯科保健医療対策に関する協定」（備付）においては、歯科保健医療対策における連携の強化など、相互に交流しながら地域貢献に寄与するよう努めている。教育研究の連携では、一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園は、歯科医学に関する専門的基礎知識の教授と臨地実習環境の提供により、歯科衛生学科学生がよりよく修学できるための協定を締結している（備付）。また、国際的交流・連

高知学園短期大学

携については「北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定」を締結し（備付）、研修生の受入れや本学教員の派遣等、全学的な教育及び学術交流の拡大に取り組んでいる。医療、健康、福祉、栄養分野においても、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している（備付）。また、YAMAKIN 株式会社と地域における健康づくりを支援する活動を行うため、「産学連携包括推進協定」を締結している（備付）。さらに、一般社団法人高知県臨床検査技師会と本学は、お互いに有する資源や研究成果を効果的に活用し、多様な視点から良質な医療人の育成と地域貢献に貢献する医療人の確保を目的とした「高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定」を締結している（備付）。教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学の各大学、及び高知県教育委員会と『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結し（備付）、教員養成の充実に努めている。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している（備付）。これらの協定については、締結の期間や継続の必要性などを評議会で点検し確認をしている（備付—評議会議事録第 11 回・第 15 回）。また、令和 6 年度は新たに「大阪総合保育大学と高知学園短期大学の編入学に関する協定書」を締結し、学びたい意欲のある学生が進学し社会に貢献できるよう、新たに幼稚園教諭一種免許得状と小学校教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状が取得できるよう環境を整えた（備付）。

さらに、各学科の特性を活かしたボランティア活動を通じて、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。これまでも多くの学生が病院や社会福祉施設等地域へ出向き、地域貢献に勤めている（備付）。例えば本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与するとともに、生命の尊さを感じ、自身の目指す職業への意識を高める活動となっている。また、幼児保育学科及び看護学科学生の障がいのある子どもとその家族を対象としたフェスティバルへの参加や、看護学科学生の病院におけるフェアの補助、災害医療救護訓練での患者役や高知龍馬マラソン 2025 における一般及び救護ボランティア、歯科衛生学科のリフレッシュフェア in 木村会館など各学科の学生の学びの専門性に関連したボランティア活動に取り組んでいる。特に幼児保育学科では、保育研究会がサークル活動として地域の子育て支援センターやオーテピア高知図書館に毎月 1 回出向き、絵本の読み聞かせ活動をボランティアとして継続して行っている。その他ボランティア活動については、活動記録を残し自身の振り返りを通して専門職として必要な汎用的能力の評価に取り組んでいる（備付資料：看護のポートフォリオ）。

本学の教職員と学生は、これらの活動を通して地域とのつながりを感じながら地域・社会への貢献を果たすとともに、これらの活動を通して自身の専門職としての意義を見出す活動となり「平和と友愛」への意識を高めている。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、地域・社会の乳幼児保育・教育の発展に貢献することを目的として、公開講座・生涯学習に取り組んでいる（提出-規程集 31）。令和 6 年度の公開講座は、楽し

高知学園短期大学

い遊びの要素を取り入れたレクリエーションゲームに参加しながら人間関係を構築する「プロジェクトアドベンチャー（心の冒険教育）の体験」を企画したが、応募者が最小催行人数に満たず実施されなかった。一方、生涯学習講座は、「幼児保育の未来を語る：学びと再会のホームカミングディ」を令和6年10月27日（日）学園祭2日目10:30～12:00に本学141講義室で開講した。卒業後1年目・2年目の保育者18名が参加し、幼児保育学科教員7名が講義及びグループワークを分担指導して、保育の楽しさ・やりがい・悩み・リアリティショック等を初任者が共有し、意見交換による課題解決を支援した。なお、本学科では「保育士資格取得者を対象とした幼稚園教諭普通免許状に係る所要資格の特例」に対応して、希望者が科目等履修生として受講できるカリキュラムを整備している。幼児保育学科の教員は、幼児保育や社会福祉に関連する団体や各自治体が主催する研修会・研究会・園内研修等の指導及び助言等を行う講師を務め、また、高知県内外自治体の専門会議等の委員、各種団体の役職を担い、地域・社会の保育・教育の発展に貢献している。教員と学生は、ボランティア活動を通して、地域・社会に貢献している。特に学生サークル「保育研究会」は、オーテピア高知図書館で「おはなしかい」を、高知市の地域子育て支援センターぽけっとランドで「おたのしみかい」を定期的で開催し、乳幼児や保護者を対象に手遊び・人形劇・絵本の読み聞かせ等の自主的活動を継続している。その他、日本対がん協会主催「リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023」その他の活動にも参加しており、地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している（備付-5①；備付-100「幼児保育学科」）

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、地域に向けた公開講座として「健口チャレンジ！口から元気!!」を計画していたが、受講者はいなかった。また、令和6年度も高知県の委託を受け「高知県在宅歯科医療連携推進事業」を実施した。研修会の対象者は、主に歯科衛生士等の歯科医療従事者で、内容は訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修であり、専門知識及び専門技術の習得による資質向上を図ることを目的としている。令和6年度はテーマを「在宅歯科医療への対応力向上」で研修会を4回開催し、参加者は197名であった（備付-5③）。リカレント教育「復職支援」は休職している歯科衛生士の復職を支援する目的で高知県歯科医師会と共催で、歯科医師には臨床現場で多い内容であるバキューム操作や歯科エックス線撮影等、本学科は印象採得・スケーリング等の内容で実施した。令和6年度は2名の参加があった（備付-5④）。

地域・社会の地方公共団体等の連携では高知市と連携し、「食育と歯肉炎」を目的に小学校及び中学校に教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組んでいる。令和6年度は、小学校27校（1,658名）、中学校4校283名、特別支援学校1校（21名）であった。また、幼稚園、保育所では14園310名に歯みがき指導を実施した（備付-5⑤）。その他、毎年教員が積極的に実施している子育て支援や高齢者への口腔のケア等の講演も3回行った。

令和6年度は第3回「災害時の歯科医療救護に関する協定書」の一貫として高知県歯科医師会から講師を招き、本学科3年生を対象に「災害時における円滑な取組みと実施」として、災害が発生したときの歯科医療救護員としての役割について講演会を実施した（備付-3①）。

また、令和6年度は、学内のリフレッシュフェアをさらに拡大して昨年度に引き続き、大

高知学園短期大学

月町役場と新たに仁淀川町役場と連携し「リフレッシュフェア in 大月」と「リフレッシュフェア in 仁淀川町」を3地区で実施した。(備付-5⑥)。

その他、リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2024において、学生はルミナリエバックにがん患者や家族へのメッセージを描き、ルミナリエセレモニーでは、がん患者、家族、支援者と共にごん撲滅運動に教員2名が参加した(備付-5①)。

【看護学科】

看護学科では、毎年、専攻科地域看護学専攻と共同し、地域社会の人々の健康の保持増進に貢献するため公開講座を実施している。令和6年度は、講座名を「冬も脱水症を予防しよう」とし、公民館に集まった15名の高齢者を対象に取組を行った。教員が、高齢者にとって脱水が起こりやすい理由や脱水を予防するためのポイントなどについて講義をした後、参加者から質問を受け、毎日のそれぞれの生活場面に活かすことのできる方法について話し合うことができた。

生涯学習については、「卒業したばかりの看護師が、毎日頻回に実施する援助ではない“エンゼルケア”について学ぶことで、いざという時の戸惑いを少しでも緩和することができる」という目的で、計画を立てた。卒後1年目の本学の卒業生が全員県外から参加し、エンゼルケアの現状やその方法についての講義を受けた後に、実際にエンゼルケアキットを使用しながら、使用の際の留意点について学んだ。

看護学科の教員は、日本看護協会や日本看護科学学会をはじめ、それぞれの専門性に特化した学会の運営委員や、各種団体の役員等の他、研修会や学会の講師を務め、医療・看護・福祉分野において看護の発展に貢献している。

また、建学の精神に基づき、看護の対象となる人々や社会のために貢献できる人材となることを目指し、学生には積極的にボランティアを勧めている(看護学科キャリア形成教育のための活動報告)。令和6年度は、6月に、高知県社会福祉協議会主催の「キッズ☆バリアフリーフェスティバル2024」にて1年生10名がブースでの運営補助や案内などを行った。同じく6月に行われた高北国民保険病院主催の「第8回高北病院健康フェア」では、1年生5名と3年生1名が健康測定コーナーにおける補助や来場者の誘導を行った。10月に行われた、すこやかな杜主催の「災害医療救護訓練」では、1年生14名、2年生11名が、患者役となり訓練に参加した。同じく10月には、総合看護実習(老年看護領域)において教員1名と学生10名が、地域の小学生や高齢者ととともに「ハロウィン旭 ゴミ拾いとクイズラリー」に参加した。これらの体験はポートフォリオに残すよう指導し、就職活動の際の活用や自己肯定感の向上につながるよう配慮している。そしてそれぞれの活動については、「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規(「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規)に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議(以下、「学科・専攻科会議」と表記)にて教員同士が共有し点検を行っている(各学科・各専攻会議議事録「看護学科」「地域看護学専攻」)。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、例年、看護学科と合同で地域に向けた公開講座及び生涯学習について事業を企画し、実施している。令和6年度は、生涯学習ではエンゼルケアの重要性

高知学園短期大学

について看護学科教員が講師となり、卒業生3名に対して講義と演習を実施した。公開講座は、学校近隣の公民館にて地域住民を対象に冬場の脱水予防についての講義を行い、15名の参加者があった。

また、人や社会に貢献できる人材となるべく、教員及び学生はボランティア活動を行っている。リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2024においては、学生がルミナリエバッグにがん患者や家族へのメッセージを描いたり、タスキをつなぐリレーに参加したりして、がん撲滅に対する支援を行った（備付）。看護学科第16期生の戴灯式には、式典ボランティアとして15名が参加し、うち代表1名が「激励のことば」を述べた。式典では、看護専門職を目指すもの同士として共に努力し、成長していこうという言葉を送るとともに、14名で激励花を戴灯生に手渡し、本学看護学科・専攻科地域看護学専攻の伝統を引き継ぎ、地域貢献をする看護専門職としての志を継承した（備付）。さらに、地域への貢献として、障害児の通所支援をおこなっている多機能型事業所において5名の学生が4日間、ボランティア活動を行った。教育活動の一環として実施した稲生地区の健康チェックでは、その結果を地域住民にフィードバックするとともに分析結果から健康に関する講話と座談会を実施し、地域づくりに寄与した。これらの活動や行事については、「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規（提出-規程集115）に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記）にて教員同士が共有した（備付-「看護学科」「地域看護学専攻」）。このように教員と学生は地域に根差した活動を行い、さらに看護の質の向上に向けた活動に積極的に参加して、地域や社会に貢献している。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

地域社会への貢献については、各学科の専門性を活かした公開講座やボランティア活動、行政・職能団体との包括連携協定の締結など、多角的かつ継続的な取組みが展開されている。しかしながら、令和6年度の公開講座の一部において応募者が最小催行人数に達せず中止に至った事例が見受けられる。これは地域住民の潜在的なニーズと講座内容、あるいは広報戦略との間に乖離が生じている可能性を示唆しており、単なる実施報告に留めず、未実施に終わった要因を組織的に分析し、次年度の企画立案に反映させる具体的な改善プロセスを明確にすることが求められる。また、多様な地域連携協定に基づき多くの事業が実施されているものの、活動を通じた汎用的能力の伸長を全学的な指標で可視化し、地域貢献活動が教育の質向上にどう寄与しているかを論理的に示す必要がある。さらに、地域・社会貢献活動の点検については、アンケートの実施や評議会での報告は行われているが、学外のステークホルダー（地域住民、連携先団体、自治体等）による外部評価を組織的に取り入れる仕組みが未分化である。内部質保証の実効性を担保するためには、自己点検のみならず、地域社会からの客観的な評価を真摯に受け止め、取組みの方向性や内容を定期的に見直すためのガバナンス体制をより強固なものにする必要がある。

本学は、2年ないし3年という短期間で、それぞれの専門職教育を実施しており、免許や国家資格を取得するための教育課程であり、学生の時間的な余裕がない中で地域・社会への貢献活動を実施しなければならない。そのため、ボランティア活動に関する活動後の評価が十分とは言えない。今後は、専門職教育に関連する内容のボランティア活動については、授業の一環に組み込むなど、ボランティアでの学びが学習成果として学生に意識されるよう

高知学園短期大学

な取り組みが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料**
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 3 Web サイト「自己点検・評価報告書」「学位授与数または授与率・免許・資格取得状況」
 - 4 履修要項（専攻科地域看護学専攻）
 - 6 シラバス
- 提出資料-**
- 0 学則
- 規程集**
- 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
 - 4 高知学園短期大学評議会規程
 - 48 試験規程
 - 26 自己点検評価委員会規程
 - 27 作業連絡会規程
 - 28 自己点検評価検討会議規程
 - 163 学園幹部規程（内規）
- 備付資料**
- Web サイト
- ・高知学園短期大学 教育目的・学習成果
 - ・3つのポリシーとアセスメントプラン
 - ・学位授与数または授与率・免許・資格取得状況
- 21 授業アンケートに関する資料（①授業アンケート結果集計資料 [令和 6（2024）年度]、②授業アンケート（質問項目）、③授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 6（2024）年度]、④授業評価アンケート自由記載コメント学科別課題）
- ・令和 6 年度前期授業アンケート自由記載コメント学科別課題
- 96-98 評議会議事録(第 8 回)
- ・学外実習「保育実習 I-2（施設）」懇談会 資料
- 100 各学科会議議事録 [令和 6（2024）年度]
- 15 アセスメントプラン⑤専攻科地域看護学専攻アセスメントプラン、100 各学科会議議事録 [令和 5（2023）年度] 「看護学科」「地域看護学専攻」

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んで

いる。]

＜区分 基準 I-D-1 の現状＞

高知学園短期大学では、学則（提出-4）第 2 条第 1 項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第 2 項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園短期大学評議会規程（提出-規程集 4）第 3 条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園短期大学自己点検評価委員会規程（提出-7）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は作業連絡会規程（提出-8）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には自己点検評価検討会議規程（提出-9）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

公表の承認を得た後は、自己点検・評価報告書をウェブサイト（備付-12「自己点検・評価報告書」）で学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取り組み状況を評議会で定期的に確認し（備付-99）、自己点検評価委員会で検討している。さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-13）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取り組みにおいても、学園幹部規程（内規）（提出-規程集 160）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に対する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCA サイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第 109 条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

〔区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。〕

＜区分 基準 I-D-2 の現状＞

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園短期大学及び各学科の学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）に示し（提出資料：学生生活と履修の手引き）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（提出資料：学生生活と履修の手引き）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法と、その基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出）で示し、試験規程（提出-規程集）に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業要件は学則（提出）第 25 条、修了要件は学則（提出）第 52 条に定めており、資格取得については学則（提出）第 28 条及

高知学園短期大学

び第 54 条に定めている。学内では学科会議・自己点検評価委員会、FD 委員会、評議会、教授会等で査定している。令和 6 年度は、年度末の建学の精神の変更に伴い、これまでのアセスメント・ポリシーとアセスメントプランを点検し、1 つに集約して新たに高知学園短期大学アセスメントプランを策定し、次年度施行となるように改訂を行った（備付）。

本学では教育の向上・充実を図るため、以下の PDCA サイクルを有している。まず、Plan については学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則（提出）には第 1 条に教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出-規程集）には教育基本方針と各学科・専攻科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それらをもとに Do として、授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取り組み状況等で測定している。そして Check として授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。さらに Action として教員は、この授業アンケートをもとに自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行している。また、授業参観で得た意見をもとにしながら授業改善を行っている。さらに全学的なファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより教育力の向上・充実に努め、PDCA サイクルを活用している。

令和 6 年度は授業評価アンケートの内容の点検・見直しを FD 委員会・各学科で行い、学生の授業外での学習時間の実態が把握できるような内容に修正した。また、「授業評価アンケートに対する自己分析の報告」（備付-授業アンケートに関する資料）では、教員によっては学生からの意見に対する自己分析が十分でないものもいるため、従来に加え、学生による授業アンケートの自由記載内容をすべて確認し、改善が必要であると思われる記載についてはそれをまとめ、各学科の改善に役立ててもらおうよう各学科長にフィードバックして課題を共有し、内容によっては早急な対応を求めた（備付資料：令和 6 年度前期授業アンケート自由記載コメント学科別課題、第 8 回評議会議事録）。このように、本学では大学全体で教育の質の向上・充実に努めるために取り組んでいる。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、学習成果を査定する手法を幼児保育学科・学習成果査定の方針に示し（提出-1、p. 28）、その方針に基づいて量的・質的データを測定している。「問題解決」に関しては定期試験やレポートによる量的データ、作品制作や発表内容、取り組みの姿勢等による質的データ、さらに学外実習先からの評価やその事前事後の取り組みに対する評価等で知識と技能を中心に測定している。「発達支援」に関しては、定期試験やレポート等の評価による量的データを測定している。「環境構成」に関しては、定期試験やレポート、実技や学外実習先からの評価等から、子どもの健康で豊かな成長を願う人間性の獲得状況を中心に量的・質的データに基づいて測定している。「保育指導」に関しては、定期試験等に加え、授業への取り組みや学外実習先の評価、個人面談等による量的・質的データから測定している。以上の測定を通じて、学則第 24 条及び試験規程（提出-規程集 49）等に基づき、学習

高知学園短期大学

成果の査定に取り組んでいる（備付-23）。新型コロナ感染症防止対策のため中止していた学外実習先との懇談会は、「保育実習 I-2（施設）」懇談会を令和7年3月10日（月）に高知会館（飛鳥）で開催し、実習先18施設から20名が参加して、令和6年度の施設実習の成果と課題、令和7年度の実習計画等について意見交換が行われた。

学習成果を査定する手法については、学科会議で点検し各授業科目で具体的な学習成果を示すよう取り組んでいる。また、教育の向上・充実に向けて全学共通PDCAサイクルに加え、学科会議で共有された情報に基づき学科としての対応策を検討し、実習先からの意見（備付-23②）も授業改善に反映させている。さらに教育内容に還元させるため、公開授業による授業参観から改善すべき課題を検討し、授業担当者と参観者が互いに学び合いながら教育の質の保証と向上に努めている。なお、本学科では幼稚園教諭、保育士等に関わる法令等を適宜確認し対応している。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、幼稚園教諭二種免許状の取得状況をウェブサイトで公表している（備付-12「学位授与数または授与率・免許・資格取得状況」）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、学習成果査定の方針を掲げ、三つの方針に基づき、適正に学習成果を査定し、学科会議で報告し点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。教育課程編成・実施の方針に基づき各科目の目的と到達目標をシラバスに示している（提出-10）。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルは次の通りである。まず、前年度の授業評価アンケート資料（備付 22-①）および授業アンケートに対する自己分析の報告資料（備付 22-③）を参考に実態を把握し、それに基づいて授業の目的と到達目標及び授業内容、評価方法の計画（Plan）を立て、授業の進捗状況を確認（Do）し、定期試験及び小テスト、レポート課題のほか、実習では実技の到達度チェック表を用いて評価（Check）している。また、グループ発表は活動評価の観点をルーブリック評価で示し学生に説明している。評価したものは、学生にフィードバックを行いさらに説明を加えている。Actionとしては、次年度の教育の改善にこれらを活用している。また、実習においてはICT化を進めておりリアルタイムの画像システムにより、予習・復習が可能となり、学生の理解度が高まっている。改善点はシラバスに反映している。また、学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令については、事務局と連携し法令を遵守している。

【看護学科】

看護学科では、教育の質の保証に際し、三つの方針に基づいて学習成果の評価・点検を行う方法（アセスメントプラン）を定めている（令和6年度学生生活と履修の手引き）。学習成果に基づく目的と到達目標、評価方法は科目ごとにシラバスに明記し、試験規程（試験規程）に基づいて査定を行っている。

教育の成果を確認できる機会の一つとして各領域の実習がある。知識の不足の他、思考力やコミュニケーション力・倫理観などの課題が表面化するため、学科・専攻科会議において実習報告を丁寧に行い、情報を共有し、それにつながる講義や演習・実習を振り返り改善策を練っている（看護学科実習関係資料・各学科・各専攻会議議事録「看護学科」「地域看護学専攻」）。

また、看護師国家資格の取得も教育の成果の指標の一つとなる。看護師国家試験終了後、試験内容や出題傾向等を領域ごとに分析し、また本学科の科目にかかわる他学科の教員にもアドバイスをもらうなど連携を取りながら、教員全員が自身の授業や演習・実習の振り返りを行っている。そして、これらは国家試験対策委員がまとめ（看護学科国家試験対策に関する報告）、次年度以降の国家試験に対応できるよう、学科・専攻科会議にて共通認識を図り、見直しを行っている（各学科・各専攻会議議事録「看護学科」「地域看護学専攻」）。

講義や演習・実習においては、授業アンケートを活用した振り返りを行い、担任や関連科目担当者と内容や進め方について検討し見直しを行うなど PDCA サイクルを活用することで教育の向上・充実を図っている。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、適切に査定している。このことは、履修要項（提出）に明確に示している。卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するため、大学全体レベル（機関レベル）、学位プログラムレベル（教育課程レベル）、授業科目レベル（科目レベル）の3段階で学習成果を点検、評価するために、令和3年度に改正した三つの方針に基づきアセスメントプランも同時に改正した（備付）。令和6年度はそのアセスメントプランに基づき、学生の学習成果を公平かつ客観的に評価している。教育の充実のためにPDCAサイクルを活用して前年度の学習成果の振り返りを行い、その結果に基づき、令和6年7月には中芸広域連合と協働してフィールドワークを実施した。フィールドワークで現地に入る前段において、学校周辺の地域の地区踏査を行ったり、住民主体の活動へ参加をしたりすることで、地域や生活を視る視点や住民と関わる力を養い、準備性を高めた。フィールドワークでは学生自身の生活圏以外の中山間地域に出向いて住民と直接触れ合うことができ、公衆衛生看護の対象や活動の場を実際の体験から学ぶことができた。臨地での体験後には学生間の意見交換により、様々な地域のあり様についての理解が深まった。

教育の質を保証するものとしては、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の取得がある。保健師国家試験終了後には、試験内容のチェックと分析学生の得点率の評価を行い、次年度の授業や教育活動へ活かすための検討を行い、学科・専攻科会議において学科・専攻科全体で共通認識している（備付「看護学科」「地域看護学専攻」）。

令和6年度も修了研究においては特例適用専攻科と認定専攻科の2本柱での指導体制であった。2つの専攻科では大学改革支援・学位授与機構への申請方法や時期、審査方法が異なるため、教員間での情報共有の強化を図り指導体制の確立に努めている。入学前からオリエンテーションを複数回を行い、主体的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう課題を提示したり、専攻科での1年間の流れが理解でき、見通しを立てることができるよう具体的なスケジュールを伝えたりし、専攻科での学びの準備性を高めた。また、多重課題をイメージし、自身に合ったスケジュール管理の方法を獲得するよう声かけなどの支援を行った。また、令和6年度は修了研究発表会を看護学科1年生と2年生および専攻科進学予定者、学内教員が参加して開催した。本専攻の学生は研究の成果を発表し、活発な意見交換のなかから、今後の課題を考えることができる機会となっている。看護学科の学生にとっては看護研究に触れる機会となり、専攻科生というロールモデルにも触れることができる場である。本専

高知学園短期大学

攻では、学生の学習成果の獲得に向けて、改正したカリキュラムに則った教育内容や指導体制の改善を図り、教育の質の保証に努めている。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

自己点検・評価の体制については、各種規程に基づき、学科単位から全学的な検討会議に至る重層的な組織体系が整備されている。しかしながら、次年度に向けて取り組むべき課題を、各学科や事務局の具体的な事業計画へと落とし込まれる際の連動性については、さらなる検証が必要である。点検結果が形式的な報告に留まらず、予算配分や組織改編といった実効性のある経営資源の投入にどのように結びついているか、そのプロセスをより明確化することが求められる。

教育の質保証に関しては、令和6年度末にアセスメント・ポリシーとプランを一本化したことで運用の一元化が図られたが、全学的な学習成果の測定指標の活用は依然として途上段階にある。特に、授業アンケートにおける教員の自己分析にバラつきが見られる点は重要な課題であり、学生からの自由記載コメントに対するフィードバックや改善策の提示を、全学的なFD活動を通じて標準化していく必要がある。単なるアンケートの実施に留まらず、それによって得られた知見が「授業の質の向上」という具体的成果に結びついていることを、客観的なデータをもって証明する体制を強化すべきである。

また、授業評価アンケートについては、回収率が年間40%程度であり実態の把握には回収率の向上が求められる。さらに学生の授業外学習の実態を踏まえ、学生の主体性、学力の向上につながるための取組みの検討が課題である。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学の教育目的を達成するため、卒業生や進路先を対象とした点検が課題であった。現在、全学科で卒業生や進路先への調査と、その結果に基づく活用を進めるよう活動の具体化に取り組んでいる。ただし、卒業生に対する調査を実施できていない学科が残されており、短期大学全体としても実施に向けた対策が求められている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6年度末の建学の精神変更に伴い、全学的な教育理念の再定義を完遂することが最優先課題である。「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」という新精神を軸として、教育目的、学習成果、および「三つの方針」の全てにおいて整合性を図り、規程類やシラバス等への反映を必要に応じて行う。また、「平和と友愛」の継承関係を整理した資料を作成・周知することで、教職員および学生への浸透を深め、教育研究活動の指針としての実効性を高めるものとする。

高知学園短期大学

教育の質保証の核心となる学習成果の可視化については、アセスメント・プランに基づいた測定手法の標準化を推進する。アセスメント・プランを実効性あるものとするには、成果の低い学生への支援を強化し、学習到達度を底上げしていく必要がある。これは歯科衛生士国家試験、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格率を安定的に確保するためにも不可欠であり、学科会議等を通じてデータや検証結果を共有し、PDCA サイクルを確実に機能させることが重要である。また、ファクトブックを活用し、単なる現状把握に留まらず、エビデンスに基づいた教育課程の編成や教授法の改善が組織的に行われる仕組みを発展させる。

内部質保証システムの透明性と客観性を担保しつつ、地域社会への貢献についてはさらに進める必要がある。既存の包括連携協定やボランティア活動を教育成果に還元させる仕組みを強化するとともに自治体との連携を進め、地域のニーズに即した教育を開発・提供し、より高度な社会貢献事業の企画立案をできる体制を構築する。

「教育の効果」については、休退学者数と学習成果獲得が関係していることを踏まえ、魅力のある教育を実現しなければならない。それゆえ、FD活動のPDCAサイクルを再度確立し、その実施に向けて取り組む。

「内部質保証」では、教職員が自分たちの職務に対するPDCAサイクルを確立するためにも定期的な自己点検・評価活動を確実に行わなければならない。令和5年度には自己点検評価委員会規程の改正を行ったが、全教職員が主体的かつ自律的な活動ができる体制を強化するため、さらに体制の見直しを検討する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料**
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 2, 9 大学案内
 - 3 Web サイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「免許・資格取得状況」
 - 4 履修要項（専攻科地域看護学専攻）
 - 6 シラバス
 - 17-19 教授会議事録 [令和 6（2024）年度]
・学生募集要項 [令和 7（2025）年度]
- 提出資料-**
- 0 学則
- 規程集**
- 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
 - 24 教務委員会規程
 - 29 ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
 - 47 高知学園短期大学広報企画会議規程
 - 49 試験規程
 - 52 高知学園短期大学学位規程
 - 53 高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程
 - 54 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
 - 71 高知学園短期大学の教員人事に関する規程
 - 74 高知学園短期大学教員資格
 - 81 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
 - 82 教員人事に係る選考委員会に関する規程
 - 111 多様なメディアを高度に利用した授業の実施細則
 - 112 幼児保育学科における CAP 制に関する内規
 - 113 歯科衛生学科における CAP 制に関する内規
 - 114 看護学科における CAP 制に関する内規
 - 115 専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
- 備付資料**
- 96-98 評議会議事録 [令和 6（2024）年度]
 - 99 各学科会議議事録
 - ・ Web サイト
高知学園短期大学 教育目的・学習成果、3 つのポリシーとアセスメントプラン
 - ・ 授業アンケートに関する資料（①授業アンケート結果集計資料 [令和 6（2024）年度]、②授業アンケート（質問項目）、③授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 6（2024）年度]、④授業評価アンケート自由記載コメント学科別課題）
 - ・ 卒業生アンケート調査結果

高知学園短期大学

・ファクトブック 2025

5 ポリシーマップ [令和 6 (2024) 年度]

100 各学科会議議事録 [令和 6 (2024) 年度]

・シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では短期大学設置基準第 13 条に基づいて、単位授与の要件として授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与えることを学則第 23 条に示し、第 2 項では試験について定期試験又は適時、その履修した科目について筆記、口述、レポート、実技などによって行うことが明記されている(提出-学則)。各科目の試験については、その評価方法・基準がシラバスに示され、教員は授業の初回に学生に説明するなど学生への周知を図っている(提出-シラバス)。また、短期大学設置基準第 18 条に則り、学則第 25 条で卒業の要件、第 26 条で卒業の認定、第 27 条で学位の授与について定められている。このことは、学生生活と履修の手引きにも掲載し、周知している(提出-学生生活と履修の手引き)。

本学では単位の実質化を図るため、短期大学設置基準第 13 条の 2 に基づいて高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程(提出-規程集)を定め、CAP 制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規(提出-規程集)を定めて学生生活と履修の手引きに掲載し、周知している。

単位授与については、試験規程(提出-規程集)に基づき、履修者名簿にて科目担当教員が出席管理を行い、受験資格を確認し試験を実施している。履修者名簿は教務課に提出され、そこでも再度チェックがされている。各試験終了後には教務課で学科・学年ごとの成績一覧を作成し点検している。卒業認定や学位授与については、卒業認定・学位授与の方針に基づき、最終学年末の成績確定後に教務課作成の資料を用い、取得単位数等の卒業要件を確認する卒業判定会議を各学科でまずは実施し、その後評議会、教授会で最終の卒業判定を実施している(提出-教授会議事録、備付-評議会議事録)。令和 6 年度末には、建学の精神の変更に伴い、本学及び各学科の教育目的や学習成果の見直しと共に、卒業認定・学位授与の方針の見直しを行った(備付)。

なお、本学には進級判定制度はない。

【幼児保育学科】

幼児保育学科の単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件は、学則(提出-5)及び高知学園短期大学学位規程(提出-規程集-52)に定め、本学卒業時に短期大学士(幼児保育学)を授与すること、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格(指定保育士養成設卒業証明書)を取得する要件を、学生生活と履修の手引き(提出-1、p.10)、大学案内(提出-3、p.43)及びウェブサイト(提出-4「修学上の情報」)等で周知している。単位の実質化を図るために、幼児保育学科における CAP 制に関する内規(提出-規程集 109)によって履修登録単位数の

高知学園短期大学

上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表している（提出-1、p.105）。単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることは、幼児保育学科のアセスメントプラン（提出-1. 学生生活と履修の手引き）に照らして点検している。各学期終了後の成績連絡及び成績通知をふまえ、学科会議において進級判定や学外実習参加可否を確認し、問題のある学生については保護者面談の機会を設けて説明している（備付-100「幼児保育学科」）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、卒業認定・学位授与の方針を明確に示している学生生活と履修の手引き（提出-1、p.39）、学生募集要項（提出-6②、p.28）。幅広い教養を深めるための基礎分野では、豊かな人間性と倫理観、異文化を理解することによりグローバルな視点を培い、多様な講義・演習・実習の専門分野では専門的職業人として主体性をもち、継続的な口腔衛生管理及び食支援をすることができる知識と技術を習得し、生涯にわたり自己研鑽を重ねる志とコミュニケーション力を兼ね備えた歯科衛生士を養成することを教育目的としている。学習成果に基づき、口腔衛生管理の専門職になるために豊かな人間性と倫理観をもち、異文化を理解し言語等を通して傾聴する姿勢と食支援をすることができる知識と技能を身につけた学生に卒業を認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与している。このように、本学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。本学科の学習成果を証明する卒業要件は学則第 25 条に定めている。成績評価の基準はシラバスに示している（提出-10）。本学科で取得可能な資格は法令で定められたもので、学習成果の結果として歯科衛生士国家試験受験資格を授与するものであり、卒業生は歯科衛生士として活躍していることから社会的通用性がある。卒業認定・学位授与の方針とそれに伴う授業内容等は学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針に従って、成績評価基準を定め、その基準により学習成果を評価し、単位授与及び卒業認定を適切に行っている。

単位授与や、卒業認定や学位授与に関する要件は、シラバスや学生生活と履修の手引きに必要な項目を明示しており、学期初めのオリエンテーションにて担任や教務委員より説明を行い周知している（令和 6 年度シラバス・令和 6 年度学生生活と履修の手引き）。

また、本学科では単位の実質化を図るため CAP 制を導入し、看護学科における CAP 制に関する内規（看護学科における CAP 制に関する内規）を定め運用している。

そして、単位授与や、卒業認定や学位授与の状況については、適宜学科・専攻科会議にて報告され、適切に行われていることを確認している（各学科・各専攻会議議事録「看護学科」「地域看護学専攻」）。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、大学の教育目的及び教育基本方針に基づいて、三つの方針を示し、大学案内（提出）やウェブサイト（提出「教育目的」）等で学内外に表明している。卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、修了までに学生が身につける知識・技能とそれを達成するための教育課程の内容や方法を示しており、学習成果や教育活動

高知学園短期大学

を評価するための基本的な方針として定めている。卒業認定・学位授与の方針に従い単位授与の要件を定めており、各科目の生成期評価をもとに学生個々の学習成果の達成状況を把握し単位を授与している。単位授与や卒業要件、学位授与に関する要件は、入学時にオリエンテーションを実施し、学生に周知するとともに、本専攻の履修要項に示し、いつでも確認ができるようにしている。また、学生の学びの保障の観点から、1学期間に履修できる単位数の上限を内規（提出-規程集 112）で定めている。卒業認定は、学科・専攻科会議において学生の単位習得状況から卒業要件が達成できているかを確認して科目担当教員の合意のもとに提案し、教授会にて卒業認定を行っている。学位授与は大学改革支援・学位授与機構の審査をもとに本専攻の課程を修了し、学修総まとめ科目の単位取得した学生に対して学士（看護学）が適切に授与されている。

成績評価は、学習成果の獲得状況について短期大学設置基準等に則り、シラバスに記載された基準で行われている。試験は試験規定（提出-規定集）に基づいて厳格に行い、シラバスには各科目の学習成果との関連や到達目標、授業内容計画や評価方法・基準等を明記し、学生が主体的に取り組めるよう予習・復習についても明記している（提出）。令和6年度は、令和4年度から保健師教育課程のカリキュラム改正に基づき適用している教育課程編成・実施の方針について、学生への丁寧な説明を行うとともに、学科・専攻科会議で教員間の情報共有を行い、共通認識の下で、円滑かつ適切な運用に努めた（備付「看護学科」「地域看護学専攻」）。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第5条に則り、本学の教育上の目的を達成するために、教育基本方針のもと卒業認定・学位授与の方針を示している。また、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、「教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程を編成し、質の高い教育を実施する」ことを教育課程編成・実施の方針で示し、学生生活と履修の手引き（提出）や履修要項（提出）、公式サイト（提出-公式サイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等で公表している。

各学科は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引きに記載して学生へ説明している（提出（学習生活と履修の手引き）、提出（専攻科履修の手引き））。

本学では、シラバスを高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付）に基づいて作成している。シラバスには、授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。特に「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することを求めている。なお、授業時間は半期15回を実施したうえで試験を行い、授業時間を確保

高知学園短期大学

し厳格に遵守するようシラバスに示すようにしている。

本学では、前期・後期の授業終了後には授業アンケートを実施し、学生による授業評価を定期的に受け、その結果をもとに自己分析を行い次年度の改善につながるよう報告書の提出を義務付けている（備付）。

教育課程の見直しについては、学生の履修状況や学習上の課題などを含め、定期的に行っている。令和6年度は各学科で課題を検討し、一部教育課程の変更を行った（備付-評議会議事録第3回、第4回、第13回）。

授業内容については授業担当者間で内容の重複を避ける、演習や実習科目では事前打ち合わせを行うなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

なお、本学では専門職学科を配置しておらず、また通信による教育は行っていない。

【幼児保育学科】

幼児保育学科の教育課程は、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、「領域に関する専門的事項」「教育及び保育の本質・目的・対象の理解」「教育及び保育の内容・方法」「総合的専門科目」「教育実習・保育実習」の5分野を専門教育課程に設けている。1年次では教養教育科目とともに専門教育科目で基礎理論を履修し、2年次では応用的・実践的な専門教育科目を履修することができるように教育課程を体系的に編成している。学習成果に対応した授業科目を編成し、その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.36）に記載して学生に説明している。令和6年度には、保育現場のニーズのみならず地域・社会で子どもの読書活動に貢献する「認定絵本土」を養成する講座（「子どもと絵本Ⅰ」「子どもと絵本Ⅱ」、国立青少年教育振興機構絵本土専門委員会が認定）を新設するなど授業科目の開発及び編成を行った。シラバス（提出-10）には、作成要領（備付-8①）に基づいて必要項目を明示しており、学生による授業評価アンケートを最終回に実施して、授業改善に活用している。本学科2年の在学期間に養成したい保育者像を明確化させ、特色ある教育課程となるよう定期的に見直し、次年度に向けて新たなカリキュラム改正に着手している（備付-100「幼児保育学科」）。このような本学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを、教務委員会、教育課程委員会、FD委員会等と連携して協議する体制・役割が明確に整っている（委員会規程）。授業内容については、例えば2年次6月の「教育実習」の準備段階において、指導案や模擬保育の指導・実践を関連領域の授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図りながら進めており、授業担当者間の連携・交流を学科の枠組みを超えて促進する取り組みについても検討している。コロナ禍以降、オンライン授業実施のニーズが急速に高まる中、本学科においても多様な「メディア授業」を活用し展開する取り組みが進められている（様なメディアを高度に利用した授業の実施細則）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、建学の精神に基づく学習成果を達成するために卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を関連づけている。これらの関連は本学科ポリシー・マップで示し、特に歯科衛生士を養成するため、深い教養と良識及び多様な歯科医療の高度化に対応する知識と技能を習得する教育課程を編成している（備付-7③）。

高知学園短期大学

具体的には卒業認定・学位授与の方針である「豊かな人間性と倫理観」教育内容の基礎分野での科学的思考の基盤及び人間と生活で培いコミュニケーション能力や表現力につながる。また「他職種と協働・連携」や「全人的観点から継続的な口腔衛生管理および食支援をすることができる知識・技術」に関することは、専門基礎分野・専門分野・選択必修分野での疾病の成り立ち及び予防法・健康に関わる社会の構造や他職種の理解を学ぶことにより専門性を培うなど、カリキュラムは体系的に編成している。これらのことは各科目の達成目標と成績評価方法としてシラバスに明示している（提出-10）。

各授業の初回には、授業の目的及び評価方法について説明を行っている。また、学生生活と履修の手引きを活用しカリキュラム・マップで学習成果と教育課程との体系を学生に詳しく説明している（提出-1、p.46）。また、本学科ではCAP制を導入し授業内容を理解できるよう予習・復習に十分な時間を確保できるよう努めている（提出-規程集 110）。

本学科の教育課程においては、内容及び教材等も含め科目担当者が検討し、学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科では、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則にのっとり教育課程を基本とし、人間、健康、生活、環境、看護を主要概念として位置付け、学習成果に示す四つの能力を有する看護専門職者の育成を目指して体系的に教育課程の編成を行っている。シラバス（シラバス）には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づいて必要な項目（目的・到達目標・学習成果・予習復習の内容・授業時間数・成績評価の方法や基準・教科書や参考書等）を明示しており、授業開始時に説明を行っている。

令和6年度は「カリキュラム検討ワーキンググループ」にて卒業認定・学位授与の方針や学習成果の見直しを行うとともに教育課程の見直しについて検討している。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻は、卒業認定・学位授与の方針に沿って教育を実施している。また、「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」を身につけるために、「根拠に基づき施策立案・事業化ができる行政職としての知識と技術を習得する」ことや「既修得科目を統合して対象や地域の状況に合わせた公衆衛生活動を実践する行政の保健師の役割の理解を深める」教育を実施する方針を示している。さらに、「権利擁護の立場に立って倫理的問題に向き合い省察できる力」を獲得するために、「公衆衛生看護活動における倫理について理解を深める」「倫理的な視点を持ち、人々と協働して看護が実践できる」教育を実施する方針を掲げている。そして、「課題の探求を通して、論理的思考力と表現力、看護の質の向上に向けて、主体的に活動できる力」を獲得するために、「看護専門職者として自律し主体的に活動できる力を強化する」教育を実施する方針を示している。このように、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応したものである。加えて本専攻の教育課程は、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本専攻における学習成果に対応させた授業科目を編成し、カリキュラムの順序性は公衆衛生看護に関する基本的知識を、講義、演習、実習と段階的・系統的に応用し、実践力を獲得できるよう編成されている。シラバスには適応する学習成果に基づく授業の目的と到達目

高知学園短期大学

標、授業内容、成績評価の方法・基準、授業外の学習時間等とともに学生が主体的に取り組めるよう予習・復習についても明記している（提出）ている。これらは、履修要項（提出）やウェブサイト（提出「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等に公開して周知を図るとともに、学生が必要な時に確認できるようにしている。授業内容については、授業の最終回において学生に授業アンケートを実施しており、教員はその内容をもとに授業内容の改善に努めている。

令和6年度は、保健師教育課程のカリキュラム改正に基づき、令和4年度から新たに適用している教育課程編成・実施の方針について本専攻内で見直しを行い、その結果を学科・専攻科会議にて報告して教員間の意思統一を図った（備付「看護学科」「地域看護学専攻」）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

高知学園短期大学では「広い教養」の習得を教育目的及び教育基本方針で定めるとともに、教育課程編成・実施の方針の中で教養教育の目的を「広い視野から思考し実行する教養教育の課程を学科別に編成」することとして示し、各学科の学習成果に即した教養教育科目を開設している。さらに、その目的には「平和と友愛」の精神に則った専門的職業人を育成することが全学的な教育課程への願いとして込められている。

教養教育の区分として幼児保育学科では教養教育科目、歯科衛生学科と看護学科では基礎分野として科目が配置され、それぞれの学科の専門教育の理解と活用を促進するとともに、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

本学の学科構成は、乳幼児教育や保育を学ぶ幼児保育学科、医療を学ぶ歯科衛生学科・看護学科であり、社会背景を踏まえた対象の多様性の理解やそれに基づくコミュニケーション力、根拠に基づいた支援を提供するための科学的な思考が求められる。教養教育の内容については専門教育に繋がるよう、グローバル化や多様性の尊重、コミュニケーションを視野に入れた英語、化学や情報科学などの科学的思考の基盤を学ぶ科目、そして生涯スポーツ実技などの運動と健康との関連を学ぶ科目、人間や生活・社会を理解するための科目が各学科に編成されている。このように、本学では短期大学設置基準第5条に基づき、幅広い教養を培うよう教育課程を編成している。なお、幼児保育学科は2年制課程、歯科衛生学科、看護学科は3年制課程である。そのため、学科ごとに必修選択科目、修得単位数が異なっている。その実施体制は学則（提出）第20条及び第2項別表1(1)～(3)に定めている。なお、過去3年間の各学科における教養教育科目数と担当教員の人数については表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養教育については、就職先からの卒業生評価（備付-卒業生アンケートあるか？）や学外実習における実習受入れ先側からの意見を参考に、教養教育の効果や課せられた課題について教務委員会や学科会議で検討することとしている。そのうえで、学科の学習成果や教育課程編成・実施の方針、さらに社会の動向に基づいて教育課程の改正を実施している。令和6年度は幼児保育学科が学科の学習成果と教育課程編成・実施の方針に沿って、開設科目が適正であるかを検討し、大幅な見直しを行った（備付：評議会議事録第4回）。

表Ⅱ-A-3-1 各学科の教養教育科目数と担当教員数（令和4～6年度）

学科	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
幼児保育学科	15	5	8	15	6	7	14	6	6
歯科衛生学科	14	3	9	14	3	9	14	4	8
看護学科	17	9	5	17	9	5	17	10	4

〔注〕1. その年度に開講した科目数

2. 歯科衛生学科、看護学科は、基礎分野の科目数

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭を養成するための教育課程を基本とし、教養教育の内容と実施体制を、教育課程編成・実施の方針で示している。教養教育と専門教育との関連は、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーで明確に示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.36）に記載して学生に説明している。就職先からの卒業生評価や学外実習における実習受入れ先側からの意見を参考に、教務委員会における全学的な討議と学科会議における検討によって、改善に取り組んでいる。倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育の意義を考え実践するための教養教育を「芸術と文化」「社会と自然」「運動と健康」の三分野に編成して実施しているが、令和6年度のカリキュラム改正検討では、次年度から「人間性と社会性」「コミュニケーション」の二分野に再編して実施する方向性を定めた（備付-100「幼児保育学科」）。

【歯科衛生学科】

【看護学科】

高知学園短期大学は、短期大学設置基準にのっとり教育課程編成・実施の方針を定め、看護学科は、それを基盤に「豊かな人間性と倫理観を備えた看護専門職を養成する」ための教養教育科目を開講している（令和6年度学生生活と履修の手引き）。

看護におけるグローバル化や多様性の尊重を学ぶための「英会話」、運動や健康の観点から「障害スポーツ実技」「栄養学」、今後必要とされる情報通信技術を活用するための基礎能力の強化と学生の主体的な学びのために「アカデミック ICT リテラシー」などが開講されている。また多職種との連携・協働に必要な人間理解やコミュニケーションを学ぶ「組織論」「人間関係論」を開講し、「キャリア形成演習」では、看護専門職にも必要とされる社会人基礎力の育成やマナーの向上を目指すなど、教養教育と専門教育の関係性は明確である。

教養教育科目も専門科目と同様に、学習成果に基づく目的と到達目標、評価方法を科目ごとにシラバスに明記し、試験規程（試験規程）に基づいて査定を行っている。

【専攻科】

高知学園短期大学

専攻科地域看護学専攻は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく1年課程の保健師養成課程のため、教養教育の区分を設置していない。短期大学設置基準に則る教養教育に関連する科目として、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定のために外国語や情報科学の科目を設定し、国際化社会や情報化社会に対応できるために幅広く深い教養を培えるよう教育内容を見直ししながら実施している。看護専門職として多様な背景の対象者と関わる際のコミュニケーションツールとして外国語による会話を演習したり、自分の研究課題名を英語で表現し公表する準備をしたり、データ収集や分析、オンラインによる資料共有や共同制作、会議への参加等に対応できる力を獲得するために演習したりしており、専門科目と連動しながら教育が行われている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

高知学園短期大学は、人類の福祉と文化の進展に寄与することのできる、教育・医療に関連する専門的職業人を育成することを教育目的としている。(提出-履修の手引き)。教育目的の達成にむけて、本学では職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程編成・実施の方針を示し、各学科は学生がその専門性を十分に活かし卒業後に社会で活躍できる能力を身につけることができるよう教育課程を編成し、日々の教育に努めている(提出-履修の手引き)。

全学科の教育課程に組み込まれている「キャリア形成演習」では、社会の状況を学び、卒業後の将来像をイメージしながらキャリア形成基礎力を身につけることができるよう編成されている。このように、本学では2年あるいは3年間の教育の中で、専門的職業人として社会で活躍できる人材を育成できるよう努めている。

専門教育においてはそれぞれの職業教育における指定規則等、法令に則り必要な知識や技術を習得するための基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し実施している。本学ではすべての学科において、それぞれの専門性に必要な基礎となる知識や技術を学内で学び、それを学外実習で応用していく、という教育課程となっている。本学は約8割の学生が地元である高知県内に就職をしており(備付-6.進路状況ファクトブック 2025)、その対象となる施設の多くが実習先となっているため、学生は就職後の自身の姿をイメージしやすい環境にあり、職業への接続を図る教育の実施体制は明確であるといえる。

客観的な資料としては、免許・資格取得状況から測定・評価できる(備付-「免許・資格取得状況」)。国家試験合格率は一つの指標になり、日常の教育内容を検討して見直すとともに国家試験対策も強化し改善に取り組んでいる(備付-5.国家試験合格状況 ファクトブック)。また、資格取得者の人数や割合だけでなく、進路先からの意見等も聴取して職務への取り組み状況、貢献状況、卒業生の課題等を評価している。学科によっては卒業生を対象とした調査からも職業教育の効果を評価している(備付-卒業時アンケート)。この取り組みが全学的なものとなり卒業後の実態把握に向けて適切な時期にアンケート調査をするために、令和6年度は卒業生に対し連絡先の登録及び後日のアンケート調査への協力を依頼した(表Ⅱ-A-4-1)。

表Ⅱ-A-4-1 2024年度卒業生連絡先登録状況

	連絡先登録者数	卒業者数	登録率
幼児保育学科	57	71	80.3%
歯科衛生学科	17	27	63.0%
看護学科	36	58	62.1%
専攻科地域看護学専攻	20	22	90.9%
計	130	178	73.0%

【幼児保育学科】

全学科の教育課程に組み込まれている教養教育科目「キャリア形成演習」が幼児保育学科においても1年次で実施され、学生はこの授業で社会の状況を学び、卒業後の将来像をイメージしながら本学独自の視点を入れた四つのキャリア形成基礎力を身につけている。令和6年度のカリキュラム改正検討では、次年度からの演習から講義へ授業形態を変更する科目「キャリア形成演習」について、名称を「キャリアデザイン」とすることを検討した。一方、専門教育科目においても保育者のキャリア教育は実施されている。特に、幼稚園、保育所、認定こども園、児童養護施設等で行われる学外実習における学びや達成感が、学生の進路選択や就職意欲に大きく影響することから、実習に関連する授業科目や実習事前事後指導科目における職業教育の拡充を図っている。

【歯科衛生学科】

【看護学科】

看護学科では、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るために、教員は看護専門職に必要な能力の育成に向けて講義や演習・実習において、その意義を学生に伝え、教育方法の工夫を行っている。特に領域ごとの臨地実習においては、新型コロナウイルス拡大以降、感染防止対策の観点から、看護の対象との接触を控えるなど、学びの機会が減少しており、教員はシミュレーションの充実を図るなど試行錯誤を繰り返している（看護学科実習関係資料）。

職業教育の効果は、臨地実習の評価のほか、免許・資格取得状況から測定・評価できるため看護師国家試験合格率も指標の一つとなる。合格率向上に向け、学習内容や学生への指導について、国家試験委員会を中心に対策強化に取り組んでいる（看護学科国家試験対策に関する報告）。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本専攻における学習成果に対応させた授業科目を編成している。これらの科目履修や学校生活を通して、大学および本専攻の教育目的を達成できるよう教育活動を行っている。本専攻では看護専門職としての専門性を獲得するために近年の学生の動向や社会情勢を考慮し、「体験」から学び、主体的に考える教育に重点を置いて科目編成を見直し

ている。特にフィールドワークなどの臨地に出向いての演習や実習、疾病や障害をもつ当事者の体験を直接的に聴く機会を意図的に組み込んでいる。実際に地域で活動する看護専門職や対象となる地域住民、環境を直接見て、触れ合っ て学ぶ機会を持つことで専門的な知識や技術の習得を図るとともに、保健師の専門性を知り、看護専門職としての将来像を思い描くことができるように教育活動に取り組んでいる。職業教育の効果は専門性の獲得状況として、保健師国家試験の合格率や学士（看護学）の取得率等により測定・評価している。保健師免許取得のために科目や実習で学んだ知識と身につけた技術を統合して考えることができる力を養えるよう、保健師国家試験対策の内容も学生の状況に合わせて常に改善しながら取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では、短期大学設置基準および各種養成施設指定規則に則り、基礎から応用へと段階的に発展する体系的な教育課程が編成されている。学位授与方針（DP）に基づいた厳格な単位授与・卒業判定体制が確立されており、CAP 制の導入による単位の実質化への取り組みも進められている。令和6年度末の建学の精神変更に伴い、全学および各学科の教育目的、学習成果、ならびに「三つの方針」の再定義が必要となっており、新精神である「至誠」が具体的な授業科目の到達目標や評価基準にどのように反映・展開されるのか、その論理的一貫性を全学的に再構築することが喫緊の課題である。

教養教育と専門教育の連動については、各学科において専門職に資する科目編成の工夫が見られるものの、教養教育で培った汎用的能力が専門教育や臨地実習において具体的にどう発揮され、評価されているかという能力の繋がり の可視化が十分ではない。特に、シラバスに記載された授業外学習の指示が学生の実際の学習行動（予習・復習）にどの程度結びついているかを詳細に分析し、実質的な学修時間の質を全学的に保証・底上げするための指導体制をさらに強化する必要がある。

また、職業教育の効果測定において、国家試験合格率等の出口指標は適切に管理されているが、卒業生や就職先への追跡調査によるフィードバックを教育課程の改善（Action）に直接的に繋げる組織的なメカニズムは、令和6年度に連絡先登録制度を導入したことにより、ようやく基盤が整った段階にある。今後は、得られた調査結果を単なるデータ集積に留めず、カリキュラムの柔軟な見直しや、社会の変化に対応した「実務に即した教育内容」へのアップデート、さらにはリカレント教育のコンテンツ開発へと組織的に還元させる内部質保証のサイクルを早期に定着させることが求められる。

本学では、学習意欲と共に大学で学ぶためのアカデミックスキルが乏しく、単位取得が困難となり、修業年限での卒業が難しい学生が増加傾向にある（備付-ファクトブック 2025「修業年限学位授与状況」）。「何を学び、何を身につけ、何ができるようになればよいのか」を学生が理解できるようシラバスにわかりやすく示すとともに、学生が主体的に学習できるようなアカデミックスキルを獲得するための科目設定の検討などが早急に求められる。

また、本学の特徴である教育・医療の分野で、学科横断的に学ぶ科目として編成された職業教育につながる「健康教育演習」は、実習で学外に出ることが多い各学科の時間割調整が困難となってきており、土日開講とならざるを得ず近年は選択科目としている学科の受講生が激減していること、学外での活動についても日程調整上の困難が生じているなどの問

高知学園短期大学

題がある。しかし学科横断的授業は学生の学びも多いため、これにかわる魅力ある教育課程となるよう、方法論等含め社会が求める人材の育成につながるための科目の検討が求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き
5 学生募集要項
6 シラバス
17-19 教授会議事録

提出資料- 0 学則

規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
17 学生委員会規程
18 カウンセリング委員会規程
19 入学試験募集委員会規程
21 就職委員会規程
22 セクシュアルハラスメント等に関する規程
23 倫理委員会規程
24 白菊寮運営委員会規程
35 高知学園短期大学図書館規則
36 高知学園短期大学図書館運営委員会規程
48 高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程
52 高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程
58 高知学園短期大学外国人留学生規程
106 就職斡旋内規
109 幼児保育学科におけるCAP制に関する内規
110 歯科衛生学科におけるCAP制に関する内規
111 看護学科におけるCAP制に関する内規
112 専攻科地域看護学専攻におけるCAP制に関する内規
125 高知学園文書保存規程
169 ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則
173 高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程
175 高知学園大学・高知学園短期大学同窓会規定

備付資料 5 ポリシー・マップ

- 15 高知学園短期大学 教育目的・学習成果、3つのポリシーとアセスメントプラン
- 23 短期大学生に関する調査研究
- 28 卒業生アンケート調査結果
- 63 授業参観 報告書、公開授業 報告書、自己分析報告書
- 96-98 評議会議事録
- 99 各学科会議議事録
 - ・高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和 6 (2024) 年度]
 - ・FD 研究発表抄録
 - ・シラバス作成に関する資料 (シラバス作成要領、シラバスの記入方法について)
 - ・ファクトブック 2025 : 高知学園短期大学卒業時アンケートの結果、3.教育課程
 - ・Web サイト : 「学位授与数または授与率」 「免許・資格取得状況」

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

高知学園短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性における知識や技能」を身につける専門的能力として「必要な知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」こと、「キャリア形成基礎力」を身につける汎用的能力として「社会の状況を柔軟に受け入れ最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと、また「専門的知識と技能を活用する実践力」を身につけるための汎用的能力として「考え抜き、自ら行動する」こと、さらに「多様な人々と協働し学び続ける」ために身につける総合的能力として「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ことを示している（提出-学生生活と履修の手引き）。専門的能力は専門的職業人に共通する必要事項である。汎用的能力も専門的職業人として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

これらの学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献する人材となるための人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している（提出-学生生活と履修の手引き）。各学科では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。各科目で習得すべき概要をシラバス（提出-シラバス）に明示している点からも具体性がある。教育課程の各科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

これらの学習成果は、単位取得率や GPA で測定可能となっている。最終的には、学習成果の達成を証明するものとして学位授与率や免許や資格等の取得率が挙げられる（備付-ファクトブック 2025 3. 教育課程）。学習成果の測定に関しては、学則（提出）第 22～第 24 条や教育基本方針（提出-規程集 高知学園短期大学の教育目的に関する規程）第 2 条に基づ

高知学園短期大学

いて高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、高知学園短期大学アセスメントプラン（備付）を策定して実行している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に照らして「問題解決」「発達支援」「環境構成」「保育指導」の視点から明示している。「問題解決」が関わる専門的能力は幼稚園教諭や保育士として必要な内容であること、「発達支援」、「環境構成」が関わる汎用的能力は社会人及び地域の人材として不可欠な技能や態度、志向性等の内容であることから、いずれも具体性は高い。また「保育指導」に関わる総合的能力は、両能力の均衡状態を多面的に査定する能力として具体性がある。

学習成果の獲得を支援するため、専門的能力は教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成し、各教育科目の概要と具体的な到達目標、及びその達成に必要な授業計画、さらに授業時間外に必要な学習等をシラバス（提出-10）で示している。汎用的能力については、平素の取り組み状況、社会貢献活動、学外実習終了後の個人面談、キャリア教育の強化、少人数制ゼミにおける個別指導と対話的・協働的取り組み等を推進することにより、自身の成長の振り返りと内省化、課題発見と自己成長を目指した学びを支援している。総合的能力では、専門的能力と汎用的能力を総合して振り返りながら実践する機会の提供と自尊感情の育成に取り組むことで、特に学外実習で子ども理解を基に指導計画を立案し、実践する能力を育成できるよう支援している（備付-100「幼児保育学科」）。

本学科の教育課程は幼児保育学科カリキュラム・マップ（提出-1、p. 36）に基づき、学習成果を獲得するための評価基準を定めて、半期あるいは通年にわたる教育科目を開講している。さらに、長期間継続して受講することが学習成果の獲得に有益と予測される教育科目は選択科目としても開講し、2年間の教育課程で学習成果を獲得できるよう計画している。この点からも、本学科の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学科では幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-1、p. 28）に照らして教育課程の学習成果を評価している。学生も、授業アンケートを通して授業の意義を測定し、その成果を報告している。なお、学外実習については実習先からの評価も参考にして最終的な評価を行っている。

また、定期的な個人面談の実施に基づいて汎用的能力を中心に学習成果の測定を図っている。さらに、本学卒業生としての誇りを持ち、世界の平和と友愛に貢献する責任感を確かなものとする節目として、「出発式」を開催している。この式典に臨む姿勢と態度は学習成果達成を示すものでもある。以上に加え、本学科では卒業生を対象に学習成果に関する調査や意見聴取を継続的に実施し（備付-31①）、分析結果を教育活動へ反映するよう取り組んでいる。このように、本学科の学習成果は、教員側や学生側、実習先や卒業生からも測定することができ、PDCA サイクルに基づいて測定可能なシステムになっている。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、学習成果を達成するために入学時のオリエンテーションで学生生活と履修の手引きを用い卒業認定・学位授与の方針及び3年間の教育課程編成・実施の方針に

について説明している（提出-1、p.39）。歯科衛生士として必要な専門的能力を測る「知識・技術」や汎用的能力を必要とする「人間関係の形成・連携・課題対応能力及び倫理観」などは就職及び国家試験の結果から達成状況を査定している。

定期試験だけでは測定が難しい「思考・判断」や「関心・意欲・行動力」「技術」については、課題（レポート）や実技試験で判定し、必要に応じて個別に指導を行っている。また、グループワークへの取組状況もルーブリック評価基準に基づいて評価することで学習成果の確認を行っている。教育課程の学習成果はシラバスに評価基準が示されており（提出-10）。国家試験を合格し、歯科医療従事者を社会に輩出していることから、一定期間に獲得可能であり、本学科の学習成果には具体性があり測定可能である。

【看護学科】

看護学科の学習成果は、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標（一般社団法人日本看護系大学協議会）が示す六つの能力群の内容と関連しており、看護専門職者として求められる実践内容であり具体性がある。本学科の教育目的で示す通り、学習した専門的知識・技術を用いて根拠に基づいた看護が実践できる能力を身につけることは「専門的知識・技術を用いて対象の全体像を捉え、根拠に基づいた看護を展開する」という学習成果に該当する。また、豊かな人間性と倫理観を備え、他者と協働し人々の健康と生活の質の向上に貢献できる能力を有する看護専門職者となるために「看護の対象と適切な援助関係を築き、人々の尊厳と権利を尊重した看護を提供することができる」「他者との協働関係を築き、自己の役割を果たすことができる」といった学習成果の獲得を目指している。これらを実現することで学習成果の「広く社会の情勢を知り、主体的・継続的に学習に取り組む能力」の獲得につながり、研鑽を継続していく能力をもった看護専門職者の養成につながると考え、学習成果は教育目的に基づいて示されている。この学習成果の獲得のために、本学科の教育課程は、保健師助産師看護師養成学校指定規則、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に準拠し 3 年間で到達できるよう編成しており、一定期間内で獲得が可能である。

学習成果の達成度は、シラバス（シラバス）に評価方法として明記し評価を行っている。授業では、発問による回答やリフレクションシート・個別面談等により学生の理解度や疑問を把握し、授業の工夫につなげている。試験、レポート等の多様な方法でも、知識、技術、態度の視点から客観的な評価基準に従い評価しており、学習成果の測定は可能だと言える。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「対象者の尊重と信頼関係を基盤にして健康的な生活に導くための支援ができる力」「予防的な視点に立った地区診断力」を習得するために、教育課程を通して習得する専門的能力として「対象を統合的に理解し、データに基づき健康課題を明確にできる」「対象や関係機関とのパートナーシップのもとに必要な支援を導き出すことができる」「地域診断に基づいて先を見通し、解決策を創造することができる」ことを学習成果として掲げている。また、「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」を身につけるために、専門的能力として「協働関係のもとで自身の考えを伝え、リーダーシップを発揮することができる」ことを学習成果

高知学園短期大学

として掲げている。さらに、「権利擁護の立場に立って倫理的問題に向き合い省察できる力」を養うために「対象のもつ権利を擁護するための最善策を見出すことができる」ことを学習成果としている。そして、「課題の探求を通して、論理的思考力と表現力、看護の質の向上に向けて、主体的に活動できる力」を獲得するために、「疑問に対してデータを収集し、科学的な根拠に基づいて論理的に分析することができる」ことを学習成果としている。以上の学習成果は、公衆衛生看護の知識や技術の習得に関する内容及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の求める学修成果（修了研究論文）の作成に関する内容で、保健師や学士（看護学）に求められる内容に基づいており、具体性は高い。

また、学習成果の公衆衛生看護学の専門的能力の獲得には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づいて教育課程を編成して対応している。各教育科目の目的や到達目標等についても履修要項（提出）、シラバス（提出）に明示し、学生に周知している。シラバスの内容は学生の傾向や学習の進捗を検討し、毎年見直しを行っており、対応する学習成果は1年課程の保健師教育過程において獲得可能な内容となっている。令和6年度は臨地実習前に、実習地域の既存データ等の情報から特性を把握し、予測される健康課題と不足する情報等を導き出した。実習後には、実習地域に出向いて実施した地域診断を振り返り、再度、健康課題の明確化と施策への提案を行うポートフォリオを作成しプレゼンテーションすることで、政策形成の過程を学ぶことができるよう授業内容の充実を図り、専攻課程の学習成果が獲得できるよう工夫した（提出）。

学習成果はポートフォリオ内で数値化したものを学生の自己評価として把握しており、GPAの分布や保健師国家試験の合格率等により、到達度の測定が可能である。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

高知学園短期大学のシラバスでは、各授業科目の学習成果（到達目標）が示され、授業の終了段階で学生ができるようになってほしい行動を明記している（提出-シラバスに関する資料）。また、教科科目の学習成果（到達目標）と学科の卒業認定・学位授与の方針との関係を明確に記載しており、学科の学習成果と卒業認定・学位授与の方針は対応していることから、各授業科目の学習成果は学科の学習成果に対応しているといえる。

教員は、学則第24条に基づき、各学科で定めたアセスメント・ポリシー（提出-学生生活と履修の手引き）によって成績評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に評価している。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。教員の成績評価は教務課に提出された後に各学科・学年ごとに整理され、全体把握がされ、点検している。成績評価の極端な偏りがないかどうかを確認し、特に再試験や不合格者が多い科目については、授業評価アンケート結果と比較しながら点検している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と対応している。各授業科目のシラバスには「到達目標・学習成果」が明記され、「卒業認定・学位授与の方針」との対応が

高知学園短期大学

示されている。卒業認定・学位授与の方針は、学習成果が掲げる「問題解決」「発達支援」「環境構成」「保育指導」の四つの専門的能力に対応していることから、各授業科目の学習成果も学科の学習成果に対応しており、これらの整合性をポリシー・マップ（備付-7②）及びアセスメント・プラン（提出-1、学生生活と履修の手引き）で確認している。学科教員は、「幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック」をふまえて各担当授業科目の成績評価のためのルーブリックを示すことになっており、診断的評価・形成的評価・総括的評価の多様な手法を用いて学習成果の獲得状況を適切に評価している。教員の成績評価の状況は、FD 活動等を通して学科教員間で点検している（授業参観、公開授業、自己分析報告書）。特に、総合的な学習成果の獲得状況が問われる学外実習では、学生の取り組み状況は学科会議で共有され、関連科目の担当教員間で成績評価の状況を点検し合っている（備付-100「幼児保育学科」）。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、学生が獲得した学習成果は、アセスメント・プランに基づき、定期試験や授業ごとの小試験、課題（レポート）及び実技試験をルーブリックで適切かつ厳正に評価し、教育の質の保証として活用している。また、学習成果の獲得の測定はGPAを導入している。また、歯科衛生士国家試験対策については、模擬試験結果のデータを科目別に分類して、教員間で共有し、学生に適切な学習支援をグループ別に行っており学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。また、歯科衛生士国家試験の合格率については、学習成果の獲得状況として測定している。また、歯科口腔健康指導学外実習（幼稚園、保育所、小学校、中学校）では実習先の評価を基に点検している。学習成果の獲得状況を把握し、休学率、退学率の防止に活用している。在籍率や卒業率は学習成果獲得の指標として活用している。前期、後期の授業終了後には、学生からの授業評価をポータルサイトで行い、授業担当教員にフィードバックをしている。（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科の授業科目は、教育目的や卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づいた内容の構成となっており、本学科の学習成果に対応している。

教員は科目ごとに決められた成績評価基準にのっとり、試験やレポート、授業への取組状況等で学習成果の獲得状況をアセスメント・プランに基づき測定している。臨地実習に関しては、特に汎用的能力を獲得できる機会であることから、8看護領域が各々ルーブリック等の評価表を用いて評価を行っている。そして、成績評価には GPA による評価を導入しており、学期末には教員が成績評価の状況について把握し点検を行っている。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、各授業科目の学習成果は、専攻課程の学習成果に対応しており、学習成果の獲得状況を試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取組状況等で測定している。シラバスには、それぞれの科目に対して、専攻課程のどの学習成果に対応しているかを明示している。学生の学習成果に対する到達度は、履修要項（提出）、シラバス（提出）に評価方法を明示して、学生と教員がともに確認ができる体制を整えた上

高知学園短期大学

で、評価している。またリフレクションシート等を活用して学生の理解度を把握し、次の授業に結果を反映していくことで、学生が学習成果を獲得できるよう工夫している。

教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を GPA の分布状況や経年的な変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率により評価している。また、教員の成績評価の状況について把握し、教員間で点検している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学習成果の獲得状況について、量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメントプランを策定し、実施している（備付-アセスメントプラン）。アセスメントプランに基づき、GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）などの情報を収集し、活用している（備付-ファクトブック）。

学生による回答から測定する仕組みとしては、在学生については、短期大学生に関する調査研究（備付-短期大学生に関する調査研究）の結果から、入学後の知識の向上や授業や取り組みについての満足度を分析し、教育の質の向上のために活用している。学科によってはポートフォリオを活用した面談を通じて専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚についても把握するなど、学生指導を行っている。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

本学では組織的なインターンシップや留学の取り組みは行っていないが、インターンシップに類似する取り組みとして学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。また、卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、毎年度就職委員会等で点検している。休退学者の状況については評議会・教授会で学習成果獲得の指標として把握し分析している（提出-教授会議事録、備付-評議会議事録）。

例年、卒業生に対する卒業時アンケート（備付-ファクトブック 2025）では、卒業時に学生自身が学習成果を自己評価し、その結果の集計については次年度の教育活動や学生指導の改善へ活用している。また学科によっては卒業後の追跡調査も活用している（備付-FD・SD 活動報告書）。

以上のように、本学では様々な量的・質的データを学習成果の点検に活用している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では学習成果査定の方針（提出-1、p. 28）に基づき、アセスメントプラン（備付-15②）によって学習成果の獲得状況を量的・質的に測定する仕組みを整備している。試験やレポート、授業への取り組み等が直接的な評価として挙げられ、各科目の学習成果の獲得状況を GPA による評価で測定している。単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科会議で点検している（備付-100「幼児保育学科」）。

学生調査や学生による自己評価としては、短期大学生に関する調査研究の結果を活用している（備付-21）。大学3年次編入学の状況、在籍率、卒業率、就職率に関わるデータも、

高知学園短期大学

学内で分析されるデータを活用し、学科会議で点検している。卒業後の学習成果に関しては、卒業生対象アンケート調査を継続して実施しており、実習期間中の巡回訪問指導時に卒業生の取り組み状況を聴取し、多様な仕組みで測定した内容を学習成果の分析に活用している。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、アセスメントプランに基づいて学習成果の獲得を測定している。歯科衛生士国家試験の合格率については、その試験対策としての模擬試験結果のデータを科目別に分類して、教員間で共有し、学生に適切な学習支援をグループ別に行っており、学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。また、歯科口腔健康指導学外実習（幼稚園、保育所、小学校、中学校）では実習先の評価を基に点検している。これらの把握した学習成果の獲得状況は、休学率、退学率の防止に活用されている。

【看護学科】

看護学科では、科目ごとの試験やレポート、授業への取組状況等で学習成果の獲得状況を測定している。また、成績評価はGPAによる評価を導入している。単位取得率、看護師国家資格取得率からも学習成果の達成状況を評価している。臨地実習に関しては、特に汎用的能力を獲得できる機会であることから、8看護領域が各々ルーブリック等の評価表を用いて評価を行っている。

毎年、同窓生への調査として生涯学習や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、来学した全ての卒業生に在学時の学習成果の獲得の程度や、就職後の成長の程度を自己評価のアンケートをおこなっていたが、新型コロナウイルス感染拡大以降実施できていない。

就職率・就職先・進学者数・進学先等については、学習成果獲得の指標として学科・専攻科会議にて情報共有し（各学科・各専攻会議議事録「看護学科」「地域看護学専攻」）、カリキュラムの再編を検討する際に見直しを行っている。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、学習成果の獲得状況を試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取組状況等で測定している。学習成果の達成状況については、GPAの分布状況や経年的な変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率により評価している。また、修了研究においては入学時と修了時にリフレクションシート（備付）を記入し、自己の成長を整理するとともに、ルーブリック評価を用いて、学習成果の達成状況を量的に評価できる体制を構築している。さらに、卒業認定・学位授与の方針に示す「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」の獲得状況は、グループ学習における発言や役割分担等の状況、積極性、他者への関わり等、グループへの貢献度も机間指導を通して観察し、質的に評価している。加えて、令和6年度の本専攻の学生が主体となって運営する次年度の専攻科入学予定者を対象とした「WAになって話そう！」（備付）や修了研究発表会（備付）等の学校行事への取組状況も観察して評価している。そして、本専攻での学びに対しては年間4回（入学時及び実習前、実習後、修了時）、国家試験対策では対策開始から随時、ポートフォリオ（備付）を活用して、学生の専門的能力や汎用的能力

高知学園短期大学

の獲得状況について、学生自身の認識や成長を確認できる取組を行っている。また、保健師国家試験は、経年的な全国や他大学の合格率を参考に本専攻の状況を量的に評価し、学科・専攻科会議（備付「看護学科」「地域看護学専攻」）にて共通認識を図りながら今後の方針を検討し、年間計画を立てている（備付）。

修了生に対しては、卒業後も転職等の今後の進路に関する相談の受け入れや再就職への支援、近況報告等のために来学した修了生への対応を行い、職場への適応や求められる能力を確認している。また、学習成果の獲得状況や卒業後の成長について、生涯学習や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、修了生が来学した際に記入してもらうことで確認ができるように作成したアンケートを活用し、卒業後の評価を量的・質的に行うことができる体制を整えている。令和6年度は新型コロナウイルス感染予防対策のために実施を見合わせており、アンケートの再開時期については学科・専攻科会議等で検討する必要がある。実習先の機関においては、修了生が学生に関わることや修了生のプリセプターや上司等と教員が関わる機会もあり、その際にも修了生の状況や学習成果の獲得状況を本人や周囲から把握するよう努めている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

高知学園短期大学における学習成果の獲得状況については、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程（提出-規程集）に基づいてGPAによる評価を導入し、その分布状況を可視化し、分析している（備付-ファクトブック 2025）。また、単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、評議会、教授会で点検している（備付-教授会議事録、提出-評議会議事録）。

学生の学習活動や社会活動の状況も参考に、学習成果を測定するよう活用することもある。学科によっては実習後に、どの程度学習成果を獲得することができたのかを個人面談により自己評価と他者評価を用いた振り返りや、専門的能力や汎用的能力の獲得について学生自身が自覚できるよう、ポートフォリオを活用した面談を行っている。また、学生は卒業時には自身の学習成果を振り返り、卒業時アンケートとして集計され、結果の概要は本学のWebサイトで公開されている。

以上の学習成果に関する量的データは、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて公式サイト（備付-「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」）等で公表している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科の学習成果の獲得状況については、短期大学生に関する調査研究（備付-21）、卒業時アンケート調査結果（根拠資料）、卒業生対象アンケート調査（FD研究発表抄録）等で可視化されており、学科会議（備付-100「幼児保育学科」）で共有し点検した上で、学生にはオリエンテーション時の説明や個別の授業時での説明に反映されている。

高知学園短期大学

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、学生の学習成果を査定するために、アセスメントプランを策定しており（備付-15③）、評価指標に基づきルーブリック等の結果は学生にフィードバックしている。また、卒業時アンケート調査で学生支援の満足度や学習成果に関する自己評価を学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科では、学習成果の獲得状況を科目ごとの試験やレポート、授業への取組状況等で測定している。また、成績評価は GPA による評価を導入しており、単位取得率、看護師国家資格取得率からも学習成果の達成状況を評価している。また臨地実習に関しては、特に汎用的能力を獲得できる機会であることから、8看護領域が各々ルーブリック等の評価表を用いて評価を行っており、学習成果の獲得状況は可視化できる状況である。

そして学生には、学習成果を自覚できるよう学期初めのオリエンテーション等で説明を行っている。

学習成果に関するデータとして、就職率・就職先は大学案内（令和7年大学案内）に、短期大学士（看護学）の学位授与数（率）、看護師国家試験受験資格取得者数、養護教諭二種免許状取得者数等はウェブサイト（高知学園短期大学「免許・資格取得状況」）にて公表している。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、学習成果の獲得状況を卒業時のアンケート調査により学生の自己評価として把握しており、その結果を可視化している。また、本専攻における GPA の分布や経年的変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率、保健師国家試験の合格率等については可視化しており、学習成果の獲得状況を判断する際の根拠資料としている。また、学生が獲得した学習成果を自覚できるように、試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取組状況について、個人面談やポートフォリオ等を通してフィードバックし、学習成果の獲得状況を根拠を基に説明して、学生とともに確認している。保健師国家試験の合格率や学士取得状況等はオープンキャンパスや学科紹介等において公表することをもって学習成果の獲得状況の公表に努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

本学では、アセスメント・プランに基づき、GPA、資格取得率、卒業時アンケートといった多角的な量的・質的データを収集し、学習成果の達成状況を可視化する体制を構築している。各学科においてもルーブリックやポートフォリオを用いたきめ細かなフィードバックが行われている。しかしながら、これらの膨大な測定データが、個々の教員の授業改善や、学科全体のカリキュラム改正といった「具体的な教育の質の向上」にどのように反映されたかという、PDCA サイクルの「Action（改善）」への繋がりを論理的に整理し、証拠（エビデンス）をもって示す必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の学科で継続していた卒業生への追跡調査や対面での意見聴取が休止状態にある点は、卒業後の学習成果の定着度を測定

高知学園短期大学

する上で大きな課題である。今後は、令和6年度に導入した連絡先登録制度を最大限に活用し、デジタルツールを活用した調査手法への刷新を図ることで、就職先からの評価を含む多角的な「間接評価」の仕組みを早期に再稼働させなければならない。

さらに、学習成果の公表については、法定の教育情報の公開に留まらず、本学が掲げる「専門的能力」や「汎用的能力」が具体的にどの程度達成されたのかという分析結果を、より分かりやすく社会に発信していくことが求められる。内部質保証の実効性を内外に証明するためにも、アセスメントプランに基づく測定結果の総括的な分析を、年次の自己点検・評価報告書や公式サイトを通じて定期的に公表する仕組みを強化すべきである。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 履修要項
- 3 大学案内 2024 [令和6(2024)年度]
- 4 Web サイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」
- 6 学生募集要項 2024 [令和6(2024)年度]
- 10 シラバス
- 22 教授会議事録 [令和3(2021)年度]
- 23 教授会議事録 [令和4(2022)年度]
- 24 教授会議事録 [令和5(2023)年度]

提出資料-

規程集

- 5 学則
- 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程
- 47 高知学園短期大学広報企画会議規程
- 49 試験規程
- 52 高知学園短期大学学位規程
- 53 高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程
- 54 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
- 71 高知学園短期大学の教員人事に関する規程
- 74 高知学園短期大学教員資格
- 81 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
- 82 教員人事に係る選考委員会に関する規程
- 109 幼児保育学科における CAP 制に関する内規
- 110 歯科衛生学科における CAP 制に関する内規

高知学園短期大学

- 111 看護学科における CAP 制に関する内規
112 専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
- 備付資料**
- 7 ポリシー・マップ ②幼児保育学科、③歯科衛生学科
8 シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領
12 ウェブサイト「免許・資格取得状況」
15 アセスメントプラン ①高知学園短期大学アセスメントプラン、②幼児保育学科アセスメントプラン、③歯科衛生学科アセスメントプラン
17 看護学科国家試験対策に関する報告書 ①各学年の国家試験対策
18 看護学科実習関係資料 ②実習報告書
20 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果
21 短期大学生に関する調査研究
23 幼児保育学科の学習成果に関する資料 ②実習巡回報告書
27 専攻科地域看護学専攻修了研究関係資料①修了研究の計画～発表会
28 専攻科地域看護学専攻国家試験対策に関する報告書①国家試験対策
31 卒業生アンケート調査結果 ①幼児保育学科
36 進路一覧表
37 GPA 分布一覧
52 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書 ①WA になって話そう！③ポートフォリオ
96 各委員会議事録
99 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
100 各学科会議議事録

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

高知学園短期大学では学習成果に基づいて入学者受入れの方針を掲げ、学生生活と履修の手引き（提出-1、p. 11～12）、ウェブサイト（提出-4「アドミッション・ポリシー」）、学生募集要項（提出-6、p. 26）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて積極的に公表している。

本学では、各専門における「知識・技能を身につける」ために、いずれの学科においても「学びに熱心に取り組む」姿勢が求められる。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ことが求められる。そのためには「変化が著しく進歩する多様な技術に対して敏感に対応」でき、さらに「倫理的な観点から考え抜き、自ら行動する」ことが求められる。その過程では、「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たすことができる」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上の意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学ぶことを求めている

高知学園短期大学

ること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想に燃えていること」が前提となる。このように、入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学試験・学生募集関係は教務学生課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している。また、入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会を設置し、入試の際には学長を責任者とする判定会議を実施し、評議会・教授会での審議を経て入学許可者を決定する体制を構築している。入試委員会は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各学部・学科の入試実施要項や評価基準を審議・決定している。入試実施後は、入試委員会が選抜結果の適正性について検証し、その結果を学長に報告している。学長は、これらのプロセス全体を監督し、最終的な可否を決定する責任を負うこととしている。教務学生課と入試委員会が連携して実務を遂行することで、責任体制をより一層強化している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。提出書類及び面接による試験を通じては「平和と友愛の精神を理解し、明確な目標をもって計画的に学び続ける意欲と態度を有すること」を評価している。また、基礎学力検査、学力試験や小論文による試験では「各専門分野に必要な基礎学力を備え、継続して向上に努めること」を総合的に評価している。また、各制度では以下の準備ができているかの観点から選抜を行っている。

【幼児保育学科】

入学者受入れの方針では入学前の学習成果の把握・評価も示しており、多様な入学者選抜制度によって実施している。提出書類と個人面談による把握・評価は全ての選抜制度で実施しており、いずれも入学者受入れの方針に示した「全般的な基礎学力」「規律を守る」「基本的生活習慣」「コミュニケーションを大切にす」といった学習成果の状況を把握・評価する。その上で、学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、幼児保育学を強く志し実践しようとする人物であることを推薦の条件とし、面接で意欲的かつ継続的な努力の可能性を評価している。総合型選抜入学試験では、大学入学希望理由書や面接を通して、意欲や目標等を評価している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）では、学習習慣の確立や表現基礎力を把握・評価するために、小論文の試験を課している。一般選抜入学試験Aでは、保育に必要な一定の学力と豊かな表現基礎力を評価するために、特定の教科に偏らない総合問題を必答とし、国語、数学I、化学基礎、生物基礎、英語の5科目から1科目を選択として試験を実施している。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科は、入学者受入れの方針に示す通り、高い目的意識と意欲を持ち、相手の気持ち理解できる人間性豊かな協調性のある人を求めている。これは卒業認定・学位授与の方針に基づき達成可能な学生を受け入れるための方針であり、倫理観を持ち、相手を敬い傾聴することは相手の立場を考え気持ちを共有することができることにつながり、協働と連携、すなわちコミュニケーション力と表現力となり、社会的・職業的自立に必要な社会的基礎力・汎用的能力を身につけることになる。これらは専門職として学ぶ意欲と自己研鑽となる。このことは学科の学習成果に対応している。

高知学園短期大学

入学前の学習成果等についても提出書類で把握することを学生募集要項（提出-6）等で明示している。各選抜で選考基準を設定し、総合的に評価し公正かつ適正に実施している。オープンキャンパスでは、受験生や保護者等にも本学科の方針の意味と根拠を詳しく明示し、授業料以外の教科書等の経費についても説明している。特に、歯科衛生士の将来像や社会での必要性などを話している。「毎日がオープンキャンパス」においては、個々の生徒に在学中にどのような学生生活を送るのか説明している。また、受験の問い合わせはアドミッションオフィスと連携し対応している。大学説明会等では、入学者受入れの方針を高等学校教員との面談において本学科の特徴等を説明し、高校側からの意見も聴取して学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科では、学習成果に対応した入学者受入れの方針を、学生募集要項（令和7年度学生募集要項）やウェブサイト（看護学科のアドミッション・ポリシー）等で示している。

高等学校長推薦による指定校制の学校推薦型選抜入学試験では、看護学科を強く志し本学科の教育課程に対応できる基礎学力を有している人物であることを推薦の条件としている。また、総合型選抜入学試験では、受験生自らが、自身の目標や主体的に学習に取り組む意欲について表明し作成する希望理由書で、本学科の入学者受入れの方針の観点から評価している。さらに公募制による学校推薦型選抜入学試験や一般選抜入学試験では、基礎学力や小論文を組み合わせながら、入学前の学習成果を把握・評価している。このように、本学科の入学者選抜の方法は、それぞれ入学前の学習成果の把握・評価を示しており、入学者受入れの方針に対応している。

高大接続の観点からも上記のように多様な入学者選抜の方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示し、入学者選抜の実施に関する学内規程（入学試験募集委員会規程）に基づき実施している。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針の達成を目指し、本専攻の学習成果を獲得するため、入学者受入れの方針を定めている。この方針は、学生募集要項（提出）をはじめ、履修要項（提出）や大学案内（提出）、ウェブサイト（提出「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）等で表明している。本専攻が学習成果に掲げている「対象を統合的に理解し、データに基づき健康課題を明確にできる」「対象や関係機関とのパートナーシップのもとに必要な支援を導き出すことができる」「地域診断に基づいて先を見通し、解決策を創造することができる」ことを習得していくためには、「看護学の基礎的な知識と技術をもち、地域で生活する人々や地域全体の健康に関心をもっている人」が必要である。また、「協働関係のもとで自身の考えを伝え、リーダーシップを発揮することができる」「対象のもつ権利を擁護するための最善策を見出すことができる」「疑問に対してデータを収集し、科学的な根拠に基づいて論理的に分析することができる」ようになるために、「論理的な思考力を備え、人々の健康や看護に関する課題について探求する意欲のある人」を求めている。さらに学習成果の獲得のための基盤としては「人々と協力しながら理想に向かって主体的に学び続ける意欲のある人」であることが不可欠となる。このように、入学者受入

高知学園短期大学

れの方針は本専攻の掲げる学習成果に対応している。

本専攻は2種類の入学者選抜制度を実施し、入学前の学習成果の把握と評価をしている。まず、特別入試では看護学の基礎的な知識と技術の獲得状況を提出書類で審査し、小論文と面接で論理的な思考力や表現力、地域全体の健康への関心度、協調性、主体的に学び続ける意欲等を把握して評価し、入学者を選抜している。次に、一般入試では看護学の基礎的な知識を学力試験や提出書類で査定し、面接と小論文試験より、地域で生活する人々や地域全体の健康への関心度、論理的な思考力、表現力、協調性、主体的に学び続ける意欲等を把握して評価し選抜している。このように、入学者選抜の方法は入学者受け入れの方針に対応しており、各入学者選抜制度で選考基準を設定し、公正かつ適切に実施している。

またオープンキャンパス等の機会やウェブサイト、大学案内、医療機関等の学外での教育活動を通じて、本学以外からの志願者に広報活動を行っている。本専攻への入学に対する問い合わせ等には、教職員が協力して対応しているほか、教員間で共通認識をもつことで、すべての教員が同様の説明ができるよう体制を整えている。また、授業料や入学に必要な経費は、学生生活と履修の手引き（提出）や学生募集要項（提出）等に明示している。そして、特別入試の対象となる本学の看護学科における学生の動向や特徴を教員間で共有し、学科・専攻科会議（備付「看護学科」「地域看護学専攻」）で検討したり、一般入試の志願者の状況や意見等を参考にしたり、入学してきた学生の状況を確認しながら、専攻科専攻会議等で入学者受け入れの方針が現状に即しているのかを点検している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

高知学園短期大学では、入学者選抜の透明性と志願者の利便性を確保するため、毎年度「学生募集要項」を作成し、必要な情報を網羅的に公開している。

学生募集要項には「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を学科（幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科）および専攻科（地域看護学専攻）ごとに明確に示している。募集要項において、各学科・専攻科が求める学生像を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」等の観点から詳細に記載しており、志願者が本学の教育理念と自らの適性を照らし合わせることができるよう配慮している。

また、選抜区分ごとの募集人員についても明確に示している。募集要項の「募集人員」の項目において、学科ごとに「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校・公募）」「一般選抜（A・B）」「社会人選抜」等の各区分に割り当てられた人員を一覧表形式で明示している。これにより、志願者は各試験区分の規模を正確に把握した上で出願に臨むことが可能となっている。

さらに、授業料およびその他入学に必要な経費についても募集要項で詳細に明示している。入学手続き時の納入金、年間の学費の内訳（授業料、図書費、実験実習費）、後援会費等のその他納入金を掲載しており、入学後の経済的負担について事前に十分な情報提供を行っている。

受験の問い合わせ等に対しては、適切に対応する体制を整えている。募集要項の表紙および最終ページには、入試専用の電話番号、FAX番号、及びメールアドレスを明記し、志願者

高知学園短期大学

や保護者、高等学校教員等からの質問に迅速かつ丁寧に対応できる窓口を整えている。また、オープンキャンパスや進学相談会等の機会を通じて、教職員が直接、入試制度や修学内容に関する相談に応じる体制を組織的に構築している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

学生募集要項においては、アドミッション・ポリシー、募集人員、学費および諸経費、さらには問い合わせ窓口に至るまで、志願者が適正に出願判断を行うために必要な情報が網羅的かつ詳細に提示されている。しかしながら、近年、とくに高知県で顕著な18歳人口の急激な減少により志願者は減少傾向にあり、全学および各学科の収容定員を安定的に充足させるための中長期的な募集戦略については、さらなる検証が必要である。単なる情報の網羅に留まらず、多様な選抜区分ごとの志願倍率や入学者構成の推移を詳細に分析し、それらを募集人員の適切な配分調整や、新たなターゲット層への広報施策にどのように反映させているか、そのプロセスを明確にすることが求められる。

さらに、受験生からの問い合わせ対応については、窓口の設置や迅速な回答体制は整っているものの、寄せられた質問の内容や相談件数を組織的に集計・分析し、募集要項の改善や広報戦略の修正に繋げるための内部質保証の仕組みが未分化である。志願者の潜在的な疑問や不安を先回りして解消できるよう、FAQの充実やデジタルツールの活用による情報アクセスの利便性向上を図るとともに、入試広報活動が実際の入学定員の確保にどの程度寄与したかという「効果測定」の精度を高めることが今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 提出資料 | 1 学生生活と履修の手引き |
| | 2 履修要項（専攻科地域看護学専攻） |
| | 6 学生募集要項 2024（入学願書含む） [令和 6（2024）年度] |
| | 10 シラバス |
| | 11 行事予定表 [令和 5（2023）年度] |
| | 22 教授会議事録 [令和 3（2021）年度] |
| | 23 教授会議事録 [令和 4（2022）年度] |
| | 24 教授会議事録 [令和 5（2023）年度] |
| 提出資料- | 5 学則 |
| 規程集 | 17 学生委員会規程 |
| | 18 カウンセリング委員会規程 |
| | 21 就職委員会規程 |
| | 22 セクシュアルハラスメント等に関する規程 |
| | 23 倫理委員会規程 |

高知学園短期大学

- 24 白菊寮運営委員会規程
- 35 高知学園短期大学図書館規則
- 36 高知学園短期大学図書館運営委員会規程
- 48 高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程
- 58 高知学園短期大学外国留学生規程
- 106 就職斡旋内規
- 109 幼児保育学科における CAP 制に関する内規
- 110 歯科衛生学科における CAP 制に関する内規
- 111 看護学科における CAP 制に関する内規
- 112 専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
- 125 高知学園文書保存規程
- 169 ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則
- 173 高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程
- 175 高知学園大学・高知学園短期大学同窓会規定

備付資料

- 12 ポータルサイト
- 33 合格者への配付資料一式
- 34 オリエンテーション資料一式
- 40 図書館利用案内（らぶっく+）
- 79 実験室安全のためのマニュアル
 - ・令和7年度入学予定者対象「音楽オリエンテーション（ピアノ初心者向け）」案内資料
 - ・入学後に使用する実習用ユニフォームや造形授業用画材セット等の購入物案内資料
 - ・オリエンテーション資料一式
 - ・「認定絵本土」養成講座 準備資料
 - ・アセスメントプラン
- 専攻科地域看護学専攻終了研究資料
- 専攻科地域間おっ学専攻キャリア形成教育のための活動報告書

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

高知学園短期大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受入れの方針として明記し、学生募集要項（提出-5）等で公表している。本学では入学予定者を対象に3月までに合格者登校日を設け、入学する心構えと入学後に始まる学びの内容や、準備すべき学習課題等を提示することで、学習への動機づけを高めることで、学習における円滑な高大接続を目指し取り組んでいる（備付-33）。毎年4月には、新入生に対する短期大学全体のオリエンテーションを開催し、学生生活と履修の手引き（提出-1）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-34）。全体による説明後、学科別にオリエンテーションを設け、各学科の専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等、各講義科目についてはオンラインシラバス（備付-新

高知学園短期大学

提出-10) にて提示してあることから、アクセス方法を具体的に説明している(備付-新)。また、授業開始の約1週間は、学生の登校前から教職員が交代でキャンパス内外に点在し、新入生が慣れないキャンパス内で迷うことのないよう支援している。在学生に対しても、新年度前の2月と3月にそれぞれオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、必要に応じ個別面談や三者面談を行いながら、学習に対する動機づけを高めるよう努めている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを実施するなど、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう、学年間交流会をセッティングし取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としては入学年度別に学生生活と履修の手引き(提出-1)を発行・配布し、行事予定表(提出-11)と共にオリエンテーションで説明する際に利用している。学習支援で重要なシラバス(提出-10)や実験室安全のためのマニュアル(備付-79)および、日常の連絡事項については、ポータルサイト(備付-12)やTeams(備付-新)にて連絡すると同時に、学内掲示も活用して学生への周知徹底を図っている。

全ての学生が確実に学習成果を獲得できる様に多面的な学習支援を実施している。特に、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の中で理解度を測る工夫のほか、教員が補修を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果を獲得できる様取り組んでいる。学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、学生支援課で相談に乗るとともに、産業カウンセラーの資格を有する複数教職員とも連携して、適切な指導助言を行っている。また、優秀な学生に対しても、その能力をさらに伸ばすため発展的な学習資料の提供や研究活動の紹介などを通じて、学びの視野と深化を促し、各学科でCAP制の内規(提出-規程集109~112)第3条に基づき配慮している。

留学生の受入れに関しては、高知学園短期大学外国人留学生規程(備付-規程集58)に基づき、外国人留学生を受け入れる体制を整えている。受入れに当たっては留学生選考を制度化して対応している(提出-6、p.20)。また、高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程(提出-規程集173)も整備して学習成果を高めるよう配慮している。一方、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないが、留学の案内があればその都度掲示を通して学生へ周知している。

本学図書館には、司書資格を有する専任職員2名と非常勤職員1名の計3名を配置し、専門的知識を生かして学生の学習支援に取り組んでいる。また、入学時のオリエンテーションや希望者への個別対応を通じて、CiNii Research、JDreamⅢ、医中誌Webなどの学術情報データベースの活用方法を指導している。特に専攻科地域看護学専攻生には、医中誌Webの検索方法や資料の入手方法に関するオリエンテーションを実施し、専門的な学習支援を行っている。図書館業務は電算化されており、学生・教職員は「My Library」機能を通じて貸出状況の確認や文献複写依頼が可能である。貸出期間は3週間で、冊数制限は設けていない。夏期休業中や学外実習期間中(最大8冊まで)の長期貸出など柔軟な対応を行っている。図書館報『らぶつく』では、書評を通じて読書体験を共有し、学生の読書意欲を高める取り組みも行っている。

これらの取り組みにより、学生一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、学習成果の最大化に努めている。

なお、本学では通信教育による課程は設置されていない。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、令和7年度より入学予定者に対して「音楽オリエンテーション（ピアノ初心者向け）」を実施している。ピアノの進度（レベル）や不安に関する相談に応じ、入学前の準備や練習方法を指導して、入学後の音楽実技の授業をスムーズに開始できるよう支援する取り組みである（案内資料）。また、入学後に使用する実習用ユニフォームや造形授業用画材セット等の購入物について情報提供し、相談に応じている（案内資料）。

新入生オリエンテーションでは、具体的な学習方法や科目選択時の留意点について説明し、また、定期的な在学生オリエンテーションでは、学習成果の獲得及び資格取得に向けた積極的な態度を確立するよう指導し、卒業生オリエンテーションに至るまで継続的に支援している（備付-34）。オリエンテーションや授業で説明する際には、学生生活と履修の手引きやシラバス等、主に全学共通の印刷物を利用している。学習支援に関する連絡を行う際には、ウェブサイト、ポータルサイト、メーリングリスト、学内掲示、学科の連絡用ボード、印刷物を必要に応じて使い分けている。

基礎学力が不足する学生に対して、各教員は補講を行い支援している。学習上の悩み等の相談にはクラス担任・副担任が窓口となっているが、他にも科目担当教員や学生支援課・カウンセリング室・医務室・学生寮等の職員と連携して対応しており、学生が個人的に相談しやすいように適切な指導助言を行う体制を整えている。一方、進度の早い学生や優秀な学生に対しては、履修登録の上限を緩和したり、公務員試験や四年制大学編入試験についての情報提供や受験準備を個別に支援したりするなど、本人の希望進路に応じて学習活動の発展を図り支援している。本学科では令和2～6年度に留学生の受け入れ及び派遣を行っていないが、留学の案内があれば学生に周知し、共生社会におけるインクルーシブ保育の動向についても取り上げ説明している。

附属図書館所蔵の豊富な絵本を活用し、司書等の専門的職員と連携して、令和6年度には「認定絵本土」養成講座（国立青少年教育振興機構絵本土専門委員会の認定を受け、令和7年度2年次対象の授業科目「子どもと絵本Ⅰ」「子どもと絵本Ⅱ」を新規開講予定）の実施体制を整えた。また、学生の「中・四国保育学生研究大会」研究発表に際して、図書館スタッフは蔵書レファレンスのみならず、備付パソコンで先行研究調査や文献複写サービス等の情報収集も支援し、ディスカッション時は館内グループ学習室を利用するなど、図書館の多様な機能を活用して学習支援を行っている。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、入学後のオリエンテーションでは、学生生活と履修の手引きを用いて教育目的や三つの方針、学習成果等を示し学習成果の獲得に向けて、学生が興味を持って学習できるように丁寧に説明している。在学生においても、年度始めのオリエンテーションで、新入生と同様に教育目的や三つの方針、学習成果等を説明している。学習上の相談はクラス担任を中心に授業担当教員も同席し、適時学習上の悩みについて助言と支援を行っている。

また、学内実習で正規の授業時間内に到達目標に至らなかった場合は空き時間を利用し、担当教員がフォローアップ体制を取り学習を支援している。また、進度の速い学生については、応用問題のプリント等を渡すなど支援している。授業形態により、学生が能動的に学習でき

高知学園短期大学

るアクティブラーニングを積極的に取り入れている。国家試験対策はグループ編成を行い学習意欲が失われないようにグループに各1名の教員を置き学習支援を行っている。また、習熟度にあわせ補習への参加を促している。メンタル面のサポートとしては、個別面談も行っている。学習状況（量的データ）は教員間で共有し支援している（備付-100「歯科衛生学科」）。

【看護学科】

看護学科では、入学手続き者やその保護者に対し、授業や学生生活についての質問等に個別に応じ、情報を提供している。

入学者に対しては、高大接続をスムーズにするという目的から、大学に慣れるためのオリエンテーション期間を設けている。学生生活と履修の手引き（令和6年度学生生活と履修の手引き）を活用し、科目選択のためのガイダンスを行い、また国家試験受験を見据えた学習の方法を身につけるため、具体的な国家試験の内容を説明し、先輩の学習方法や推薦したい参考書等を紹介している。また、期間内に入学前に提示した課題の確認テストを実施し、早い時期に学習成果の獲得状況の把握し、それに応じた支援を行っている。

後期授業が始まるまでの時間を利用し、基礎学力が不足していると思われる学生に補講を行っているが、それでも学力の十分でない学生には、全教員が各授業を機会に個別に関わり、丁寧に指導するよう努めている。さらに担任・副担任を中心に、学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みや対人関係、家族の問題等についても個別に相談に乗り、適切な指導助言を行う体制を整えている。逆に進度の早い学生や優秀な学生には、履修登録上の上限を緩和する、専攻科への進学を勧めるなど、学習活動の発展に向けて個別に支援している。

担任・副担任は、学期末には学習成果の獲得状況（単位習得率・GPAなど）を基に学生全員に個人面談を実施し、学習支援を丁寧に行っている。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、入学前オリエンテーションを複数回行い、入学後にも履修や修了研究に関するオリエンテーションを適切な時期に複数回行い、学生が主体的かつ積極的に科目の履修や修了研究への取り組みができるように支援している（提出「学生生活と履修の手引き」・備付「専攻科地域看護学専攻修了研究資料」）。

本専攻は、保健師国家試験受験資格及び学位授与機構による学士取得を目的とした教育課程のため、教職専門科目以外はほぼ必修科目であるが、修了研究においては学生自身の関心のあるテーマを設定し、意欲的に取り組めるように個別指導できめ細やかな支援をしている。

授業や実習だけではなく、保健師国家試験対策等の状況に応じて学生への個別支援と集団支援を組み合わせながら、学生が学習成果を獲得し、自信をもって社会に出て行く支援体制を整えている（備付「国家試験対策」）。

1年間を通して、学習や進路、学生生活に関する学生の相談を受け付け、学生の学習進捗や学習意欲を把握し、単位の履修状況やGPAの評点、学生によるポートフォリオへの記載内容を基に、学習成果の獲得状況を量的・質的に把握し、授業改善に活かしている（備付「専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書」）。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-2 の現状＞

高知学園短期大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として学生委員会（提出-規程集 17）やカウンセリング委員会（提出-規程集 18）、倫理委員会（提出-規程集 23）が整備されている。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科はクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出-1、p. 14）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24 時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では教務学生課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備や実施に取り組み、その支援は教務学生課職員と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている（備付-47・48）。そして平常時にはボランティア活動等への取り組みも学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。

学生の福利厚生面では、食堂において学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成を委託業者と交渉しており、学生が安心・安全に食堂を利用できるよう努めている。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・テーブル・ガーデンパラソル等を中庭、6 号館前の庭、8 号館テラスに整備し、快適な環境の提供にも配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮した工夫を行っている。また、地域の不動産業者との連携により、学生の希望に合わせて、アパートの斡旋も行っている。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、毎年 100 名程度が登録し、自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道など公共交通機関を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。学生への経済的支援として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の指導を学生支援課が行っている。また、幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科については他に高知県の職業別の奨学金制度があり利用することができる。本学では、学則第 33 条（提出-5）に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 33 条第 4 項に基づき延納を認めることがある。この場合には、教務学生課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。社会人経験者や長期履修者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセリング委員会が置かれ、学生が充実した学生生活を送れるよう支援するための体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援

高知学園短期大学

を行っている。毎年3月末から4月には健康診断を一斉に実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有し、連携している。新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、感染症報告システムを通じて、担任・評議会メンバー・医務室で情報共有されており、全学での集計により早期の感染症流行の把握に努めている。また、感染症の流行時期には、掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。

多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるようセクシュアルハラスメント等に関する規程（提出-規程集 22）があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている（提出-規程集 22・23・169）。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている（提出-1、p. 67）。学生生活に関する意見や要望については、卒業時アンケート（備付-20）や短期大学生に関する調査研究（備付-21）、授業アンケート（備付-22）の結果を中心に活用し、改善に努めている。また、平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を2ヵ所設置し学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考にして反映できるものは積極的に対応し、必要に応じて意見に対する回答を掲示するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長・専攻長等、さらに関係する委員会も通じて対応している。留学生については、学習及び生活支援に関する体制として、当該学科の教員及び教務学生課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応できる体制は整っている。また、生活支援に関連して、本学では外国人留学生授業料減免規程（提出-規程集 173）を設け、授業料の30パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第5条の2、休学の期間を学則第15条の1～3に定めて周知している（提出 5）。長期履修生受け入れに関する制度化は行っていない。社会人経験者の学生に対しては組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。ネットワーク関係ではICT化として学内全体にWi-Fiを整備し、情報管理や活用に関する理解を深めている。ポータルサイトやMicrosoft 365を活用した情報共有に関しては、一定の効果が得られており、安全かつ迅速な活用ができています。

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信している。各学科の学生は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、月1回の周辺地域の一斉清掃、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加している。これらの活動は教育科目の学習成績への評価とはならないが、本学では、同窓会規定（提出-規程集 175）に基づき高知学園短期大学同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することもある。なお、全学的な教育活動を通じた地域貢献では、本学の特徴として全学科共通のカリキュラムを編成した健康教育演習が挙げられる。高知県内の幼稚園を訪問し、幼児の生活習慣形成支援の位置づけとして、歯みがき指導を中心に各学科・専攻で専門性を生かした地域貢献活動を行っている。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-3の現状＞

高知学園短期大学は、就職支援のための教職員組織として、就職委員会規程（提出-規程集 21）に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と教務学生課の就職担当職員が密に連携しながら学生の就職支援を進めている。就職活動は就職斡旋内規（提出-規程集 106）に則り、就職指導・支援を行っている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意識を高めるため、キャリアセンターを中止としてキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程（提出-規程集 48）を定め行われている。また、講義科目の「キャリア形成演習」または「キャリアデザイン」を軸に、教養教育や専門教育の科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。就職支援のための施設整備は、教務学生課が窓口となり就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備を行い、学生が積極的に求人検索できるよう資料を整備し、求人票もいつでも閲覧できるようファイリングしている。さらにはポータルサイトでも求人を公開している。就職担当は、入学時から学生の希望する就職先を把握することに努め、希望する就職先に進めるよう支援をしている。学生に関する情報は、各学科の就職委員と就職担当職員は共有している。就職試験対策の支援では、受験先決定の相談や履歴書やエントリーシートの記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施、試験時における面接対策等、学生支援課職員と各学科教員で連携を取りながら、一人ひとり個別にきめ細かく支援をしている。

また、学科ごとに就職合同説明会、就職セミナー、就職フェアなどのイベントを開催しており、在学生にはキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促している。また、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像などを知るなど就職対策としての支援を行っている。その他、卒業生が教務学生課を訪れ、就職先の情報を提供してくれるケースも多い。就職に関する分析等については、これまでに受験した学生の受験報告書を基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整え、次年度にはそれらを就職支援に活かしている。

進学支援について、看護学科では専攻科地域看護学専攻への進学に関して入学当初より定期的に情報提供し、「WAになって話そう」「講話」「ボランティア活動」「進路支援」を全学年で実施し「ポートフォリオ」への記載を促すことで、将来のキャリアの選択肢の幅を広げることができるよう、学生の進学意欲を引き出す努力している。また、他学科でも四年制大学への編入学等の情報も全学的に提供している。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

本学では、入学前から卒業、さらには進路決定に至るまで、クラス担任制を軸としたきめ細かな支援体制が構築されている。特に、専門職の養成校として不可欠な基礎学力の補強や、実習・国家試験に対する段階的なガイダンス、さらには図書館の専門的知見を活かした学習支援などは、組織的な強みとして評価できる。しかしながら、これらの多様な支援策が、学生個々の学習成果の獲得状況（GPA、単位修得率、学修ポートフォリオ等）のデータとどの

高知学園短期大学

ように連動し、支援の質的改善に繋がっているかという「データに基づく支援の最適化」については、さらなる精緻化が必要である。

学生の生活面においては、心身の健康管理やハラスメント防止、意見聴取の仕組みが整備されているが、経済的支援において本学独自の奨学金制度が未整備である点は、修学継続の安定性を担保する上で中長期的な検討課題である。また、障がい学生への合理的配慮についても、施設面（ハード）の整備に留まらず、個々の特性に応じた学習指導や試験実施上の配慮（ソフト）について、全学的なガイドラインを策定し、組織的に対応する体制をより強固なものにする必要がある。

進路・就職支援については、高い実績を維持しているものの、社会情勢の激しい変化や採用ニーズの多様化に対応するため、卒業生や就職先からのフィードバックをキャリア教育のカリキュラム改善に直接反映させるメカニズムを強化すべきである。また、四年制大学への編入学や海外留学といった多様な進路選択に対しても、単なる情報提供に留まらず、受験対策の組織的实施や外部機関との連携強化を図るなど、学生の多様な自己実現を実質的に支える支援体制の拡充が求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和元年度に認証評価を受審した際、教育科目と卒業認定・学位授与の方針との関連をシラバスに明記することが課題として挙げられた。それゆえ本学のシラバスでは、各科目で、授業の目的（教育目的における当該授業の存在意義）、到達目標・学習成果（授業の修了段階で、できるようになってほしい行動[学習成果]）、卒業認定・学位授与の方針との対応（科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関係について、どのような位置づけとして対応しているか）を確実に記載するようにしている。加えて、各科目の末尾に参照先として、ウェブサイトの卒業認定・学位授与の方針の URL を掲載している。

また、シラバス作成時には各科目担当教員に高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領を配付し、問い合わせがあれば各学科の教務委員および教務課で対応するようにしている。提出されたシラバスについては、教務委員会によるチェックと加筆修正の提案を厳格に行っている。なお本学では令和4年度より Web シラバスシステムを導入した。このことにより、教員及び学生は、いつ・どこでも端末からシラバスの内容を閲覧できるようになった。

安心した教育活動や学生支援を実施していくための情報管理については、引き続き検討が求められている。個人情報に関わるファイルを送信する際には、毎月変更されるパスワードにより暗号化することになっているが、この方法は以前より問題も指摘されており、令和5年度末をもって廃止され、Microsoft365 アカウントを利用した SharePoint によるファイル共有に移行された。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

高知学園短期大学

本学では、短期大学設置基準および各種養成施設指定規則に基づき、専門的職業人養成に特化した体系的な教育課程を編成している。令和 6 年度末の建学の精神変更は教育目的や学習成果、3つのポリシーへの影響は小さいと考えられるものの、カリキュラムへの影響については再点検し、必要に応じて修正を行う。

学習成果の達成状況については、「高知学園短期大学アセスメント・プラン」に基づき、GPA、単位修得率、国家試験合格率、学修ポートフォリオといった多角的な量的・質的データを組織的に収集・分析している。卒業後については、追跡調査が必ずしも十分とは言えないことから、卒業生アンケートを IR 推進室主導で全学的に実施するとともに、就職先への聞き取り・報告の仕組みを再構築する。

入学者の選抜方法については大きな問題はないものの、充足率が低下傾向にあり、従来の全体向け説明会に加え、学科ごとの専門的な内容に特化した体験会や、本学独自の取り組みを紹介できるイベントを定期的で開催する。これにより、高校教員の他、地域住民が本学の教育内容や専門性をより深く理解し、学生募集に役立てることが可能となる。また、Instagram や YouTube などの SNS を積極的に活用し、オープンキャンパスの様子や、在学生の一日の様子、教員からのメッセージなどを発信する。これにより、受験生はより身近な視点で大学の雰囲気を知ることができ、受験意欲を高める。

学内 Wi-Fi が令和 6 年度末までに整備され、令和 7 年度には学生支援にも活用が期待されるが、適切に情報が提供され、効果的な利用がされるのか、検証を行いながら運用されることが必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 6 シラバス
- 提出資料- 1 高知学園短期大学教育組織規程
- 規程集 11 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
 12 高知学園短期大学研究倫理審査申請要項
 13 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
 14 高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程
 16 高知学園短期大学災害対策委員会規程
 30 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程
 34 情報企画委員会規程
 37 紀要編集委員会規程
 38 スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程
 44 高知学園短期大学情報セキュリティ委員会
 45 高知学園短期大学 IR 推進室規程
 47 広報企画会議規程
 66 高知学園短期大学紀要投稿規程
 67 高知学園短期大学紀要査読要領
 68 高知学園短期大学紀要現行執筆要領
 71 高知学園短期大学の教員人事に関する規程
 72 高知学園短期大学人事委員会規程
 73 令和 6 年度予算要求資料の提出について
 74 高知学園短期大学教員資格
 75 高知学園短期大学の教員の資格に関する内規
 76 高知学園短期大学教員選考基準
 78 高知学園短期大学非常勤講師規程
 81 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
 82 教員人事に係る選考委員会に関する規程
 83 高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
 84 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
 85 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
 86 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
 87 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
 88 研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
 89 高知学園短期大学公的研究費の使用に関する不正防止計画
 96 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー

- 97 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
- 122 組織規程
- 123 高知学園文書取扱規程
- 124 高知学園公印取扱規程
- 125 高知学園文書保存規程
- 129 高知学園就業規則
- 131 定年に関する規程
- 135 給与規程
- 136 旅費規程
- 137 退職手当に関する規程
- 139 会計規程
- 143 新採職員選考委員会内規
- 146 時間外勤務の管理に関する内規
- 147 高知学園職員の長期研修に関する規程
- 148 海外教育視察助成要項
- 150 ストレスチェック制度実施規程（内規）

備付資料

- ・Web サイト「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」①「高知学園短期大学 幼児保育学科」、②「高知学園短期大学 歯科衛生学科」、③「高知学園短期大学 看護学科」
- 21 授業アンケートに関する資料 ①授業アンケート結果集計資料 ②授業アンケート（質問項目） ③授業アンケートに対する自己分析の報告資料〔令和 6（2024）年度〕 ④授業アンケート自由記載コメント学科別課題
- 53-55 高知学園大学・高知学園短期大学紀要〔令和 4（2022）年度〕〔令和 5（2023）年度〕〔令和 6（2024）年度〕
- 61 研究活動に関する書類 ①研究活動計画書
- 62 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック
- 63 授業参観に関する資料 ①授業参観（目的）、②授業参観アンケート、③事後検討会報告書
- 64 公開授業に関する資料 ①授業改善に向けた公開授業の進め方、②授業改善に向けた公開授業計画書（書式）、③公開授業・事後検討会報告書
- 65 FD・SD 活動研究発表会 資料
- 66 学外研修受講に関する資料 ①学外研修受講報告書、②「学外研修受講報告書」記入要領
- ・R6 日本乳幼児教育・保育者養成学会大会 資料
- ・R6 科研費申請状況 資料
- ・教員個人調書
- ・過去 5 年間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）の教育研究業績書
- ・非常勤講師一覧表〔令和 6（2024）年度〕
- ・令和 7 年度予算要求資料の提出について

高知学園短期大学

- ・ SPOD 内講師派遣プログラム完了報告書
- ・ SPOD 内講師派遣プログラムアンケート結果
- ・ ICT を活用した授業のための公開授業参加者名簿

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第 20 条の 2 の第 1 項と第 2 項及び第 22 条、さらに各学科の指定規則や法令、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和 7 年 5 月 1 日現在における本学の専任教員（専攻科除く）は教授 14 名、准教授 7 名、講師 10 名、助教 4 名の合計 35 名となる。短期大学設置基準第 22 条別表第一イ及びロで定める教員数は 32 名、うち教授数は 11 名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格に基づき、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規を定め（提出-規程集）、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している（備付-教員個人調書、過去 5 年間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）の教育研究業績書）。それゆえ、短期大学設置基準第 23 条、24 条、25 条、25 条の 2、26 条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園短期大学非常勤講師規程（提出-規程集）を定め、人事委員会で審議し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-非常勤講師一覧表）。

教員の採用、昇任は高知学園短期大学人事委員会規程（提出-規程集）に基づいて人事委員会を開催することとしている。人事委員会では、高知学園就業規則（提出-規程集）及び高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲等について（確認事項）、高知学園短期大学教員人事に関する規程（提出-規程集）、高知学園短期大学教員選考基準（提出-規程集）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き（提出-規程集）に照らして審議している。

なお、本学では指導補助者は配置していない。

【幼児保育学科】

短期大学設置基準によると、入学定員 51～100 名では 8 名の専任教員（うち教授 3 名）が必要である。本学科では 9 名の専任教員のうち 6 名が教授であり、基準を満たしている（備付-12「教員紹介：幼児保育学科」）。本学の幼児保育学科は幼稚園教諭ならびに保育士の養成学科であり、幼稚園教諭養成に関して教職課程認定基準では①「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」を担当する専任教員として 5 名、②「教育の基礎的理論に関する科目等」を担当する専任教員として 4 名を配置している。また、保育士養成に関しては指定保育士養成施設基準によると「入学定員 51～100 名では 8 名以上の専任教員配置が望ましい」と定められ、本学科は 9 名の専任教員を配置し、そのうち 6 名は教授として配置している。さらに、児童福祉法施行規則別表第 1 各系列に基づいて専任教員を配置していることから、指定保育士養成施設の基準も満たしている。非常勤講師については、担当科目に関する教育研究歴等を基に十分な審査を行った上で配置を行っている。

高知学園短期大学

氏名	職名	学位	教育実績・7 研究業績・制作物発表
山本 英作	教授	修士 (地域研究)	教育実績：R4/11.3 R5/11.2 R6/ 研究業績：有
山下 文一	教授	修士 (学術)	教育実績：R4/8.0 R5/7.0 R6/ 研究業績：有
田村 由香	教授	準学士	教育実績：R4/10.1 R5/7.7 R6/ 研究業績：有
後田 紀子	教授	家政学士	教育実績：R4/9.9 R5/12.3 R6/ 研究業績：有
中山 直之	教授	芸術学士	教育実績：R4/15.9 R5/15.6 R6/ 研究業績：有
岸 康人	教授	博士 (理学)	教育実績：R4/5.1 R5/6.3 R6/ 研究業績：有
宮地 暁男 (R6～)	准教授	修士 (学校教育学)	教育実績：R6/ 研究業績：有
川口 奈々子 (R6～)	講師	修士 (美術)	教育実績：R6/ 研究業績：有
伊達 諒	講師	修士 (教育学)	教育実績：R4/7.0 R5/8.1 R6/ 研究業績：有

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科の教員は、教授 3 名、准教授 2 名、講師 3 名、助教 2 名の計 10 名で基準を満たしている。各教員は教育的専門性に応じた適切な科目を担当している。このことは本学のシラバスに掲載している（提出-10）。また、歯科医師 1 名、業務経験 4 年以上の歯科衛生士を 6 名配置しており、歯科衛生士学校養成所指定規則も満たしている。非常勤講師についても、担当科目に関する研究教育歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している（提出-規程集 78）。研究業績については、ウェブサイトで公表している（備付-12②「教員紹介：歯科衛生学科」）。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
中石 裕子	教授	準学士	教育実績：R4/16.2 R5/15.4 R6/15.8 研究業績：有
島内 理子	教授	学士（歯学）	教育実績：R4/9.6 R5/9.6 R6/6.0 研究業績：有
坂本 まゆみ	教授	博士（口腔保健 福祉学）	教育実績：R4/18.8 R5/18.4 R6/17.0 研究業績：有
ポーラ・ディ・ フェビアン	准教授	B. A. Humanities	教育実績：R4/7.0 R5/7.0 R6/6.0 研究業績：有
和食 沙紀	准教授	修士	教育実績：R4/20.4 R5/19.9 R6/19.8

高知学園短期大学

		(社会福祉学)	研究業績：有
野村 加代	講師	学士(教養)	教育実績：R4/16.2 R5/16.3 R6/14.9 研究業績：有
濱田 美晴	講師	修士(理学)	教育実績：R4/7.8 R5/7.8 R6/8.3 研究業績：有
来栖 正博	講師	修士(理学)	教育実績：R4/2.0 R5/2.0 R6/2.0 研究業績：有
内田 智子	助教	修士 (社会福祉学)	教育実績：R4/16.7 R5/16.3 R6/18.4 研究業績：有
西村 友美 (R6～)	助教	準学士	教育実績：R6/10.8 研究業績：有

【看護学科】

看護学科教員組織は、短期大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に準拠し編成している。また、選択により養護教諭二種免許状を取得できるに足る教員数を配置している。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を満たしており、ウェブサイト(看護学科教員一覧)で公表している。非常勤講師については、担当科目に対する学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準の規定を遵守し、適正に審査を行った上で配置している。

看護学科教員の教育実績や研究業績等に関する情報を以下の表に示す。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
今村 優子	教授	修士(看護学)	教育実績：R4/28.5 R5/30.2 R6/27.7 研究業績：有
窪内真由美 (R7～)	教授		教育実績：－ 研究業績：無
和泉 明子	教授	修士(看護学)	教育実績：R4/18.1 R5/19.2 R6/17.8 研究業績：
坂元 綾 (R7～)	教授		教育実績：－ 研究業績：有
矢野 智恵	教授	修士(看護学)	教育実績：R4/18.7 R5/16.9 R6/13.9 研究業績：有
岩崎 美幸 (R7～)	准教授		教育実績：－ 研究業績：有
大谷 俊彦 (R5～)	准教授	文学士	教育実績：R5/5.0 R6/4.3 研究業績：有
吉田亜紀子	准教授	修士(看護学)	教育実績：R4/24.3 R5/24.0 R6/22.5 研究業績：有
小原 弘子 (R6～)	准教授		教育実績：R6/17.2 研究業績：有

高知学園短期大学

政平 憲子	講 師	修士 (看護学)	教育実績 : R4/19.8 R5/19.8 R6/17.8 研究業績 : 無
竹内 浩美	講 師	修士 (看護学)	教育実績 : R4/24.6 R5/21.5 R6/22.0 研究業績 : 有
東 麻奈美	講 師	修士 (看護学)	教育実績 : R4/21.0 R5/21.0 R6/17.5 研究業績 : 無
西内 舞里 (R7~)	講 師		教育実績 : - 研究業績 : 無
伊藤 晴菜 (R7~)	講 師		教育実績 : - 研究業績 : 無
川村 亜以 (R7~)	助 教		教育実績 : - 研究業績 : 無

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻の教員は 4 名であり、うち保健師資格を持つ教員は 3 名であり、看護学科にも所属している。養護教諭一種免許状取得に関しては、教職担当教員を 1 名配置しており、教員組織は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び教職課程認定基準を満たしている。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等についても短期大学設置基準を満たしており（提出-規程集 74・75）、教員の研究業績等についてはウェブサイトで公表している（備付「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」）。本専攻の非常勤講師については、高知学園短期大学非常勤講師規程（提出-規程集 78）に基づいており、実務経験を有する専門領域の講師を適正に配置している。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
山下 文一	教 授	修士 (学術)	教育実績 : R4/8.0 R5/7.0 R6/4.0 研究業績 :
廣末 ゆか*	教 授	修士 (看護学)	教育実績 : R4/16.8 R5/17.4 R6/16.9 研究業績 : 無
大西 昭子*	准教授	修士 (看護学)	教育実績 : R4/20.8 R5/20.5 R6/20.3 研究業績 : 有
野村 美紀*	准教授	博士 (看護学)	教育実績 : R4/19.2 R5/18.5 R6/19.3 研究業績 : 無
高橋真紀子* (R7~)	講 師	修士 (看護学)	教育実績 : - 研究業績 : 有

*保健師資格を所有する教員

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。〕

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

高知学園短期大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-過去 5 年間

高知学園短期大学

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)の教育研究業績書)。教育研究活動の状況については、各教員が当該年度の研究活動計画書と業績報告書(備付-研究活動に関する書類 ①研究活動計画書、②業績報告書)を提出し、学校全体で取りまとめている。研究業績については国立研究開発法人科学振興機構が運営する researchmap で公開することとなっており、研究業績の他、担当授業科目、学位、社会貢献等、教育研究活動を各教員が更新している。また、本学公式サイト内の教員一覧からは、researchmap の該当教員のページへのリンクが公開されている。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学の教員は、科学研究費補助金等外部資金の獲得に向けて努力をしているが、令和6年度の科学研究費補助金獲得状況については、応募3件のうち新規採択は1件であった。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程(提出-規程集)、研究倫理申請について検討する高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程(提出-規程集)を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領(提出-規程集)に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園短期大学研究活動における不正防止計画(提出-規程集)、及び高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報(告発)処理に関する規程(提出-規程集)を定め、高知学園短期大学研究倫理審査申請要項(提出-規程集)に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン(提出-規程集)、高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針(提出-規程集)、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範(提出-規程集)、高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程(提出-規程集)、高知学園短期大学公的研究費の使用に関する不正防止計画(提出-規程集)を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園短期大学の教員の資格に関する内規(提出-規程集)において研究活動の必要性を示している。また、研究費や研究旅費を予算編成の方針(備付)や旅費規程(提出-規程集)等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック(備付)を作成して教職員へ周知し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程(提出-規程集)に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握している(備付-教育研究業績書)。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要を毎年1回発行している(備付)。編集は紀要編集委員会規程(提出-規程集)に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園短期大学紀要投稿規程(提出-規程集)、高知学園短期大学紀要査読要領(提出-規程集)、高知学園短期大学紀要現行執筆要領(提出-規程集)を定めて実施している。

専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程(提出-規程集)を、専

高知学園短期大学

任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項（提出-規程集）を整備している。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

学校法人高知学園の組織規程第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。高知学園短期大学の事務局体制は、庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、また高知学園短期大学IR推進室規程に基づくIR推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、短期大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園短期大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署に必要な専門的な職能を有している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

事務に関する規程は、財務に関する会計規程、庶務に関する高知学園文書取扱規程、高知学園公印取扱規程、高知学園文書保存規程等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局各課では、パソコン、電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、全般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園短期大学災害対策委員会規程を定めて災害対策委員会を設置している。主な震災対策としては学生ヘルメット（タタメット）約950個、職員用ヘルメット約130個を常備し、各講義室、実験室には学生の避難誘導に必要な懐中電灯・笛・誘導灯等を入れた非常用持出袋を設置している。また、本学における防災に必要な事項を防災マニュアルとして定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。

情報セキュリティ対策については、高知学園短期大学情報セキュリティポリシーに基づき、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準を定めて遂行している。これらを審議するために高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程を定め、情報セキュリティ委員会を設置している。また、情報教育に関する審議を行うため、情報企画委員会規程に基づいて情報企画委員会を設置している。情報セキュリティに関する担当事務を学生支援課とし、学内LANのセキュリティ強化に努めている。さらに、重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報

高知学園短期大学

共有を図るとともに日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、短期大学設置基準第 35 条の 3 に基づいてスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程を定め、スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会 (以下、「SD 委員会」と表記) を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、また SPOD の研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。本学では、学科会議、専攻科専攻会議において、所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても、事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、広報企画会議規程に基づいて設置した広報企画会議には、教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行い、キャリアセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

学生の成績記録については、学校法人高知学園の文書保存規程並びに学校教育法施行規則の定めに基づき保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施やストレスチェック制度実施規程 (内規) に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

また、教員の採用、昇任は高知学園短期大学の教員人事に関する規程、高知学園短期大学人事委員会規程、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学教員資格に関する内規、高知学園短期大学教員選考基準、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。

事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第 35 条の 3 に基づいてスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程を定め、スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会を設置し、

高知学園短期大学

職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、また SPOD 研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。令和 6 年度は、3 名の職員が SPOD フォーラム 2024 に参加する予定であったが、台風でフォーラムは中止となった。また、SPOD フォーラム講師派遣プログラムには、3 名が参加し、「現代学生の理解と関わり方」について学んだ。また、同法人内の高知リハビリテーション専門職大学の職員は 5 名が参加し、ともに研鑽した。

教員の FD 活動に関しては、学則第 3 条に基づいてファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程を整備して FD 委員会を設置し、毎年度研修会を実施している。令和 6 年度の SPOD 加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和 7 年 2 月 18 日に小坂有資氏 (香川大学) を迎え、「現代学生の理解と関わり方」を開催した。本学から参加した教員は 21 名であった。また、ともに参加した併設の高知学園大学で 19 名、同法人内の高知リハビリテーション専門職大学で 20 名の教員が参加した (備付-SPOD 内講師派遣プログラム完了報告書)。

教員は、授業参観や授業アンケートを通して、各自が授業・教育方法の改善を行っている。例えば、教員による授業参観は、FD 委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針 (備付) に基づいて実施している。授業参観終了後には当該学科の FD 委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行っている。FD 委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書 (備付) としてまとめ、教務課に提出している。これは教務課で閲覧することが可能である。さらに授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて改善計画報告書 (備付) を教務課へ提出している。以上の報告書は教務課内で閲覧することができる。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施している。公開授業も FD 委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」(備付) に基づいて実施することとしている。公開授業の事後検討会報告書 (備付) も教務課で閲覧することが可能である。

また、本学では高知学園大学と合同で年 1 回、FD・SD 活動研究活動発表会を開催している (備付)。この活動は、授業を中心とした教育方法及び学生指導の改善・発展を目指し具体的な方策を検討する機会とし、教職員が自らの FD・SD 活動へ反映させること、さらに学内での相互交流を図る場とすることを目的としている。令和 6 年度は 7 題の発表があった。特に、Microsoft365 の活用課題の解決に向け、ICT 機器への苦手意識を持つ教員を意識しながら、ICT に関するテーマでの発表を募ったところ、2 件の発表があった。さらに、FD 委員会企画として、情報担当教員による ICT を活用した授業のための公開授業を実施し、延べ 14 名参加した (備付-ICT を活用した授業のための公開授業参加者名簿)。

以上の活動を通して、本学は短期大学設置基準第 11 条の 3 に基づいて FD 委員会規程を定め、多様な FD 活動を適切に実施している。

なお、本学は指導補助者の制度はない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施やストレスチェック制度実施規程（内規）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。教員の採用、昇任は、高知学園大学の教員人事に関する規程、高知学園大学人事委員会規程、高知学園大学教員資格、高知学園大学教員資格に関する内規、高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員組織においては、短期大学設置基準および各養成施設指定規則を厳格に遵守した編制がなされており、学位や教育研究業績に基づいた公正な人事管理体制が確立されている。しかしながら、専任教員による外部資金（科学研究費補助金等）の獲得状況は、応募件数・採択数ともに一部の教員に留まっており、組織全体の研究活性化に向けた底上げが急務である。特に、若手教員や実務家教員が教育活動と並行して研究業績を安定的に積み上げられるよう、研究時間の質的確保や、学内助成金、申請書作成支援といった組織的なバックアップ体制のさらなる充実が求められる。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動については、授業参観や事後検討会、改善計画の策定といった PDCA サイクルが制度化されている点は問題ないが、今後は、これらの活動で得られた「授業改善の好事例」を個々の教員の成果に留めず、全学的な教育課程の編成や改善にどのように組織的に還流させるかという、波及効果の可視化が課題である。また、ICT 活用等、教育環境の変化に即した教育手法の定着度を組織として点検し、継続的に支援する仕組みをより強固にする必要がある。

事務組織および SD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関しては、責任体制の明確化と教職協働の基盤は整っているものの、研修参加等による個々の職員の能力向上が、具体的な事務処理の効率化や、大学運営の高度化に結びついているかという「成果の還元」プロセスが未分化である。IR 推進室が提供するデータ分析結果を、各事務部署の意思決定や業務改善に直接活用する「エビデンスに基づく事務運営」の定着が今後の重要な課題である。

人事管理面においては、法令に基づいた適切な管理・周知がなされているが、教職員がその能力を最大限に発揮し続けるための「キャリア形成支援」や「ウェルビーイング（心身の健康と働きやすさ）」への配慮を、一歩進んだ組織戦略として位置づける必要がある。多様

高知学園短期大学

な働き方への対応や、個々の貢献に対する多角的な評価・顕彰制度の導入を検討し、建学の精神である「至誠」を教職員自らが体現し、一丸となって教育の質保証に参画できる組織風土の醸成が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料	18	学校法人高知学園寄付行為
提出資料-	16	高知学園短期大学災害対策委員会規程
規程集	36	図書館運営委員会規程
	39	高知学園短期大学危機管理委員会規程
	40	高知学園短期大学危機対策本部規程
	44	高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程
	64	高知学園短期大学図書館選書要領
	65	高知学園短期大学図書館文献管理内規
	90	高知学園短期大学危機管理規程
	96	高知学園短期大学情報セキュリティポリシー
	97	高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
	139	会計規程
	153	会計規程施行細則
	154	物品管理要領
	154	物品購入審査規程（内規）
	156	高知学園購買事務処理規程
備付資料	10	シラバス
	12	時間割表
	70	高知学園短期大学危機管理マニュアル
	71	防災マニュアル
	76	校地、校舎（図面）
	77	図書館に関する資料 ①図書館概要、②学外者のための利用案内、③図書館報（らぶっく）
	78	防災訓練スケジュール
	80	固定資産台帳及び備品台帳

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

高知学園短期大学の学生定員は460名であり（専攻科を除く）、併設する高知学園大学の

高知学園短期大学

学生定員は 520 名である。本学の校地面積は高知学園大学との共用を含めて 48,640 平方メートルであることから、短期大学設置基準第 30 条の規定を十分に満たしており、学生間の交流が十分に行えるための広い校地を有している。運動場用地についても、高知学園大学と共用して 25,840 平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、短期大学設置基準第 27 条の 2 の規定を満たしている。本学では体育館を保有していないが、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

短期大学設置基準第 28 条に基づいて講義室 18 室（うち併設する高知学園大学との共用 13 室）、演習室 7 室（うち併設大学との共用 2 室）、実験・実習室 10 室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室 2 室（併設大学と共用）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な種類と数を備えている。本学の校舎面積については、高知学園大学との共用を含めて 15,402 平方メートルであることから、短期大学設置基準第 31 条の規定も満たしている。施設・設備・その他の物的資源の面積については 669 平方メートルであり（備付資料：校地、校舎（図面）、学生が交流や休息等に利用するのに適当な空地を十分に有している。校地と校舎の障がい者対応については、1 号館、3 号館、5 号館、6 号館、7 号館及び 8 号館の玄関口にスロープを整備し、その各 1 階には車椅子用トイレを設置している。8 号館にはエレベーターを完備している。

本学では、専任教員には個室の研究室を用意しているが、専門性に応じて複数教員でひとつの研究室を使用する場合もある。助手の研究室についても、複数名で使用して研究を行いやすい体制をとっている。本学は専門職学科及び通信による教育課程は設置していない。

各学科では教育課程編成・実施の方針に基づき施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している。

本学では、短期大学設置基準第 28 条および第 29 条に基づき、全学共通の教育研究施設として図書館を設置している。図書館の面積は 974 平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が円滑に行えるよう、施設配置に配慮している（備付-77①②）。図書館では、教育研究に必要な学術情報の収集・蓄積・提供に加え、学生が個人またはグループで資料を検索・閲覧し、議論を通じて自主学習を行える場としての機能を充実させている。

図書の選定は、高知学園短期大学図書館選書要領（提出-規程集 64）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て年 3 回実施しており、教育研究に資する資料の系統的な整備に努めている。利用価値が認められなくなった資料については、高知学園短期大学図書館文献管理内規（提出-規程集 65）に基づき、委員会の審議を経て随時除却しており、選定・廃棄のシステムが確立している。

図書館では、図書館運営委員会規程（提出-規程集 36）に基づき、各学科からの要望を踏まえた図書館運営を行っている。令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した後も、「医中誌 Web」の臨時 ID/パスワード発行を継続し、Medical Online や電子書籍の学外利用設定も維持するなど、学習・研究環境の柔軟な整備を行った。

また、図書館報『らぶっく』（備付-77③）を発行し、学習支援機能や新着図書の紹介、教職員・学生による書評の掲載を通じて、資料利用の促進と読書活動の活性化を図っている。さらに、高知県立図書館との協定により、県内の公共・大学図書館からの資料を無料で取り

高知学園短期大学

寄せる体制を整えており、他機関との連携による資料提供にも努めている。

図書館では、学生の自主学習やグループ学習に対応したスペースを整備し、教室外での学習活動を支援している。令和6年12月には、老朽化により使用されていなかったらせん階段を撤去・平坦化し、そのスペースに畳敷きの読書コーナーを新設した。これにより、学生がリラックスしながら読書や学習に取り組める環境を提供している。

開館時間については、学生の要望を踏まえ、令和4年度より前期にも開館時間の延長を実施しており、前期は19時まで、後期は20時まで開館している。前期定期試験期間中は20時まで延長し、国家試験対策期間（12月～2月末）には土曜日・日曜日も開館するなど、学習環境の確保に努めている。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和7年3月31日現在）（高知学園大学と合算）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	81,748 冊
	雑誌（製本）	8,465 冊
年間受入数 （令和6年度）	図書	2,157 冊
	雑誌	90 種
	視聴覚資料	6 種
学術雑誌種類数		632 種
視聴覚資料数	DVDほか	1361 種
AV設備 （短大と共有）	DVD プレイヤー	パソコンで代用（6台）
パソコン （短大と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	16 台
座席（短大と共有）		106 席

表Ⅲ-B-1-2 図書館利用状況（令和4年度～令和6年度）（高知学園大学と合算）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）	256	258	253
入館者数（人）	42,530	50,740	49,249
貸出冊数（冊）	5,588	5,608	5,299

なお、本学では通信による教育を行う課程は設置していない。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、保育表現の分野別に演習室（ML 教室、音楽室、造形演習室）を整備し、専門分野の研究活動を行っている。短期大学設置基準や指定保育士養成施設指定基準等に示された内容に関するもの、及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則で定められた教育課程に必要な機器・備品についても整備している。また、高知学園短期大学附属高知幼稚園とも連携を取り、実践的な演習授業を行っている。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、歯科衛生士学校養成所指定規則にある教育上必要な機械器具、模型等、図書館には医療人として必要な幅広い教養などの専門書を増冊し有効に活用できるよう整

高知学園短期大学

備している。

教室以外の実習室では、歯科臨床実習室、歯科基礎実習室、歯科実験室Ⅰ・Ⅱを整備しており、歯科臨床実習室には18台の歯科診療台と各診療台備付のパソコンを設置している。授業開始前には点検を行っている。また、在宅患者のための「高齢者・障害者介補技術」実習室も整備されている。

【看護学科】

看護学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための施設として基礎看護実習室、小児・母性看護実習室、成人看護実習室、老年・在宅看護実習室、精神看護実習室、モデル人形収納室、標本室を有している。各実習室には物品準備室を設け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた機器・備品を整備している。また備品管理の責任者を配置し、適切に管理を行っている。

令和6年度には、臨地での効率的な実習のために学内演習の充実が求められたことから、看護技術習得のための新しい備品を整えた。また、就職後も継続して学べる利点を考慮して導入したナーシングスキルについて継続的に学習し学生の効率的な活用を勧めた。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、保健師教育に必要な機器及び物品を整備している。本専攻ではゼミ室を確保し、学生の授業時間外の学習活動や研究活動を支援するために環境を整えている。ゼミ室には災害時に必要な物品や、最適な環境で学習できるよう加湿器、セラミックファンヒーター、温湿度計等も整備し感染予防対策に努めており、直接的な学習支援の他にも学生にとって安全で快適な環境を整えている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、短期大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程を整備している。さらに、会計規程施行細則、物品管理要領、物品購入審査規程（内規）、高知学園購買事務処理規程等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

危機管理については高知学園短期大学危機管理規程を定め、高知学園短期大学危機管理マニュアルを作成して対応している。災害時の対応についても、高知学園短期大学危機管理委員会規程、高知学園短期大学危機対策本部規程を定めて対応することとしている。

さらに、災害対策については高知学園短期大学災害対策委員会規程に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアルを作成している。また、災害時の迅速な安否確認のため「セコム安否確認システム」を導入しており、学生及び教職員を対象として、スマートフォンへアプリをインストールした上で通知を受け取れる体制を取るようになっていく。

高知学園短期大学

火災・地震対策、防犯対策のため高知学園短期大学の定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する説明会と避難訓練を実施している。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。セコム安否確認システムについても、年に複数回の安否確認訓練を行っており、災害時に応答できることを日常的に確認している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、照明をLEDに切り替えるなど、計画を立てて順次行っている。

高知学園短期大学では、情報資産を守り、情報システムを管理するための方針として、高知学園短期大学情報セキュリティポリシーを定めている。この方針に基づいて、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準を定めており、学長が情報セキュリティ責任者、情報企画部長が情報セキュリティ実施責任者、事務局長が情報セキュリティ管理責任者となっている。日常的な監視やメンテナンスについては、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。

学内資産となっているパソコンについては、セキュリティソフト ESET のボリュームライセンスを毎年購入しており、利用者が常時アップデートを行っている。その他の学内エンドポイント機器に関しては、セキュリティソフト導入の上、利用者にOS及びソフトを最新に保つ旨、情報企画部長より通達している。また、UTM やスイッチ等の学内ネットワークの通信機器については、管理を業者に依頼しており、定期的にアップデートされている。

図書館では、蔵書の増加に伴う書庫スペースの確保に向けた対応として、令和5年度に地階に配置されていたパソコン関係の資料を2階に集約し、製本雑誌書架の狭隘化への対処を行った。また、令和6年12月には、老朽化により長年使用されていなかったらせん階段を撤去・平坦化し、畳敷きの読書コーナーを新設することで、学生がリラックスして学習できる空間の整備を進めた。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

施設・設備面においては、短期大学設置基準を大幅に上回る校地・校舎面積を有し、専門職養成に特化した高度な実習機器や、学生の主体的な学びを支える充実した図書館機能が整備されている。しかしながら、多くの校舎が建設から年月を経ており、施設・設備の経年劣化への対応が喫緊の課題となっている。単なる対症的な修繕に留まらず、教育環境の質を中長期的に維持・向上させるため、財務計画と連動した計画を策定し、優先順位を明確にした計画的な投資を進める必要がある。

バリアフリー対応については、主要な導線でのスロープや多目的トイレの設置が進んでいるが、多様な障がいを持つ学生の受け入れを想定し、ソフト・ハード両面でのさらなる拡充や点検が求められる。

維持管理および安全面では、安否確認システムの導入や定期的な避難訓練、情報セキュリティ対策など、組織的な危機管理体制が構築されているが、学内サーバ室のサーバ機器に関しては、クラウド化や災害対策を考慮した物理的セキュリティの強化について検討を行う

高知学園短期大学

必要がある。

図書館については、蔵書の増加に対する書庫スペースの根本的な確保には至っておらず、引き続き物理的な収蔵環境の改善が求められている。また、学習支援の場としてのラーニングコモンズの整備や、教科担当者との連携による図書館利用の促進など、ソフト面における学習支援機能の強化も今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料-

規程集

備付資料 81 学内 LAN の敷設状況

83 パソコン教室平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

高知学園短期大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。全学共通のネットワーク環境や学生用コンピュータに関しては、高知学園短期大学情報企画委員会規程に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。教職員には、入職時に1台のPCが割り当てられる他、教員の研究費や備品予算で個別に整備している。また、令和3年度より、Microsoft 365 (Office365 A3 ライセンス) が導入されており、全学生、全教職員が1つのアカウントを所持している。本アカウントは、大学のPCだけではなく、スマートフォンやタブレットも含め、1アカウントで5台の端末までMicrosoft Officeの導入が可能であり、技術サービス・ソフトウェアだけでなく、経済的な面からも学生の支援となっている。実際のユースケースでは、レポートやプレゼンテーション等の資料を作成することや、データ処理、グループ作業でのコミュニケーションツール、オンライン授業、ファイル共有等、活用の範囲は広がっている。

また、学生への連絡や就職支援のために学生と教職員のみがアカウントをもつポータルサイトを運用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。

これらの技術的資源の利用のために、学生はコンピュータ・リテラシー科目においてトレーニングを受けている。そのなかで学生は、学内PCの使い方やアカウントの扱い、他の機器へのOfficeソフトやTeamsの導入、Officeソフトの使い方等について、初歩的な内容か

高知学園短期大学

ら広範に学習している。教職員については、入職時の説明会において、情報企画委員会から導入等の説明があり、各種マニュアルを整備している。

学内ネットワークに関しては、1号館に設置されているメインルータと全ての校舎のネットワークスイッチは光ファイバーケーブルで接続されており、令和6年度に1Gbpsから10Gbpsの高速なケーブル・スイッチに更新され、従来は7号館からイーサネット接続されていた8号館も光ファイバーとなっている。スイッチから各校舎内のほぼ全ての研究室・教室・実習室には、有線LANが整備されている(備付-68)。これらのネットワーク基盤は、学生の学習支援に活用されている。また、令和6年度にWi-Fiネットワークが整備され、実習室等を除く通常講義で使用される全ての教室にはアクセスポイントが設置された。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナー・プリンターやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46台である(全てデスクトップ、備付-83)。令和4年度には、多様な授業ニーズに対応するため、各PCにビデオ会議用Webカメラとヘッドセットを導入しており、ハイブリッド授業にも対応できる機器を備えている。

また、これらとは別に、711教室には、固定用と追尾用カメラを備えた講義録画システムを導入しており、特別な事情で授業に出席できない学生に対して、教育の質保障を確保するようにしている。

これらの設備・機器に関しては、各学科が示す教育課程編成・実施の方針に基づいて適切な状態で利用できるよう、情報企画委員会でメンテナンスを計画・実施している。パソコン本体については、令和3年度にリプレースを行っており、現在のところ、各学科の教育上の利用において特に問題は挙がっていない。ただし、対応を要する際には迅速に対応できるよう状況の把握を継続していく。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、令和6年度には「認定絵本土」養成講座を開設するための準備を行い、カリキュラムの一部改正を行った。その際、所蔵絵本等の関連図書の充実を図った。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎分野に「情報科学」を設置し、専門科目でのスムーズな学びに繋がることを目的としている。その中で、Word、Excel、Power Pointの基礎的なICTスキルに加え、Teamsを活用した対話的で協働的な学びを促す取り組みを実践している。さらに、専門科目でも教員は新しい情報技術を授業に活用することで、将来デジタル技術を基盤とした歯科医療に対応するための人材育成を目指した学習を展開している。

【看護学科】

看護学科では、技術的資源を活用する科目として、1年次に「アカデミックICTリテラシー」「情報科学の基礎」を、2年次に「情報科学の応用」を新設し、パソコン実習室のパソコンを活用しながら看護師の業務に必要なICTの知識及び情報モラルを習得できるよう構成

しており、3年目の運用となった。学生は臨地実習前に、電子カルテシステムを理解できるレディネスを獲得し、実習では、実際に電子カルテを活用し、適切な情報収集を行っている。そして、情報獲得の手段として図書館のパソコンを使ったインターネットの積極的な利用を学生に説明し、1年次には文献検索方法について図書課職員の指導を受け、3年次の看護研究の授業では、実際に文献検索を行い、研究の意義やプロセス・分析能力の獲得に活用している。また、看護技術においては、グループごとにその実施の様子を動画に収め、メンバーで確認しながら学習を進めるなどの手法を活用している。使用の際の課題については、随時、専門の教員に相談し、学生に効果的な指導を行っている。

さらに、次年度からのデジタル教科書導入に向けて、学習会を開くなど準備を行った。

また、学生の「予防接種報告フォーム」を作成することで、入力を簡素化しエクセルのファイルに記録が保管できるようにするなど、教員は新たな情報技術を活用している。

【専攻科】

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の主体的な学習を支援するために、授業時間以外の課題作成や修了研究等の研究活動に使用できるようゼミ室にデスクトップパソコン1台とノートパソコン2台、プリンタ1台を整備している。プリンタは消耗品のため不具合が生じることも多く、その都度、本専攻の教員が対応している。また、学習に際して学生に貸し出しができるように看護学科と共用で使用できるノートパソコンを整えている。また、全学生に割り当てをされている Microsoft 365 の Teams 機能を用いて、双方向性のオンライン授業やパワーポイント資料の共有や共同作成がオンライン上でできるよう整えている。令和6年度は Wi-Fi 環境が必要な授業に際して、その都度、教室内で Wi-Fi が利用できるよう環境整備し、学生の主体的な学びを支援した。修了研究では、論文作成のために文献検索が必要となるため、オリエンテーション時に図書館職員から文献検索についての説明を受け、入学後の学習がスムーズに進むよう支援している。teams の活用や接続方法、看護学科からのアカウントの切り替えなど、情報機器の活用に関しては本専攻でオリエンテーションを行い、学生の学びの技術的な支援をした。本専攻においても情報伝達の方法として teams を活用したり、授業内でも情報機器を活用した主体的な学習方法に取り組んだりするなど、工夫をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

技術的資源においては、基幹ネットワークの10Gbps化や講義室へのWi-Fi設置、Microsoft 365の全学導入など、教育研究活動を支えるインフラ整備が進んでおり、専門領域におけるICT活用も実効性を持って進展している。Wi-Fi環境の全学整備やデジタル教科書の導入検討に伴い、学生の個人端末(BYOD)活用への対応については今後の課題となる。また、教職員間においてもICT活用能力に差が見受けられることから、これらを平準化し、大学運営のさらなるDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するための組織的な支援体制を強化する必要がある。

財務および経営面については、少子化による入学者確保の難化という厳しい外部環境を見据え、中長期的な収支均衡を維持するための財務戦略の精緻化が課題である。特に、今回整備した高度なICTインフラや施設・設備の計画的な更新には多額の費用を要するため、そ

高知学園短期大学

れらを支えるための安定的かつ多様な財源の確保や、コスト意識を持った効率的な予算配分（資源の最適配分）のプロセスをより透明化し、経営の健全性を組織的に担保し続ける体制の構築が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料	15 計算書類等の概要
	17 事業計画／収支予算書
	19 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
	20 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
	21 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
提出資料-	137 退職手当に関する規程
規程集	139 会計規程
	140 資産管理運用規程
	160 学園幹部会規程（内規）
備付資料	53 教員個人調書
	56 専任教員年齢構成表
	80 固定資産台帳及び備品台帳
	91 中期計画に関する書類
	101 財務情報 [令和 4 (2022) 年度]
	102 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]
	103 財務情報 [令和 6 (2024) 年度]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

高知学園短期大学における資金収支及び事業活動収支は、令和元年度から支出超過に転じた。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、金融資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返済し、健全に推移している。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。法人全体での 5 ヶ年計画の財務計画を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、短期大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づき、安全を第一に適切に運用している。令和 4 年度から令和 6 年度における教育研究経費比率については、短期大学は決算ベースで 30.6 パーセント～30.5 パーセントで推移し、学生の教育に必要な経費の支出に

高知学園短期大学

努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付-101・102・103「財産比率比較」）。本学園では公認会計士 5 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集 や学校債の発行は行っていない。過去 3 年における入学定員充足率は令和 4 年度が 87.7 パーセント、令和 5 年度が 85.2 パーセント、令和 6 年度が 87.5 パーセントである。収容定員充足率はそれぞれ 100.4 パーセント、90.0 パーセント、87.6 パーセントで推移している。令和 4 年度から令和 6 年度 における事業活動収支差額比率はそれぞれ 3.2 パーセント、-4.6 パーセント、-8.7 パーセントであった。このように、入学定員充足率 に課題を残すが、それに相応した財務体質を維持できるよう管理することとしている。学校法人高知学園及び高知学園短期大学は、中・長期計画として財務計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、 計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している。 また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している。資金（有価 証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

高知学園短期大学の将来像は、今後も「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより短期大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、短期大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学と同じ資格を取得できる学科を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が抱える地理的・経済的課題によって、高知県外の四年制大学に進学

高知学園短期大学

する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門的職業人を育成し、将来にわたって高知県の食・教育・医療の発展に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。さらに、本学の専攻科は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認可を受け、短期大学に在学しながら学士の学位を取得できるメリットも有している。

一方、本学の伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の採択件数が近年は停滞している点に弱みを感じている。

本学における過去3年間の経常収支差額比率は、令和4年度が3.1パーセント、令和5年度が-4.6パーセント、令和6年度が-9.8パーセントで推移し(提出-15)、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、大学説明会への参加も行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取り組みを中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、中途退学の防止も挙げられる。本学では、各学科と事務局、及び各種委員会や白菊寮(学生寮)が連携して①学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、②教員の指導力の向上、③中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実、④学科・専攻内の全教員の共通理解に基づく指導、⑤経済的困難学生に対する相談体制の充実等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている(備付-53・56)。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒアリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科・各専攻の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれている。財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開している。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財務・経営管理体制は、学校法人会計基準に準拠した正確な会計処理、外部監査人を含む重層的な監査体制、および月次報告を通じた迅速な実態把握など、極めて適正に運用されている。また、資産運用においても安全性を最優先し、将来の負債に対する引当金を計画的に積み立てるなど、保守的かつ堅実な管理が徹底されている。経営面においても、全学職員会等を通じて財政状況を可視化し、教職員間で「経営危機意識」も共有できているが、最大の課題は、大学設置に伴う初期投資と入学定員充足率の低迷に起因する、事業活動収支の継続的な支出超過である。過去3年間の収支差額比率は急速に悪化しており、経営判断指標が示す警戒域に達している。現状では金融資産の活用や借入金の計画的返済により資金繰りの安全性は保たれているものの、中長期的な収支均衡に向けた道筋を確固たるものにするには、現在の経費管理に留まらない抜本的な経営改善計画を策定することが必要であ

る。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時には、研究業績の少ない教員や科学研究費補助金申請・採択の少なさに対する指導・管理体制が問われた。従来、本学では研究倫理や科学研究費に関する研修会を開催していたが、令和6年度には開催することができなかった。研究倫理教育履修の修了者数について、未修了者がまだ残されているものの、増加傾向にはある。外部補助金の申請数を上げ、研究活動をさらに活発化するためには、組織的支援の充実を図らなければならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教員組織は、短期大学設置基準および各種養成施設指定規則を厳格に遵守し、専門的職業人養成に最適化された体制を構築している。全学で必要数を上回る専任教員を配置し、学位や教育研究実績に基づいた公正な人事管理を行っている。FD 活動においては、授業参観から改善計画策定に至る PDCA サイクルを制度化し、ICT 活用授業の公開など、組織的な教育力の向上に努めている。一方で、科学研究費補助金等の外部資金獲得が一部の教員に留まっていることが課題であり、今後は新たな担当部署を創設し、研究内容の可視化、研究時間の確保や申請支援体制の充実により、教員の研究力を組織的に底上げしていく計画である。

Wi-Fi ネットワークが整備され、学内の基幹ネットワークが更新されたことで、ネットワーク・インフラは現在の ICT 教育を支えるものになりつつあるが、これを最大限活用し、教育 DX を推進するためには、次のような施策が必要である；

- (1) 学生の安全な Wi-Fi 接続の提供と円滑な運用
- (2) 学生の BYOD 化と授業設計のデジタル化
- (3) 教務事務のペーパーレス化
- (4) 教職員のデジタル化研修
- (5) ネットワークの利用トラフィック増大に対応したインターネット回線の更新または新回線増設

財務・経営面では、学校法人会計基準に準拠した適正な管理と、月次報告による迅速な実態把握を徹底している。現在、大学設置コストや定員未充足の影響で事業活動収支の支出超過が続いているが、計画に基づき借入金の圧縮と収支改善を推し進めている。全教職員への経営情報の公開を通じて高い危機意識を共有し、組織一丸となって引き続き経営基盤の強化に取り組む。また、強みである地域密着の教育力を活かした学生確保の施策を推し進め、SNS によるイベント情報の提供や本学 Web サイトを活用した研究活動の発信を通して、定員充足・持続可能な経営体制の確立を目指す。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

- 提出資料 18 学校法人高知学園寄附行為
19 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
20 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
21 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 提出資料- 0 高知学園短期大学学則
- 規程集 121 高知学園理事会会議規則
122 組織規程
129 高知学園就業規則
139 会計規程
- 備付資料 87 理事長の履歴書
92 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為第 14 条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。

また、寄附行為第 18 条第 1 項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程第 4 条及び寄附行為第 29 条及び第 55 条に基づいて、理事長は会計年度終了後 3 月以内に会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

事業報告と財務情報（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等）は、私立学校法第 106 条に基づき、ウェブサイトで公開している。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、高知学園短期大学が受審した令和元年度認証評価の訪問調査においては監事として適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され、伝達は円滑に行われている。

高知学園短期大学

関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第 3 条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や理事会運営規則、高知学園大学学則、組織規程、就業規則等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第 30 条（役員の選任）に基づき、寄附行為第 7 条（理事選任機関）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している。また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 11 条（理事の解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

＜区分 基準IV-A-2 の現状＞

学校法人高知学園の理事会は、寄附行為第 18 条および第 19 条に基づき、理事長によって適切に招集され、議長である理事長のもとで法人の業務に関する重要事項を決定している。理事会は、本学園の各学校から発議される議案の審議を通じて業務執行の決定を行うとともに、理事の職務執行を監督する機関として機能している。特に、機関別認証評価については事業計画の一部として理事会に諮り、予算措置や自己点検・評価報告書の最終承認を行うなど、短期大学の教育の質保証に対して組織的な役割を果たし、その責任を負っている。

理事会は、短期大学の持続的な発展のために必要な情報の収集に努めている。学内からは各学科・事務局からの報告ルートを通じて教育現場の課題を把握し、学外からは関係法令の改正や文部科学省等の動向、地域社会のニーズに関する情報を収集し、経営判断に反映させている。寄附行為第 3 条において教育基本法および学校教育法への準拠を定めていることから、理事会は学校法人の運営に関して法的な責任があることを深く認識し、コンプライアンスを重視した運営を徹底している。

本学園のガバナンスを支える基盤として、理事会は学校法人運営および短期大学運営に不可欠な諸規程を体系的に整備している。具体的には、寄附行為をはじめ、理事会運営規則、各大学の学則、組織規程、就業規則、会計規程などが網羅されており、社会情勢や法令の変更に応じて適宜見直しを行っている。これにより、適正な手続きに基づいた大学運営が担保されている。

さらに、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための体制（内部統制体制）についても、文部科学省令に基づき整備を進めている。監事による監査や内部監査室による点検体制を構築し、理事会において監査報告を受けることで、業務の適正性を組織的に監視している。また、リスク管理やコンプライアンスの強化を図り、法人運営の透明性と自浄作用を維持するための体制構築に継続的に取り組んでいる。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事会は、法人の最高意思決定機関として、寄附行為第14条に「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とされている。理事長は、法人を代表し、その業務を総理するとされ、理事会の議長にあっている。寄附行為第6条の定めにより、理事8名、監事2名の定数構成となっている。寄附行為により、理事はその選任について、第8条第1項第1号において、学長（校長）及び学園本部長のうちから理事会において選任した者3名、そのほか理事会において選任した者5名と定められている。本法人の理事選任機関は、寄附行為第7条において理事会としており、理事会において選任される。

理事会は原則として、年4回定例的に開催し、必要に応じて随時開催している。法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、事業計画、寄附行為の変更、各学校の諸規程の改廃など、重要事項の審議・決定を行い、理事会会議規程に則り、適切に運営している。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

本学園のガバナンス体制は、寄附行為および関係法令に基づき、理事長・理事会が法人の最高意思決定機関および監督機関としての役割を適切に果たしている。また、理事の選任においても、内部理事と外部理事のバランスに配慮し、評議員会からの意見聴取を行うなど、透明性を確保するための手続きが踏まれている。令和6年度の私立学校法改正（改正私学法）の施行に伴い、理事会の監督機能と評議員会の牽制機能をより実効性の高いものへと昇華させることが喫緊の課題である。具体的には、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための「内部統制体制」の整備について、単なる規程の完備に留まらず、リスク管理やコンプライアンスの遵守状況を組織的にモニタリングし、継続的に改善するプロセスの明文化と定着が必要である。

また、理事の選任プロセスに関しても、法改正の趣旨を踏まえ、評議員会による意見聴取が形式的な手続きに終わらないよう、法人の将来構想や経営課題に合致した人材を特定するための選抜基準の策定が求められる。これにより、外部理事の専門性をより直接的に経営判断へ反映させるとともに、選任プロセスの透明性を一層高める必要がある。

さらに、激変する高等教育環境や定員充足率の低下といった経営課題に対し、理事会が収集した学内外の情報をより戦略的に活用し、学長との緊密な連携のもとで、中長期的なビジョンの提示とそれに基づく大胆なリソース配分を行う戦略的ガバナンスを深化させていくことが、今後の持続可能な大学運営における重要な課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生生活と履修の手引き
 - 22 教授会議事録 [令和4(2022)年度]
 - 23 教授会議事録 [令和5(2023)年度]

高知学園短期大学

	24 教授会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
提出資料-	0 学則
規程集	3 高知学園大学教授会規程
	4 高知学園大学評議会規程
	5 学科・専攻会議規程
	6 専攻科専攻会議規程
	7 個人情報保護委員会規程
	8 学科改革検討会議規程
	9 医療事故対策会議規程
	10 地域貢献推進会議規程
	62 高知学園短期大学懲戒規程
	72 高知学園短期大学人事委員会規程
	100 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程
	129 高知学園就業規則
	141 高知学園大学学長選考規程
備付資料	93 学長の履歴書
	96 各委員会議事録
	97 評議会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
	98 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
	99 評議会議事録 [令和 6 (2024) 年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

高知学園短期大学学長は、長年にわたる教育活動と教育行政の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。令和 5 年度までは副学長として学長をサポートし、その間の経験で得られた大学運営に関する見識に基づいて（備付-82）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、大学設置基準第 22 条の 3 を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則第 57 条に基づいて高知学園大学懲戒規程を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則及び学務分掌に基づいて統督している。

学長は、高知学園短期大学学長選考規程に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

高知学園短期大学

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園短期大学教授会規程に基づき、教授会を大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第 41 条に定めるとともに教授会に周知している。毎月 1 回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針については評議会でも検討し、その内容に基づいて教授会で審議することとしている。したがって、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第 93 条及び学校教育法施行規則第 143 条を満たしている。

なお、教授会は高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程に基づき、高知学園大学と合同で開催することがある。教授会におけるすべての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている。また、学長は高知学園短期大学評議会規程に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている。

評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している。委員会での検討結果が学則第 41 条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程に基づき、各学科に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

本学では、学長が教学運営の最高責任者としての権限と責任を適正に行使し、教授会との建設的な関係性のもとで法令を遵守した運営がなされている。また、学長選考から日常の審議、議事録の整備に至るまで、透明性の高い組織体制が構築されている。

今後の課題は、学習成果や「三つの方針」に対する認識の共有（基準(2)-⑤）を、単なる会議での承認に留めず、各教員の授業実践や成績評価の基準にまでいかに浸透させるかという「教育の質保証の深化」である。

また、評議会が個人情報保護や危機管理など多くの委員会機能を兼ねている現状において、審議の専門性を維持しつつ学長の迅速な意思決定を支え続けるために、業務の優先順位付けや分科会の活用など、「教学組織の柔軟な再編（基準(2)-⑥）」を継続的に検討していくことが、新時代に対応した改革を加速させる上での重要な課題である。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 提出資料 4 Web サイト「財務情報」
18 学校法人高知学園寄附行為
19 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
20 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
21 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
25 評議員会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
26 評議員会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
27 評議員会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 提出資料- 122 組織規程
規程集
- 備付資料 12 ウェブサイト「情報の公表」
101 財務情報 [令和 4 (2022) 年度] ④監査報告書
102 財務情報 [令和 5 (2023) 年度] ④監査報告書
103 財務情報 [令和 6 (2024) 年度]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為第 23 条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている。また、会計規程第 4 条及び寄附行為第 29 条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、6 月末日までに理事会と評議員会に提出している。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。内部監査室については、組織規程第 2 条に基づき設置し、適宜監査事務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は 9 名の評議員をもって組織することを寄附行為第 6 条第 2 項で定めている。また、寄附行為第 6 条第 1 項では理事の定数を 8 名と定め、評議員会は理事の定数を超える数の評議員をもって組織し、寄附行為に基づいて開催している。さらに、私立学校法第 66 条に基づいて諮問事項を寄附行為第 37 条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

会計監査人については、寄附行為第 50 条に基づき、令和 7(2025)年 6 月 18 日に開催した評議員会において選任された。

会計監査人監査は、私立学校法第 86 条に基づき、計算書類及びその附属明細書、並びに財産

高知学園短期大学

目録を実施している。また、会計監査人は、独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明している。

会計監査人による会計監査は、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性や会計処理のプロセスについての決算監査、期中監査を実施している。会計監査を担当する会計監査人と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有や意見交換がなされている。また、監事または内部監査室と連携し、効果的な監査の実施に努めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学園の監査・公開体制は、寄附行為および関係法令に基づき、外部監査（監事・会計監査人）と内部監査がそれぞれの役割を果たしており、財務の適正性と運営の透明性は一定程度確保されている。特に、改正私立学校法の施行を見据え、監事や会計監査人による理事会・評議員会への報告体制が確立されている点は、組織的なガバナンスが機能している証左といえる。しかしながら、改正私立学校法（改正私学法）によるガバナンスの抜本的強化に伴い、監事、評議員会、および会計監査人が有する「牽制機能」をより有機的に連携させ、実効性を高めることが喫緊の課題である。監事・会計監査人・内部監査室の「三様監査」による情報共有をさらに深化させ、財務および業務上のリスクを早期に発見・是正する体制を高度化させる必要がある。

評議員会については、新法下での議決機関としての性格を強める中で、理事の選任や会計監査人の選任・監督といった重い法的責任（善管注意義務）を評議員が十分に果たせるよう、情報提供の早期化や監事との対話の場を設けるなど、実質的な審議を支える環境整備が求められる。また、評議員会の選任プロセスの透明性を一層高め、独立性を担保した上での牽制機能を定着させることが不可欠である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

提出資料

提出資料-

規程集

備付資料 ガバナンス・コード

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

高知学園短期大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、ウェブサイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第 47 条に基づき、学校法人のウ

ウェブサイトで開催している（提出-4「財務情報」）。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

情報の公開に関しては、法令で義務付けられた教育研究情報や財務情報の公表に留まらず、ステークホルダーが本学の教育の質や経営の健全性をより直感的に理解できるよう、IRデータを活用した可視化や視覚的な資料提供といった「戦略的な情報発信」が課題である。社会に対する説明責任を、単なる「情報の掲載」から「信頼の構築」へと昇華させ、本学の社会的価値をエビデンスに基づいて発信し続けるガバナンス体制を構築することが、今後の重要な課題である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特記事項なし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。その後を継いだ現理事長は、建学の精神への理解を深化させ、初代学園長である川島源司氏の言葉に基づいた「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を掲げて、学校法人の運営にリーダーシップを発揮して取り組んでいる。

また、高知学園短期大学学長は、教育の質保証と学生支援に対応できる短期大学のあり方をさらに追求し、教育体制の強化・充実、学生支援の充実及び研究体制を確立する。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学園におけるガバナンスと管理運営の改善計画は、令和7年度施行の改正私立学校法への完全適応を基軸とし、経営と教学が高度に連携した持続可能な運営体制の確立を目指すものである。法人ガバナンスの要となる理事会および評議員会については、新たな法的役割に基づき、評議員会を諮問機関から決議・監督機関へと円滑に移行させるための規程整備と組織改編を最優先で実施する。評議員一人ひとりが負う法的責任の重さを改めて周知するとともに、学外評議員の専門的知見をより戦略的に法人運営に反映できる体制を構築し、社会的な視点による経営の透明性と牽制機能を一層強化していく。

教学運営においては、学長のリーダーシップを支える意思決定プロセスの高度化を図る。評議会をハブとした機動的な運営体制を維持しつつ、今後はIR推進室との連携をさらに深め、学生の学修成果や定員充足状況、退学率等の客観的データに基づく教学マネジメントを推進する。とくに、高知学園大学との合同運営のメリットを活かしつつ、短期大学としての独自の研究・教育機能を最大化するためのリソース配分や組織再編について、学長主導によ

高知学園短期大学

る中長期的なビジョンの策定と実行を進めていく。

監査体制については、監事、内部監査室、および会計監査人の三者が情報を密に共有する「三様監査」をさらに深化させ、法人全体のリスク管理能力を向上させる。内部監査を単なる事務的な適合性チェックに留めず、業務の効率化や不祥事の未然防止に資するコンサルティング機能へと発展させ、監査結果を迅速に組織改善に直結させるフィードバック体制を確立する。これに合わせ、文部科学省令に即した「内部統制システムの整備に関する基本方針」を明確化し、理事の職務執行の妥当性を組織的に担保する仕組みを強固なものにする。

社会に対する説明責任と透明性の確保については、法令に基づく情報の公表を継続するだけでなく、ガバナンス・コードの採用とその適合状況の公表を進める。また、Webサイトのアクセシビリティ向上や情報の整理を通じ、ステークホルダーが本学の経営・教育状況を容易に把握できるポータル機能を強化することで、地域社会から真に信頼される大学運営を追求していく。

また、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの啓もうと教職員研修会の実施、相談窓口の周知を行う。以上の取り組みを確実に遂行することは、財務の改善・強化とも関連しており、各学校で「どんな学校にするか(特色)」「どのように知ってもらおうか(周知)」「どう入ってきてもらえるか(魅力)」に関する具体的活動に取り組む。